

平成25年6月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成25年6月中川村議会定例会議事日程(1)

平成25年6月10日(月) 午前9時00分 開会

| | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | | 議席の指定 |
| 日程第2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて 〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕 |
| 日程第6 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて 〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕 |
| 日程第7 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて 〔平成24年度中川村一般会計補正予算(第5号)〕 |
| 日程第8 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて 〔平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)〕 |
| 日程第9 | 承認第5号 | 専決処分の承認を求めることについて 〔平成24年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)〕 |
| 日程第10 | 承認第6号 | 専決処分の承認を求めることについて 〔平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)〕 |
| 日程第11 | 承認第7号 | 専決処分の承認を求めることについて 〔平成24年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)〕 |
| 日程第12 | 承認第8号 | 専決処分の承認を求めることについて 〔平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)〕 |
| 日程第13 | 議案第1号 | 中川村一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第2号 | 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第3号 | 中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第4号 | 中川村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第5号 | 平成25年度中川村一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第18 | 一般質問 | |

1番 中川 礼次郎

(1) 曾我村政三期目、さらによりよい村づくりを進めるための政策(公約)について

7番 湯澤 賢一

(1) 曾我村政3期目の公約の5点について村長の具体的な構想を質問する。

5番 村田 豊

- (1) 自然エネルギーへの取組がなぜ進まないのか
- (2) 公共下水道の受益者負担金について
- (3) 住宅リフォーム助成制度について

4番 山崎 啓造

(1) 中川村の村長として3期目のスタートをしましたが、村の将来像は。

8番 柳生 仁

- (1) 囁むことの大切さについて
- (2) 住民からより親しまれる役場を

出席議員（10名）

- 1番 中塚 礼次郎
- 2番 高橋 昭夫
- 3番 小池 厚
- 4番 山崎 啓造
- 5番 村田 豊
- 6番 大原 孝芳
- 7番 湯澤 賢一
- 8番 柳生 仁
- 9番 竹沢 久美子
- 10番 松村 隆一

説明のために参加した者

- | | | | |
|-------|--------|--------|--------|
| 村長 | 曾我 逸郎 | 副村長 | 河崎 誠 |
| 教育長 | 松村 正明 | 総務課長 | 宮下 健彦 |
| 会計管理者 | 宮澤 学 | 保健福祉課長 | 玉垣 章司 |
| 振興課長 | 福島 喜弘 | 建設水道課長 | 米山 正克 |
| 教育次長 | 座光寺 悟司 | 税務係長 | 宮下 なおゑ |
| 住民係長 | 井原 伸子 | | |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 中平 千賀夫
書 記 松村 順子

平成25年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成25年6月10日 午前9時00分 開会

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成25年6月中川村議会定例会を開会いたします。
ここで議案の訂正がありますので事務局長より申し上げます。
- 事務局長 議案第5号、35ページであります。
給与費明細書に、一部、修正箇所がありますので、後ほど差しかえをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
- 議長 これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
ここで村長のあいさつをお願いします。
- 村長 平成25年度中川村議会6月定例会を収集いたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれご多用の中、全員、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。
5月の13日から3期目となりました。4年間、議員の皆様とともに村民のために努力してまいります。よろしくお願いたします。
今定例会、一般質問においては、公約のことや村の将来像についてなど、たくさんのご質問をいただいております。また、問題提起、ご提案もいただいております。3期目に当たっての考え方などは、そこでご説明を申し上げますけれども、ともあれ、皆で知恵を出し合って美しい村づくりを進めてまいりたいと存じますので、引き続きよろしくご協力のほどお願申し上げます。
さて、本定例会に提案しております補正予算のうち、私のほうからも、若干、ご説明をさせていただいたほうがいいのかというところ、3点ほど触れておきます。
1つは、国からの地方公務員給与削減の要請を受け、職員の給与の臨時特例に関する条例を提出いたしております。職員給与の削減を交付税と絡めて要求するやり方に憤りを感じますが、村民利益を優先して考えざるを得ない判断に、職員の皆さんも、苦渋の中、了解をしてくれました。あわせて議員報酬についても議員各位のご協力を得て削減となり、常勤の特別職についても減額となります。
もう1点は、脱原発を目指す首長会議への参加のため年会費3万円を計上しております。この会議は、南相馬市の桜井市長、湖西市の三上市長、東海村の村上村長を世話人として元職16名を含む全国84名の市区町村が参加しており、手塩にかけてつくり上げてきたふるさとが放射能災害で台なしにされることがなく、将来世代まで受け継がれていくよう脱原発をできるだけ速やかに実現させようという会議であります。

国との折衝や内外の専門家から学ぶ機会も多く、中川村、そしてまた日本全国の市区町村に貢献できるものと考えますので、ご了解をいただきたいと存じます。

最後に、もう1点は、飯舘村の皆さんにどんちゃん祭りに来てもらおうという村民の取り組みへの支援であります。一昨年、昨年と交流が続きましたが、飯舘村の皆さんの避難生活は相変わらずであり、不自由で先の見えない日々が続いている中、ここで縁を終わらせるのは心苦しく、飯舘村の皆さんにも花火の下で元気にみこしを担いでいただき、あわせて我々村民も飯舘の皆さんから現況を聞いて勉強をする機会が得られるものと思います。実績で必要となった額の半分を上限20万円の範囲で支援をしたいというふうに考えております。

私からこの場でのご説明は以上とし、その他の案件については、別途、詳しくご説明を申し上げます。

今定例会に提案いたします議案等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、平成24年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書についてなど報告が2件、中川村税条例の一部を改正する条例の制定など専決処分の承認が8件、中川村一般職の職員の給与の特例に関する条例など条例の制定が4件、平成25年度中川村一般会計補正予算（第2号）が1件、合計15件であります。

なお、最終日に人事案件1件を追加上程申し上げる予定であります。

何とぞ慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、議会開会のごあいさついたします。

よろしく願いいたします。

○議長 日程第1 議席の指定を行います。

今回、当選された小池厚議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって3番に指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により8番 柳生仁議員及び9番 竹沢久美子議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し協議をしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 それでは議会運営委員会の報告を申し上げます。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日6月10日から14日までの5日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、承認第1号から承認第8号の承認案件につきまして上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

続いて、議案第1号から議案第4号までの条例案件、議案第5号の補正予算につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

その際には、質問席の準備のための休憩をとっていただきますようお願いいたします。

す。

11日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

12日は委員会の日程としますので、請願及び陳情の負託を受けた委員会は、その中で審査をお願いします。

13日は議案調査とします。

最終日の14日は、午後2時から本会議をお願いし、請願及び陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

請願及び陳情に関連する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

なお、議場内においても夏季の軽装を適用させていただき、ノー上着、ノーネクタイとしますので、ご承知おきください。

以上、今定例会の会期及び日程であります。

今定例会は、議案件ほか、ボリュームが大変多くなっております。

また、請願、陳情もたくさんございます。

5日間の短期間でございますが、円滑な議会運営ができますようここをお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から14日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から14日までの5日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情につきましては、議会会議規則第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所轄の常任委員会に付託いたします。

次に、本定例会に提出される議案は、一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、村長より行政報告の申し出がありました。

報告第1号及び報告第2号について報告を求めます。

なお、報告第2号の中川村土地開発公社の経営状況についてにつきましては、後ほど時間をとり、細部についての説明を受ける予定ですので、ご承知おきください。

○総務課長 それでは、報告第1号について申し上げます。

報告第1号 平成24年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書について説明をいたします。

平成 24 年度中川村一般会計補正予算で定めました繰越明許費を別紙計算書のように翌年度に繰り越しをいたしますので、地方自治法施行令の規定により報告をするものであります。

計算書をごらんをいただきたいと思います。

翌年度への繰り越し事業、繰越額は、平成 23 年度事業費を 24 年度に繰り越したときに比べて増額となっております。

林道改良事業で林道陣馬形線、黒牛折草峠線の舗装工事が予想外の積雪、凍結により工事費の大部分を 25 年度に繰り越さざるを得なかったこと、国の緊急経済対策、平成 24 年度の第 1 号補正予算でさきの 2 路線の舗装工事の予算づけがされ、また、公営住宅の耐震診断調査費の予算づけもされました。これらの全額を平成 25 年度に繰り越したこと等によるものでございます。

繰越事業費は、緊急経済対策分 6,117 万 3,000 円を含む 1 億 2,748 万 5,000 円でございます。

起債対象事業は、林道改良事業、林道陣馬形線舗装工事、黒牛折草峠線舗装工事 9,690 万 8,000 円、村単道路改良事業、村道沖田牧ヶ原線改良工事 1,296 万円、公営住宅耐震診断業務 157 万 5,000 円及び消防施設事業、中組柏原地区、耐震性貯水槽 1,485 万円でございます。

財源ですけれども、特定財源が、公営住宅耐震診断、消防施設整備に係る国庫補助金、合わせて 602 万 3,000 円ほか、地域自主戦略交付金 4,350 万 9,000 円、それから村債 6,570 万円、一般財源 1,225 万 3,000 円でございます。

以上、報告をいたします。

この 4 月から中川村土地開発公社の事務局長に就任をいたしております米山です。よろしくお願いいたします。

報告の第 2 号 中川村土地開発公社の経営状況につきましては、地方自治法の規定に基づき別紙のとおり書類を提出し報告するものですが、先ほど議長の報告がありましたように、この場におきましては平成 24 年度の事業及び決算並びに平成 25 年度の事業計画、予算について、過日、理事会において承認いただいている旨をご報告申し上げ、詳細につきましては場所を改めての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕及び日程第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて〔中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について〕の 2 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、

日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕

日程第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

〔中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について〕

の 2 議案を一括議題といたします。

朗読願います。

朗読

提案理由の説明を求めます。

税務係長の宮下と申します。よろしく申し上げます。

それでは、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて〔専決第 2 号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律及び政令等が、この 3 月 30 日に公布され、それに伴い中川村税条例の一部を改正する条例も 3 月 30 日で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めるものであります。

例規集は第 1 巻 1751 ページからとなります。

お手元に A 3、横長の資料をお配りしてありますので、条例及び新旧対照表とあわせてごらんください。

今回の主な改正点は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を 4 年間延長するとともに平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に入居した場合の控除限度額を拡充することと、納税環境整備として、国税の改正に合わせ地方税に係る延滞金等の利率の引き下げを行うものです。

それでは表に沿って説明いたしますが、特に村民の皆様に影響するものについてご説明申し上げます。

まず、第 34 条の 7 第 2 項 寄附金税額控除についてです。個人住民税の寄附金税額控除の特例控除割合変更の読みかえとなります。

資料の最終ページをごらんください。

地方公共団体への寄附、いわゆるふるさと寄附金を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち 2,000 円を超える額について、全額、控除できる仕組みとなっております。平成 25 年から復興特別所得税に係る所得控除による軽減が創設され、平成 26 年度から平成 50 年度まで、寄附金控除額の所得控除分が復興特別所得税分として所得税の限界税率掛ける 2.1%増額となり、その分、個人住民税の寄附金税額控除額が縮減されることとなります。

資料 1 ページにお戻りください。

次に第 54 条第 5 項、固定資産税の納税義務者等についてですが、独立行政法人森林総合研究所が実施する事業に伴う換地等の土地に係る特例措置等が廃止になったための改正となります。

次に附則の改正についてです。

○建設水道課長

○議長

○議長

附則第3条の2 延滞金の割合等の特例ですが、国税の改正に合わせて延滞金、還付加算金の利率を引き下げるものです。

先ほどの資料、寄附金の資料の前のページになりますけれども、そちらをごらんください。

今回の改正は、延滞金の算定方法の変更と通常の延滞金の割合14.6%について、今まで特例割合はありませんでしたが、特定割合を新たに設ける改正となります。

改正のイメージをごらんください。

納期限後1ヶ月以内、現行の年4.3%を年3.0%に、納期限後1ヶ月以降を現行、年14.6%を年6.3%に、徴収の猶予等及び還付加算金については、現行の年4.3%を年2.0%に引き下げるものです。

なお、この率は、財務大臣が告知する率が1.0%となる場合になります。

もう一度、資料1ページにお戻りください。

第3条の2第2項は、第52条 法人の村民税に係る納期限の延長の延滞金について、前項で削除されたため新設となります。

次に資料2ページをごらんください。

附則第4条第2項 納期限の延長に係る延滞金の特例ですが、附則第3条の改正により延滞金の率が軽減されたことによります字句の整備となります。

附則第4条の2 公益法人等に係る村民税の課税の特例です。第9項が第10項に繰り下げとなり、租税特別措置法の一部改正により第40条の第10項が新たに追加されたことによる条項の整備であります。

附則第7条の3の2第1項 個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除であります。所得税の住宅ローン控除の適用期限の延長、借入限度額の拡充に伴い、住宅借入金特別控除の対象期間を平成39年度まで、住宅借入金特別控除を受けられる居住対象年を平成29年までと、それぞれ4年間、延長するとともに、平成26年から平成29年までに入居した所得税の住宅ローン控除適用者につき所得税から控除しきれなかった額を資料の住宅借入金等税額控除限度額に記載してあります控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するというもので、地方税法の改正による条項等の整備となります。

次の附則第7条の4 寄附金税額控除における特例控除額の特例ですが、内容につきましては、最初に説明しました第34条の7第2項と同じ内容となります。

次に資料3ページをごらんください。

附則第22条の2、附則第23条につきましては、東日本大震災の被災者の方に係る特例措置ですが、現在のところ、村内に被災された該当者の方はおられませんので、説明は省略させていただきます。

最後に、それぞれの施行期日ですが、資料の表、右端の施行期日欄にそれぞれ記載した期日となります。

また、延滞金、村民税、固定資産税に関する経過措置については、資料3ページ、表の下に整理してありますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続きまして、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて〔専決第3号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕の説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほどの税条例の改正と同様に地方税法等の一部改正がこの3月30日に公布されたことに伴い中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例も3月30日に専決処分をしましたので、ここに報告し、承認を求めるものであります。

例規集は第1巻2051ページからとなります。

お手元に資料、国保税条例の改正概要をお配りしてありますので、条例及び新旧対照表とあわせてごらんください。

まず、説明に入ります前に資料の訂正をお願いします。

資料1ページ、表の条見出し欄の3段目、被保険者に係る世帯別平等割額の前に「国民健康保険の」と加えてください。

次に、同じく条見出し4段目の2行目、後期高齢者支援金の「金」の字が「平均」の「均」となっていますが、「金額」の「金」に訂正をお願いします。

それでは資料により説明を申し上げます。

最初に資料3ページの参考をごらんください。

今回の改正の内容となります。

改正点として2点あり、1点目、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を期限を区切らずに恒久化する処置、それと、2点目、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1に減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額し、延長するというものです。

それでは、資料1ページをごらんください。

第1条第2項及び第2条第3項は条例の字句の整理を行いました。

第5条の2 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額についてです。第1号では、説明欄にあります特定同一世帯所得者、特定世帯の定義の変更と、新たに軽減措置となる特定継続世帯の定義についての語句の整備となります。

内容については、国保から後期高齢者医療への移行で単身世帯となる世帯について、5年間、医療分と支援金分の世帯別平等割額が2分の1軽減されている措置について、軽減割合を現在の半分に当たる4分の1に減らし、3年間延長するというものです。この延長した期間に該当する世帯が特定継続世帯となります。

次に、第3号で特定継続世帯の世帯別平等割額を新設し、現行の特定世帯の期限を過ぎてから3年間、世帯別平等割額を2万1,000円の4分の3の額1万5,750円とするものです。

第7条の3 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額ですが、特定継続世帯の新設により、第1項では特定継続世帯の表記の追加、第3号にて通常5,000円の4分の3の額3,750円とするものです。

資料2ページをお願いします。

第23条 国民健康保険税の減額についてです。

当村では、現在、7割、5割、2割軽減を行っています。第23条第1号が7割軽減、第23条第2号が5割軽減、第23条第3号が2割軽減の規定となります。

今回の地方税法の改正で特定継続世帯が新設されたことにより、第23条第1号から第3号に資料、改正内容欄に記載のとおり、医療給付費分と後期高齢者支援金分について特定継続世帯の表記の追加とそれぞれの軽減区分に応じた特定継続世帯に係る世帯別平等割額の軽減額を新たに整備するものとなります。

なお、平成25年度については、当村では特定世帯は46世帯、特定継続世帯は32世帯となっております。

次に附則の改正です。

附則第15項 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例ですが、地方税法の改正による条項整備となります。

なお、村内には震災関係者の該当の方はいませんので、内容については資料をごらんください。

最後に施行期日についてですが、平成24年4月1日施行、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの健康保険税については、なお従前の例によることとなります。ただし、附則第15項の改正規定は平成26年1月1日からの施行となり、平成26年度以降の年度分から適用となります。

なお、改正後の国民健康保険税については資料2に一覧表を記載してありますのでごらんください。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに承認第1号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

ありがとうございます。

全員賛成です。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

次に承認第2号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、承認第2号は承認することに決定しました。

お諮りいたします。

日程第7 承認第3号から日程第12 承認第8号までの承認案件6件につきましては、平成24年度の補正予算であり、関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

異議なしと認めます。よって、

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成24年度中川村一般会計補正予算（第5号）〕

日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）〕

日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成24年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）〕

日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）〕

日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成24年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）〕

日程第12 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）〕

以上の6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長

それでは、私のほうから平成24年度中川村一般会計補正予算につきまして地方自治法の規定により専決処分を行いましたので説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、第1条で歳入歳出予算の総額に7,625万円を追加し、予算の総額を36億7,995万円とするものであります。

繰越明許費は第2表 繰越明許費補正で、地方債の補正は第3表 地方債補正により平成25年3月29日に専決処分をしたものであります。

この補正は、額の確定あるいは最終実績等によるものが主なものでございます。

6ページをごらんください。

第2表 繰越明許費補正であります。追加と変更で4事業ありまして、合計で6,631万2,000円となります。

平成24年度の総繰越額につきましては、先ほど報告第1号で説明いたしましたので

省略させていただきます。

7 ページ、第3表 地方債補正は、7 ページから8 ページにかけましての廃止と変更で、それぞれ事業費が確定したことによるものであります。

廃止は、事業費の減少で財源の見込みができ、借り入れをしないこととしたための廃止で、農地等災害復旧事業費、限度額 10 万円を廃止とするものであります。

8 ページであります。これは、事業費の確定に伴いまして起債の目的であります施設案内版整備事業、過疎対策事業債のソフト分、以下、14 の事業の限度額の変更で、総額では 380 万円の減額となります。

11 ページからの歳入歳出の事項別明細書は主なもののみの説明とさせていただきますので 11 ページをごらんください。

歳入であります。

村税は、村民税から入湯税まで、実績による計上であります。

村税全体では 432 万円の増額であります。

12 ページをお願いします。

2 款の地方譲与税以下、額の確定に伴うものであります。額が大きなものでは、17 ページの地方交付税で、普通交付税は追加がありまして 388 万 3,000 円、特別交付税は、3 月交付額の確定で 7,795 万 7,000 円の合計 8,184 万円の追加であります。

20 ページをお願いします。

15 款 使用料及び手数料のうち中ほどの 08 土木の使用料は 112 万 8,000 円の減額であります。このうち細節 5 村営住宅使用料につきましては、退去後の需要が少なく、空きが多かったために 140 万 8,000 円の減額となっております。

23 ページをお願いします。

16 款 国庫支出金の総務費委託金であります。140 万円の減額であります。このうち細節の衆議院選挙委託費は、昨年 12 月に選挙が行われたところですが、国の委託金精算が 3 月となったため、今回、減額を行ったものであります。

24 ページをお願いします。

17 款 県支出金の中ほど総務費県補助金 120 万 7,000 円の減額であります。それぞれの事業、緊急雇用創出事業補助金、そこに記載してありますが、それぞれの事業実施結果による調整による減額ということで 120 万 7,000 円の減額であります。

25 ページの節の区分で児童福祉費補助金であります。05 の安心子ども基金事業補助金につきましては追加でありまして、制度改正に伴います児童手当システムの改修費の補助金が増額となりました。

次の農林水産業費の県補助金 32 万 3,000 円の減額であります。このうち 02 の林業費補助金、森林づくり推進支援金であります。県民税活用事業費の増による追加の増額であります。

30 ページをお願いいたします。

22 款 諸収入であります。雑入であります。154 万 3,000 円の追加であります。説明欄の一番下、80 番、文化センター企画事業入場料につきましては、コカリナのコ

ンサート、また、フォレストコンサートが満席となりまして入場料収入が見込みより増加となったことによる増額であります。

32 ページ、23 款で村債費であります。先ほど第3表 地方債補正を科目別にしたものでございますので、内容についてはごらんをいただいたとおりであります。

次に 33 ページからの歳出でありますけれども、各費目にわたりまして人件費が減額計上されております。全体で 991 万円の減額となっております。時間外手当を主とした職員手当、それから退職手当の特別負担金、共済費等の減額によるものであります。

また、そのほかは、それぞれの事業の確定あるいは確定見込みに伴い補正を行ったものであります。増額となったものの主なものでご説明をさせていただきます。

42 ページをごらんください。

3 巻の民生費、老人福祉事業は 255 万円の減額であります。この中で補助金の緊急宿泊事業につきましては、当初、200 日分の利用者を見込んでおりますが、利用者が多く 40 日分の追加をしたものであります。

次に 47 ページをお願いします。

農林水産業費の農業振興事業の 19 負担金、補助及び交付金の中で補助金の振興作物普及拡大が 12 万円あります。リンゴの苗木の植栽本数の増加による追加を行ったものであります。

48 ページをお願いします。

鳥獣被害防止対策事業 55 万 5,000 円の追加であります。野生鳥獣総合管理事業補助金で、ニホンジカが実績として 539 頭、イノシシが 102 頭など、有害鳥獣駆除数が当初見込みを大幅に上回ったことによる追加であります。

次に 51 ページをお願いします。

7 款 商工費の中ほど商工振興事業であります。87 万円の減額であります。このうち村の制度資金利子補給金については 45 万円の追加であります。この村の制度資金利子補給金につきましては、平成 23 年度末の借入者の平成 24 年度における利子補給が発生をしまして、通年で補給額が多くなったことによる増額であります。

次に 64 ページをお願いします。

以上の結果によりまして、14 款の予備費に 1 億 4,917 万 8,000 円を追加とすることいたしました。

65 ページの地方債の現在高見込に関する調書についてはごらんいただいたとおりであります。左から 3 列目の合計欄が平成 23 年度末の現在高で 35 億 4,257 万 9,000 円でありました。一番右側の列が平成 24 年度末の見込額であります。35 億 9,898 万 6,000 円ということで、この時点では 5,640 万 7,000 円の増となっております。

以上、一般会計につきましてご説明を終わりとさせていただきます。

特別会計につきましては担当課長からご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは保健福祉課関係をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長

最初に承認第4号 平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ71万6,000円を追加し、予算の総額を4億9,906万6,000円とするものであります。

事項別明細書により説明をさせていただきます。

最初に歳入ですが、6ページをお願いします。

国民健康保険税収入の見込みが確定し、一般被保険者にかかる税は617万円の減額となり、退職者にかかる税は238万1,000円の増額となりました。

7ページの国庫支出金であります、療養給付費負担金が増額、財政調整交付金が減額となり、合わせて45万4,000円の増額となりました。

8ページの療養給付費交付金は、退職者にかかわる分で172万8,000円の減額となります。

9ページの県支出金では、実質負担割合が一定以上を超えたため特別調整交付金が増額となりました。

11ページの繰入金ですが、一般会計からの繰入金で、出産育児一時金の実績による減額であります。

続いて13ページからの歳出であります。

総務費関係につきましては実績に伴う更正減です。

15ページの保険給付費では、一般被保険者、退職被保険者ともに療養給付費、療養費、高額医療費の減に伴う減額補正となります。

17ページの助産諸費では、出産育児一時金が2名分84万円の減額、葬祭諸費も実績による減額となりました。

20ページの特定健康診査等事業費であります。予定をしていました受診人数を下回ったことによる減額でありますけれども、参考までに受診者数は584名、受診率は58.7%であります。

24ページの予備費で歳入額と収支を合わせたところであります。

次に、承認第5号 平成24年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ241万4,000円を減額し、予算の総額を5億3,628万6,000円とするものです。

事項別明細書により説明をさせていただきます。

最初に歳入ですが、5ページをお願いします。

保険料は、第1号被保険者の介護保険料の見込みが確定をしましたので23万4,000円の増額です。

続いて6ページ及び7ページであります、歳出の介護サービス給付費が確定したことにより国庫支出金の介護給付費負担金、調整交付金、支払基金交付金がそれぞれ決まりました。

8ページの県支出金につきましては、介護サービス給付費が確定したことを受け、

現年度精算となり、150万円の減額で県負担金が確定をしました。

10ページの繰入金では、一般会計からの繰入金については介護サービス給付費及び事務費分等が確定したため185万1,000円の減額補正となります。

また、基金繰入金では介護サービス給付費が当初予定より減ったため157万5,000円の減額となります。

11ページの雑入は、指定事業者収入として包括支援センターでのケアプラン作成が増えたことによる増額であります。

12ページからの歳出です。

総務費関係は実績に伴う更正減です。

14ページの介護サービス給付等諸費は当初見込みより減ったため535万6,000円の減額となります。

19ページの予備費で歳入額と収支を合わせました。

続きまして、承認第6号 平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ68万1,000円を減額し、予算の総額を4,391万9,000円とするものです。

事項別明細書により説明をさせていただきます。

最初に歳入ですが、5ページをお願いします。

後期高齢者医療保険料では、収入額が確定し5万2,000円の減額となります。

7ページの繰入金では、事務費、保険基盤安定とも減額となります。

9ページからの歳出ですが、総務費関係は実績に伴う更正減であります。

10ページの後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入分と保険基盤安定県負担金をそのまま一般会計より繰り入れ、長野県後期高齢者医療広域連合に支出することになっているため、これら保険料等の収入が確定したことにより60万3,000円の減額となりました。

以上、よろしくをお願いします。

承認第7号、第8号について説明いたします。

まず、承認第7号 平成24年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）ですが、今回の専決補正では、歳入歳出からそれぞれ302万3,000円と減額し、総額を2億2,020万円といたしました。

いずれに実績に応じ増減したのですが、主なものとしては、歳入では、5ページ、負担金収入に500万円を追加し、次のページ、使用料も、現年分、滞納繰越分、合わせて494万円、手数料9万円を増額しました。

これらに伴い一般会計からの繰入金を、7ページ、1,300万円減額しました。

9ページからの歳出では、当初見積もりに対する汚泥発生量の減少に伴い薬剤などの需用費や環境清掃等に係る委託料など、維持管理費総額で204万円を減額し、最終的に予備費44万9,000円の減額で調整をしたものであります。

続いて、承認第8号 平成24年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1

○建設水道課長

号) についてであります。

今回の専決補正では、既定の歳入歳出から 270 万円減額し、総額を 1 億 3,430 万円といたしました。

いずれに実績により増減したのですが、主なものとしては、歳入では、5 ページ、分担金 70 万円を減額し、次ページ、使用料の現年分、滞納繰越分を合わせた 212 万円を増額しました。

これらに伴い 7 ページの一般会計繰入金は 400 万円の減額としました。

歳出については、10 ページにありますように、需用費のマイナス 55 万円や工事請負費のマイナス 65 万円など、実績による減額で、維持管理費総額 171 万円を減額し、最終的に予備費 77 万 6,000 円の減額で調整をしたものです。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに承認第 3 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第 3 号は承認することに決定いたしました。

次に承認第 4 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第 4 号は承認することに決定しました。

次に承認第 5 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第 5 号は承認することに決定しました。

次に承認第 6 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第 6 号は承認することに決定しました。

次に承認第 7 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第 7 号は承認することに決定しました。

次に承認第 8 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、承認第 8 号は承認することに決定しました。

お諮りいたします。

日程第 13 議案第 1 号から日程第 15 議案第 3 号までの条例案件 3 件につきましては、関連がありますので、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、

日程第 13 議案第 1 号 中川村一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

日程第 14 議案第 2 号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第 3 号 中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

の 3 件を一括議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、私のほうから議案第 1 号から議案第 3 号まで提案の説明をさせていただきます。

議案第 1 号 中川村一般職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。

中川村一般職の職員の給与の特例を定める条例案のもとになります一般職の職員の給与に関する条例につきましては例規集の第 1 巻の 781 ページから記載されてございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

提案理由は、中川村一般職の職員の給与について特例を定めるため本案を提出するものであります。

それでは、給与の支給の特例を定める条例について説明をさせていただきます。

第 1 条で給与を減額して支給する措置の期間は平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日とする特例である旨の趣旨を規定をいたします。

第 2 条では、支給する給料月額、平成 18 年、一般職の給与条例の一部を改正する条例、附則第 7 項による減額補償額を含むにつきましては、給料月額に 100 分の 2.2 を掛けた額を差し引いた額を支給する旨の条文規定をいたすものであります。

関連しまして、期末勤勉手当については、減額前の給料月額を基礎として算定することとすることを第1条であわせて規定をいたします。

第2項では、減額支給される職員の給料に関連して支給される手当について条文中で規定をいたします。

まず、第1号では管理職手当についてでございますが、管理職手当に関しましては、一般職給与条例、第22条第2項の規定で給料月額の100分の10を超えない範囲内で村長の定める額としておりますけれども、村長の定める額を減給前の給料月額を基礎として10%減額した額を支給するというものでございます。

第2号では、一般職給与条例、第32条で、職員が、公務上、負傷し、もしくは疾病にかかり休職にされたときの給与は全額支給すること及び心身の故障の場合、2年間は、給料、扶養手当等、それぞれ80%を支給する規定になっておりますけれども、平成25年7月1日から翌26年3月31日の特例期間中に公務上の負傷等で休職する、こういった場合に該当することになった場合には2.2%の減額計算のもとに支給することを定めます。

また、一般職給与条例、第33条では、刑事事件に関して起訴された場合で、休職期間中に、給料、扶養手当等、それぞれ60%を支給することができる規定になっておりますけれども、この場合でも2.2%の減額計算のもとに支給することを定めることとしまして、それぞれ第2項第1号及び第2号で条文規定をいたすものであります。

第3項では、一般職給与条例、附則第5項で55歳以上の6級に格づけされる職員は、給料月額から1.5%を減じた額を支給するよう規定されております。したがって、当該職員にも、さらに2.2%を減じた給料を支給するものとし、公務上の負傷、疾病等により減額支給されることになった場合にも、これを適用することを条文規定いたすものであります。

第3条では、減給する給料の計算を行うと小数点以下の端数が生じますので、この場合は切り捨ててから差し引き計算することを規定するものでございます。

附則として、この特例条例は7月1日から施行するというものでございます。

特例条例の制定に伴う平成25年度の年間の給与削減額につきましては補正予算で対応させていただきたいと考えております。

続きまして、議案第2号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の内容についてご説明を申し上げます。

例規集につきましては第1巻の703ページからになります。

提案理由でございますが、中川村議会の議員の議員報酬について特例を定めるため本案を提出するものでございます。

附則に1項を加えるものでございます。

議会の議員の支給する報酬は、平成25年7月から平成26年3月までの間、第1条の規定、条例本則に定める議員報酬月額が第1条になるわけでありまして、この規定にかかわらず同項の規定による報酬の月額から100分の2に相当する額を減じて得た額とする。ただし、第5条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報

酬月額については、この限りでない。

附則で、この条例は平成25年7月1日から施行するものとしてございます。

改正に伴います平成25年度の年間の報酬額、削減額につきましては、補正予算で対応させていただきたいと考えております。

続きまして、議案第3号 中川村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部改正の内容についてご説明を申し上げます。

例規集は第1巻の721ページからになります。

提案理由は、特別職の職員の給料について特例を定めるため本案を提出するものでございます。

特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例に特例を定めるもので、附則に次の1項を加えるものでございます。

常勤の職員に支給する給料は、平成25年7月から平成28年3月までの間、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料の月額から村長にあっては100分の20、副村長にあっては100分の7、教育長にあっては100分の5に相当する額をそれぞれ減じて得た額とするという内容の条文を加えます。

なお、期末手当基礎額を算出する給料の月額になりますので、期末手当にも、このことは反映をされるものでございます。

附則で、この条例は平成25年7月1日から施行するものであります。

改正に伴う年間の削減額等につきましては、それぞれ、先ほど申しましたとおり、補正予算のほうで対応させていただきたいというふうに考えております。

以上、一般職員の給与の支給、議会議員の報酬及び常勤の特別職の給与を特例として支給する旨、ご理解を賜りまして、よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番

(大原 孝芳) 議案第3号の特別職の職員の給与改定についてお聞きしたいと思います。

1号、2号については、国の政策として交付税で措置されるということで、半強制的に、各地方自治体に、そういった震災の復興のためと言いながら、非常な強制をさせて減額させてきていると、そういう意図は感じまして、しかし、労働組合、あるいは、私たち議会においても、そういったことを受け入れたわけで、これについては、よく理解できるというよりも、せざるを得ないといった状況で理解しています。

ところが、3号については、期間も28年、長く設定してありまして、28年の3月ということで、村長は、第1回目に出たときには、30%ということで、公約として大きく減額して、村のこれから、将来について、合併をしないということで、その公約として30%をカットして当選されたわけですが、今回、村長は、選挙においては、このことについては、公約としては出してこなかったわけでございます。したがって、

今回、こういった大きな3役の減額について、どのような、多分、国の1号、2号といった趣旨と、また違った意味で、今回、村長給与、副村長、教育長の給与を削減しているということでもありますので、再度、村長のほうから、こういった1つの提案をされた趣旨を、もう一度、お答え願いたいと思います。

○村長 今、お話にありましたとおり、議案第3号につきましては、今回の国からの要請と
いいですか、要求といいですか、それに基づくものではなくて、8年前の30%カット
という公約の、その、何ていいですか、発展形というか、その一連のつながりの中
でのお話でございます。前にも議会で、これについて、30%カットについてご質問
を受けたときに、後のことを考えると、ちょっとやり過ぎたかなと反省しているとい
うふうなことを申し上げまして、そして、昨年度については20%で、選挙に向けて、
だんだん平準化で、もとの本来の姿に近づけていきたいというふうなことで、昨年度
は20%マイナスということでご提案をしたわけなんですけども、残念ながらお認めを
いただけなかったというふうなことで、満額に戻ってしまったというふうな状況がご
ざいました。ですので、次のこの4年間に関しましては、平準化の、前回、ご提案を
差し上げた20%ということによって3年間をして、その次の年、そのときの経済状況とか財
政状況とかで、再度、判断をしなくてははいけませんけども、今の現状では、例えば10%
ぐらいにして、そのときの選挙のところ、だんだんと、そこに向けて平準化の度を
進めていくと、もとの本来の形になるべく近づけていって、その上で次の4年後の村
長というのが、どういうことが、その状況において正しいのか、もう1回、白紙の状
態で考えていただけるというふうな、そんな形にしたいというふうな思っているとい
う、そういう考え方のもとでのご提案でございますので、ご理解を賜ればうれしい
なというふうに思います。

よろしくご検討くださいませ。

○議長 ほかには質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これでは質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
初めに議案第1号の採決を行います。
本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
次に議案第2号の採決を行います。
本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
次に議案第3号の採決を行います。
本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
日程第16 議案第4号 中川村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につい
て
を議題といたします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 それでは、議案第4号につきまして説明をさせていただきます。
新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため本案を提出するもの
です。
国では、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布をされて
いますが、今般、その特別措置法の施行期日を定める政令が平成25年4月12日に
閣議決定され、翌日の4月13日から施行されることになりました。
村では、このことを受け、事前の準備として新型インフルエンザ等の対策に関する
体制を整えるため中川村新型インフルエンザ等対策本部の組織、会議等について定め
ることとしました。
主な条文の説明をいたします。
第1条では趣旨を、第2条では組織を定め、対策本部に本部長、副本部長、本部員
等を置くとしています。
第3条では会議に関すること、第4条では必要により部を設置するとしています。
なお、この条例は公布の日からの施行としています。
以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長 説明を終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩といたしますが、そのままお待ちください。
[午前10時25分 休憩]
[午前10時27分 再開]

○議長 会議を再開いたします。
日程第17 議案第5号 平成25年度中川村一般会計補正予算(第2号)
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○副村長 議案第5号 平成25年度中川村一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。
第1条で歳入歳出予算の総額に1億円を追加し、予算の総額を30億8,900万円とするものであります。
地方債の補正は第2表 地方債補正によるものであります。
今回の補正につきましては、4月の村長選挙を控え、骨格予算とした当初予算の査定段階で留保をしていた事業、また、4月の職員の人事異動、先ほど認めいただきました特別職、議員、一般職の給与及び費用弁償の改正に伴うものなどでございます。
4ページをお願いいたします。
第2表 地方債補正は、追加と変更でありまして、追加は、上伊那消防広域化事業実施に伴う緊急防災・減災事業費780万円、これは起債充当率が100%、交付税措置率70%でございます。それと村道整備事業、美又矢田線で過疎対策事業債2,000万円の発行を行います。
変更は、林道舗装事業、陣馬形線で、過疎対策事業債の限度額1,700万円を1,870万円に変更するものであります。
補正額は総額で2,950万円の追加となります。
7ページをごらんください。
歳入であります。17款 県の支出金につきましては、農林水産業費県補助金160万6,000円の追加であります。これは、昨年12月の衆議院選挙の結果、政権交代となりまして、日本経済再生に向けた緊急経済対策の閣議決定を踏まえまして、平成25年度に説明欄の11番にあります地域自主戦略交付金が廃止をされ、新たに05の森林環境保全整備事業補助金に移行されたことに伴いまして整理を行うものであります。その差額分160万6,000円は、林道陣馬形線舗装工事に対する追加補助で、事業費は315万円の51%相当が補助金として追加になります。
次の商工費県補助金は19万6,000円の皆増でありまして、平成24年度に引き続き地方消費者行政活性化交付金が交付されることになり、内示があったため計上をしたものであります。
8ページをお願いいたします。
18款 財産収入、財産貸付収入68万4,000円であります。南原と牧ヶ原の教員住宅が空き3戸がございましたが、この貸し付けで、当初、通年の空き状況、空いた状

態を見込んでおりましたが、貸し付けが確実となったことによる追加であります。
9ページ、寄附金、ふるさと応援寄附金6万4,000円であります。だれもが安心して暮らせる村づくりにとのことで匿名希望の方から寄附をいただきました。
10ページ、繰越金であります。歳出財源確保のために6,690万円を見込むものであります。
11ページ、22款 諸収入の雑入は105万円の追加で、説明78の市町村振興協会交付金の内示がありまして、消防団の装備品を購入いたします。
12ページであります。村債につきましては、先ほど説明いたしましたので省略をさせていただきます。
13ページの歳出でございますが、これ以降、各費目にわたりまして給与費の補正がございます。35ページから給与費明細書に特別職、一般職、別に分けて載せてありますので、ごらんいただき、各費目に計上してある分については省略をさせていただきたいと思いますが、35ページの特別職については合計で256万9,000円の減額、37ページであります。一般職の先ほどお認めいただきました給与減額に伴います処置による減としましては、給料で、説明のところにありますとおり396万8,000円及び職員手当で33万1,000円、合計429万9,000円の減額となります。
13ページにお戻りいただきまして、議会費につきましては51万3,000円の減額で、内容につきましては説明欄にあるとおりでございます。
14ページ、総務費の一般管理費であります。429万6,000円の減額であります。このうち19の負担金、補助及び交付金で原子力発電所をなくすことを目的とします脱原発を目指す市長会議への参加負担金であります。
15ページであります。財政管理費は10万5,000円の追加であります。決算統計の内容変更に伴います起算管理のシステムの改修業務委託料であります。
庁舎管理費152万8,000円の追加で、村長室の壁、床、応接室の壁の改修工事を実施したいとするものであります。庁舎建設以来の状態、壁のはがれ、床の汚れがあるために工事を行いたいとするものであります。
2257の村づくり事業であります。1,216万8,000円の追加であります。議会全協でご説明したとおり、農産物、獣肉等の地域資源を活用し、販売促進と特産品開発の研究をする地域おこし協力隊2人の活動にかかわる経費としまして、賃金以下、総額で474万4,000円と、昨年度、総務省委託事業であります緑の分権改革の調査事業の成果を踏まえまして、かつらの丘の解体加工施設を食品衛生法と食肉販売業の許可を得るための施設整備としての委託料と工事請負費などで722万4,000円。
16ページに行ってくださいまして、補助金の関係になりますが、補助金につきましては、飯舘村とどんちゃん祭りで交流する会からことしもどんちゃん祭りに約30人を招待したいので支援をとの願い出がございまして、冒頭、村長あいさつで申し上げましたとおり、事業費の2分の1以内、上限20万円を補助する予定のものでございます。
次のバス運行事業279万5,000円の追加で、将来、国庫補助を受けるために村内巡回バス、ダイヤモンドタクシーの実態調査と、その計画策定を中川村地域公共交通会

議が実施します事業に対する交付金でございます。

自治振興費につきましては、下平地区集会所の整備補助金でありまして、補助率3分の1でございます。

防災対策費は29万8,000円でございます。飯沼にあります子局の無線の自動復旧ブレーカーと庁内なります操作卓のバッテリー交換費用でございます。

17ページから18ページにかけましてでございますが、17ページの一番下、村長選挙費及び18ページの中ほど村議会議員の補欠選挙費につきましては、それぞれ実績に伴う減額でございます。

19ページの民生費でございますが、社会福祉総務費の54万円のうち補助費であります。支給人数の確定による追加ということで母子年金給付費を追加とさせていただきたいということでございます。

次に、一番下の老人福祉施設管理費320万円でございます。高齢者憩いの家改修工事実施設計業務であります。平成24年度で実態調査を行いました。風呂場の防水、配管設備がそれぞれ老朽化をしております。平成26年度の早い時期に工事着手をしたいということから実施設計を行うものであります。

20ページでございます。児童福祉費の保育所費830万2,000円の追加であります。このうち15の工事請負費は900万円でございます。片桐保育園未満児室等の改修工事があります。当初、計上いたしました基本設計分に風通し、明り取りについて再検討をした、また、議会担当委員会からのご意見を踏まえまして、事務室の拡張、電気関係の見直しによる追加であります。改修工事費予算総額は9,260万円となります。

21ページの環境衛生費178万6,000円の追加のうち13の委託料につきましては、特定外来植物駆除等業務ということで、道路沿いですとか河川敷など、公共用地を中心にアレチウリ、セイタカアワダチソウ、オオキンケイギクなどの外来植物を昨年引き続き駆除するもので、単独費での実施となります。

22ページをお願いします。

中ほどの農業振興事業は5万5,000円の追加でございますが、消費者行政活性化交付金事業が継続実施となったことから、10検体、数を増やしまして放射能分析を追加で行うものであります。

次に、農業管理施設事業は449万7,000円の追加でございます。平成24年度に皮むき機を1台導入しましたが、需用にこたえられないため全自動皮むき機2台と自動選果機3台を導入し、小規模生産者への対応と生産放棄を防いでいきたいということで、この費用が410万円、また、旧施設時代から使用してきました冷凍冷蔵庫が老朽化しており、これを更新するための費用39万7,000円の合計449万7,000円の補正であります。

次に、23ページ、中ほどの林業総務費の19の負担金、補助及び交付金ですが、上伊那山林協会の負担金ということで、平成24年度に補正がございまして、林道舗装事業の事業費割が確定をしまして、2路線分の事業費5,544万円の0.4%分の負担金となります。

次に、林道改良事業339万9,000円の追加でございます。林道陣馬形線舗装事業の追加で、平成25年度分で工事費相当で、約100mの追加補助が認められたことによるためでございます。

24ページをお願いします。

商工費でございますが、中ほどの観光事業6万円で、天白区民祭り商品代でございます。名古屋市天白区のふれあい協定締結15周年となることし、拡大して実施される天白区民祭りへの商品を出すためのものでございます。

次に25ページ、地方消費者行政活性化事業につきましては、県補助が継続されることとなったことから消費者保護の啓発事業を行うものでございます。

26ページ、土木費でございますが、一番下の段、道路維持管理費2,000万円の追加でございます。道路の維持補修箇所が経年劣化により多くなりまして、各地区からの整備の要望も多いことから、場所、箇所数につきましては、必要度ですとか危険度など優先順位の高い所からになります。整備をするための費用でございます。

27ページ、村道新設改良事業につきましては、村道美又矢田線の改良工事で2,000万円を計上しております。昨年の降雨によります被災対策として約110mの改良を行いたいとするものであります。

次に住宅管理費でございます。63万8,000円でございますが、村営住宅の管理と空きが出ている6戸につきましての入居者募集を行うものでございます。

ここで訂正をお願いいたしますが、16の原材料費の「牧ヶ原住宅道採石代」の「採石」が「採る」ほうになっておりますが、「砕く」石へのほうでございますので訂正をお願いいたします。

次に28ページ、消防費でございます。

常備消防費785万9,000円で、伊南行政組合消防負担金でございます。上伊那消防広域化分の消防指令センター高機能指令システム整備が57万4,000円、消防の救急無線デジタル化整備が728万5,000円となっております。

次に非常備消防305万円の追加でございます。補償費の200万円につきましては、消防団員の商品券ということで、消防委員会の答申を受けての団員の労苦に対する感謝の意を込めまして1人1万円の商品券を贈りたいとするものであります。

備品購入費、消防団備品でございますが、市町村振興協会の交付金を活用しまして消防団用の組み立て水槽2基、負傷者搬送用のストレッチャー2台、それからラッパ班のラッパ全部の更新を行うものでございます。

消防施設事業88万2,000円につきましては、旧防火水槽撤去工事、中組柏原分でございますが、平成24年度で25年に繰り越した事業でございますが、防火水槽を新設しましたが、場所を変えての設置となったことから旧施設の撤去を行うための工事費でございます。

29ページの中ほど、教員住宅管理費10万円につきましては、一般修繕で教員住宅10棟、17戸でございますが、軽微な修繕に備えるということで追加計上するものであります。

次に、一番下の小学校費 862 万 8,000 円の追加であります。

30 ページをごらんいただきまして、東小学校管理費については 555 万 3,000 円であります。委託料、工事請負費であります。委託料につきましては文部科学省からの学校設置における天井等落下防止対策等の推進の通知を受けましての耐震診断であります。

また、教室棟の東西階段室の外壁の塗装がはがれていること、また、施設の環境整備ということで砂利等の飛散防止を図りまして、車輛、生徒の安全を確保するための工事を行うものでございます。

西小学校管理費については 301 万 7,000 円の追加でありまして、防火戸修繕につきましては、消防施設点検による指摘事項の改善のための修繕であります。

委託料、工事費につきましては、東小学校と同様の理由によるものであります。

西小学校教育振興費は 5 万 8,000 円であります。当初、予算見積もり時の生徒数は 145 人であったわけですが、現在 150 人であるため、不足分につきまして補正をしたいとするものであります。

中学校費は 308 万 5,000 円の追加で、このうち中学校管理費が 304 万 5,000 円あります。修繕料につきましては、学校施設の必要な修繕を行うこと、また、東西小学校と同様、耐震及び校内舗装を行うというものでございます。

東西小学校、中学校とも、舗装の場所につきましては、学校と調整の上、行うもので、それぞれに全面ではありませんが、必要面積を行いたいとするものであります。

次の中学校教育振興費は 4 万円であります。生徒数が当初見込みより多いことによる増額であります。

32 ページをお願いします。

図書館事業であります。4 万 2,000 円の追加であります。使用料及び賃借料でパソコンのウイルスソフトの更新料であります。

中川文化センター管理事業は 126 万 1,000 円の追加であります。

需用費では、館内非常照明バッテリー交換 29 カ所分の修繕。

また、委託料のうち学校と同様に大ホールの天井耐震診断業務を実施したいとするものであります。

工事請負費につきましては、文化センター等駐車場の区画線工事ということで、区画線が消えておりますので、この引き直しをしたいとするものであります。

歴史民俗資料館管理事業は 60 万 6,000 円で、修繕料につきましては茶室の屋根がわら修繕ということで、両そでの部分が割れているということによる修繕であります。

工事請負費につきましては、歴史民俗資料館の土手、歩道側土どめ工事ということで、沖田牧ヶ原線の歩道になりますが、約 35m 土どめを入れまして、土砂が歩道に入るのを防ぐ工事をしたいということでございます。

体育施設管理事業は 72 万 9,000 円の追加であります。33 ページの冒頭にありますが、体育館の天井耐震診断業務委託でございます。

学校、文化センター、社会体育館、それぞれに耐震診断業務がございますが、それ

ぞれに面積が違うために委託料に違いがございます。

34 ページで、予備費で収支の調整を図りたいとするものであります。

地方債の見込みであります。41 ページになりますが、差しかえ分が行っていかと思いますので、そちらをごらんいただけたらと思いますが、左から 3 列目が前年度末現在高、これが平成 24 年度末の現在高で、合計 35 億 3,328 万 6,000 円です。一番右側の列が 25 年度末の見込額で 36 億 4,838 万 4,000 円ということで、額では 1 億 1,500 万円余、増加する見込みであります。

なお、専決処分時点の数字と 24 年度末の現在高の数字が違っておりましたが、これにつきましては、先ほど繰越明許費で説明いたしました財源内訳の地方債分につきまして 6,570 万円につきまして、この 41 ページの 24 年度分には含んでおりませんので、差異が生じておりますのでご承知おきいただきたいというふうに思います。

以上、一般会計の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番

(大原 孝芳) 望岳荘ですね、おふろの改修ってということで、設計費が 320 万円ですか、今度、計上されていますけど、それで、設計料、結構、金額として大きいもんですから、逆に工事費を、大体、推察すると、大体 1 億円以上の金額に値するんじゃないかっていうような予想がつくんですけど、私も、かつて保健福祉課長のほうから、ちょっと、そんな説明を、おおよその見込みなんかも受けたこともあるんですけど、1 つのつくる母体は、あくまでも村としてつくるわけでございますが、実際に多く使われているのは、一応、望岳荘という観光開発株式会社が多く利用されているということでございます。私も内容を見て、細かいことは言えないわけですが、恐らく、あの建物の大きさの中でつくってしまうのではないかっていうような予測がつくんですけど、そうは言っても、将来、あの望岳荘という中川で一番有力な観光施設でございまして、おふろってのは非常に大きなかなめであると考えます。したがって、いろんな、庁内、あるいは観光開発の中でも討議されていると思いますが、非常に、今回、つくりますと、また、次にあれを改修するっていうことは、なかなか難しいんじゃないかと考えますので、今回も非常に慎重に長い先を見越した形で浴槽という、浴室っていうんですかね、温泉といったものを考えていかないと、また同じことを繰り返すんじゃないかと思ひまして、それで、ぜひ、設計段階に入るということでございますので、ぜひ、いろんなご意見、あるいは、その可能性、金額、経済的な問題もございまして、そういった多方面の検討を重ねて計画を立てていただきたいと、そんなことを考えています。もし、今回の設計予算をつけるに当たって、概略的なことが、もし、お話しできるならお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○保健福祉課長

平成 24 年度に調査計画業務ということでしたわけでありまして、それに基づいての概算の工事費が出ておりますので、それに基づいて実施設計の費用を組んだと

いうことであります。

それで、工事の関係につきましては、基本的には、今現在の高齢者憩いの家、おふろでありますけれども、それを同じように改修をしていくということでもありますけれども、議員の皆さんからは、いろんな意見が、以前、出されましたけれども、今のところは、基本的に、あの建物の配水管の老朽化に伴う水漏れ等もありまして、それらを中心に改修をし、また、浴室、浴槽につきましても、サウナ室等が空いているわけでもありますけれども、そこら辺をうまく活用しながら広めていきたいということで考えております。

○副 村 長

基本計画を24年度に立てるときにも、今、ご意見のあったような、ご質問のあったような内容がありまして、現在のものではなくて、新たなものを含めて、どうするか等を検討したわけではありますが、ご承知のとおり、都市計画区域で建築制限が課せられておりまして、これをクリアしないと新たな施設を増築して建てることは難しい、また、現在の今のおふろ以外のところでの施設加工も難しいということ、出発点、そもそも漏水があるということがありましたので、それにつきましては、老朽対策を中心ということで、先ほど保健福祉課長が申したとおりの対策をしていきたいということで基本計画をつくったところでもあります。

これにつきましては、現在、高齢者憩いの家の事業を福祉のほうで実施しておりますが、これとの調整、また、観光会社がお貸しをしておりますけど、そちらとの調整につきましても、役員会等に諮りまして、老朽化対策を基本としますよということでご理解をいただいているところでございます。

先ほどサウナ室の活用ということをお話を、説明しました。サウナ室をサウナ室として利用するための整備ではなくて、サウナ室が、現在、空いているスペースになっておりますので、それも含めて、おふろの浴室、また、脱衣所、全体、あそこを改修するということでありまして、サウナの機能を持たせるということではありませんので、お願いします。

○6 番

(大原 孝芳) 基本的に考え方はわかります。それで、例えば、今、観光開発の、いろんな、24年度からやられているそうですので、やっぱり、相当、検討されてきている経過があると思います。そうは言ってもですね、やっぱり、何ていうんですか、よその場所へ建てるのかですね、今、村田議員が、以前、何かほかのようなことも提案されていましたが、そういうことができないにしてもですね、多少、やっぱり、宿泊施設としてですね、あそこを使った場合に、本当に、今、いろんな観光客の方って、いろんな所へ行っているもんですから、非常に要望が大きいと思いますので、ぜひ、そのできる範囲の中で最大の効果が出るようなですね、そういった浴場っていうんですかね、浴室を持っていくようなことを、非常に、とかく、できないから、それなりにしてしまうっていうんです、そういうところに落としどころを持ってってしまうのではなくて、最大限、そういう宿泊施設の浴室としてですね、愛されるような効果をねらった設計をしていただくと、そこへ、ですから、建設委員会等を設けなくてもいいと思いますが、非常に、目的を、憩いの家もそうですが、やっぱり、観光

施設の一部として考えていくようなことを私は望みます。

以上です。

○議 長
○8 番

ほかに質疑ありませんか。
(柳生 仁) 私は2点ほど質問しますけども、初めに、村長が、最初の初めの中に説明がありました脱原発のために行く会議費用として3万円計上しますよっていうことでした。これは、日本中で騒がれているんで、非常に、これからの環境を考えていけば重要なことだと思っておりますけれども、プラス、私は、中川村でも、昨年、やっぱり自然エネルギーを生かした補助金ができないかっていうことを言っているわけでもありますけども、村としては、太陽光などの補助金、つけていないわけでもあります。こういった会合に出るのはいいわけでもありますけども、そういったものとあわせて、自然エネルギーの補助なんかつけるようなことも、今後、考えていってもらえる可能性があるかどうか、でないと、こういった会合へ行くことの整合性がとれないのかなあと、こんなふうに思っておりますので、説明いただきたいわけでもあります。

それから、もう1点が、歴民館の土手の所の土どめでもありますけども、あそこは、土手がなくて、ちょっと歴民館が暗く感じるわけでもあります。あえて言うならば、土を取ってもらいたいような気がするんですけども、余り暗っぽい雰囲気にならないような施工をしてもらいたいなあと思っているわけでもあります。今でも、歴民館、ちょっと引込んだ暗い感じがしますので、そういった配慮をした工事がされるかどうか、この2点をお願いします。

○村 長

自然エネルギーのことにつきましては、選挙中も公約で、こんな形の支援といえますか、推進をしていきたいというふうなことを申し上げましたし、また、一般質問でも複数の方々からご質問をいただいております、そのあたりのことも、答弁原稿の中でですね、盛り込んでございますので、そこで、また、ご説明をさせていただきたいと思っております。

○教育次長

補正予算書の32ページ、歴史民俗資料館管理事業の工事費48万2,000円のことのご質問かと思いますが、現状、歴民館の前の歩道につきましては、多くの中学生があそこを通ります。東地区の子どもの大半があそこを通りますが、現状、歩道よりも土どめが50cm~70cmくらい高く、桜の木も植わっております。大雨が降りますと歩道のほうへ土が出てきてしまいますので、ブロックを37.2m、あそこに布設をしまして、歩道への土の流れ出しをとめるという工事をするわけでもあります。

柳生議員さんからご提案ありましたが、土どめの形状につきましても、そのブロックの土どめ工事にあわせて検討しまして、土手の形状につきましても、一部、修正をしてまいるように考えたいと思っております。

○議 長
○5 番

ほかに質疑ありませんか。
(村田 豊) 私は何点かお聞きしたいと思いますが、今、出たような内容については、一括というような方法だと思っておりますので、挙げてありますが、省きたいと思っております。

まず、1点目は、15ページの総務費の中の村づくり事業についてですが、2名の採用を地域村おこし隊でやるということであるわけですが、このことについては、具体的な実践活動がある程度計画されているのか、例の望岳荘におきましてコーディネーターのような、ああいったような二の舞を繰り返さないようなことは十分検討されて計画が立てられているかどうか、1点、お聞きしたいと思います。

それから、2点目としては、やはり村づくり事業の中で、19番の負担金、補助金20万円という、先ほどから説明がありましたが、この20万円という金額で、額でいいのかどうなのかということと、までのいがやっているとしますので、具体的な進め方と、先ほど、副村長の話によりますと、具体的なものが出ているということのようですが、具体的な計画申請が出ているのかどうか、これについて、また、村として飯館村へはどのようなつなぎ方をしてあるのか、また、村のタッチの仕方についてお聞きをしたいと思います。

それから、3点目としては、先ほど大原議員のほうから質問がありましたので、これは省きたいと思います。

4点目の22ページの農林水産費の関係の5121の備品購入費を含めた内容の、先ほどから説明がありましたが、内容の件ですが、具体的に、昨年度、実施をして、皮むきを試みたら足りなかったと、足りなかったから2台の機械を導入する、選果機を入れるということのようですが、具体的な、これ、計画を立てられたのか、あるいはまた、希望等を取りまとめをして、本当に、あと2台、機械が必要なのかどうか、その点を確認をとられたのかどうか、そういったことがないとすると、余分に入れて、機械が効率が悪いというような事態も生じてきますので、導入台数を、そういった調査をした中で、予算を盛ってみても、最終的に2台にするのか1台にするのかというようなことの判断をした予算執行をしていっていただきたいと思いますが、その点はいかがかと。

それから、もう1点、28ページの消防費の関係ですが、先ほど、これも説明がありました。消防団員へ商品券を配るということについてですが、これは、このことは、消防団員の声が反映されているのかどうか、それからまた、こういった金額を商品券で交付することによって、消防団が、今、抱えている、消防団員の皆さんが問題解決になるかどうかと、改善が図れるかどうかということをごどのように感じておられるかお聞きしたいと思います。

それから、もう1点、6点目——6点目といいますか、30ページ、31ページに出ています。先ほど来、説明がありました行事関係で、工事請負費の中で、文科省から、いろいろな部分の耐震に対する改善指示があったから予算を盛られているわけですが、特に大きなものは、校内の舗装の関係なんですよ。こういったものが文科省のほうから指示があったのか、あるいはまた、学校側から希望として上がってきていたのかどうか、3月の予算で組み立てた時点で、なぜ、もし、前々から希望が上がっていたとしたら、その辺の計上ができなかったのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○総務課長 それでは、6点、ご質問いただきましたけれども、関連する総務課関連、消防関連についてお答えをさせていただきたいと思います。

地域おこし協力隊の2名の採用、予算上で盛ってございますが、採用条件として実践活動を具体的に示しての活用を進めるかということでございますが、これについては、具体的には、獣肉の加工施設の中での部位の仕分けと申しますか、最終段階、そういうことに携わりつつ、もう1つは販路開拓、こういった仕事を中心だよということと1名、それから、もう1つは、振興課との関連もございまして、農産加工の加工品の開拓、拡充に携わってほしいということを目指して1名、募集をする予定であります。ただし、応募いただいた隊員の方のみずからの、そのアイディアによって活動の幅が広がってくるということは十分考えられますし、村が想定する以外の展開もあり得るのかなあというふうに思っております。と申しますのは、農産加工の加工品の開拓、開発であります。こういったものだけでなく、もしかしたら営農センターのほうで進めております交流機構と申しますか、そういったところに主体的に携わるような仕事にも隊員がかかわってくるということも十分考えられますので、これは限定ということではありませんが、多くは、そういう2つのことを、まず、前面に出しまして募集をしていきます。8月の中で、応募された方については面接も行っていくというような考え方でおります。

それから、このものにつきましては、協力隊については、これは、特別交付税の手当てということでございます。

この2名、募集するに当たりましては、日本移住交流機構、JOIN（ジョイン）というふうに申しますが、JOINですとかJOINのホームページ、それから、支援隊の皆さんのネットワーク機構があります。こういったところのホームページ等を活用しつつ、関連する組織の中の横のつながりで、こんな人がいるよというのが上がってくるというのが、ほかに、いろいろ先進のところを聞いておりますと、そのようなふうでありますので、そういった募集の仕方、手づるを考えていきたいというのが1つであります。

それから、2点目の交流に関しての——飯館村との交流に関しての20万円の負担金でございますけれども、これについてであります。補助金20万円でございますが、この事業概要なんですけれども、事業概要については、もう既に提出をされておまして、まず、ここで、議員さんのほうでは、までのいカネットワーク、これが平成23年に立ち上がりまして、交流については、この団体が中心となって進められてきたわけがありますけれども、今回は、飯館村民とどんちゃん祭りで交流する会2013という名称の団体が発足いたしまして、その団体の中からあいさつにも見え、また、計画についてお聞きをする中で、この団体の活動に対して支援をするという形を考えた上で予算を盛ってございます。今、申しあげましたどんちゃん祭りで交流する会2013でございますが、これについては、既に予算上の見込みを出していただいております。2日～4日の間の3日間、2日に、飯館村民の皆さん約30名以内というふうに伺っておりますが、見えて、最初に歓迎行事、それから宿泊、これは会員ですとか受け入れてく

ださるおうちにホームステイをするということで、3日の日がどんちゃん祭りの当日でございますが、午前中に避難生活や飯館村の現状を聞く会を開き、今後の交流のあり方について話し合いをしていく、午後はどんちゃん祭りに参加をしていただく、4日の朝は、お別れ会の後、飯館村のほうに帰村されるという予定でございます、必要な経費について予算書を提出をいただいております。その中で、この活動に対して20万円を上限として支援をするということで考えているところであります。

ちなみに、この代表につきましては、中通の地区にお住いの江倉則和さんが代表でございます。

村のタッチの仕方でございますけれども、これにつきましては、交流団体の活動、これが飯館村とのことについては、今のところ、こういった団体の活動を支援をするという形で、村のほうは今までやってまいりましたので、この形は、ここ、今、申し上げた団体を窓口として続けたいということで考えているところでございます。

それから、最後の消防費の関係でございますが、消防団員への商品券の交付の予算計上であります。

この消防団員の声が反映されているかと、いつの今回の措置かということでございますが、消防団員の声につきましては幾つかあります。家族からもありますし、村長への手紙で、直接、声が届いておりますのは家族の皆さんからの声でございます。現在、団員が抱えている問題解決や改善が、この措置で図れるかということでございますが、今現在、団員の方が抱えている問題っていうのは、やはり団としての、やっぱり使命感、そういったものが中心かと思いますが、今、勤務状況の中から、活動に参加してくれる団員が非常に少ないと、現状でも正規の団員は123人というふうになっております。定数は200人ですけれども、現状の活動に見合うように過去から減らしてきました。1つは、勤務状況がこの活動を困難にさせているということがありまして、友達ですとか、そういった若い方がなかなか入ってこないということが、1つは、団員の抱えている矛盾と申しますか、ではないかというように思っております。こういったことにすべてこたえられるとは思っておりませんが、少なくとも活動に対する意欲ですとか、社会が、やはり、これを評価している、団の活動をですね、これを評価しているという意識づけにはなるのではないかと考えているわけでありまして、消防委員会等で、過去、何年にもわたりまして、団員活動の報酬、実働手当等の部分での報酬等、それから、家族を含めた優遇制度がどうにかできないかという、この2点について、上下伊那を比較しながら何回も議論を重ねてまいりました。この中での結果としまして、まず、家族を含めた優遇制度として、この報酬と申しますか、商品券交付が適当であろうという答申を昨年12月にいただいたところでありまして、今回、新しく、また、村長が再選された中で、ぜひ、これは実現するというので計上したものでございます。

よろしくお願いをしたいと思います。

○振興課長

農林水産業費の備品購入の関係、お答えをさせていただきますけれども、まず、費用対効果ですけれども、昨年、当初の機械の購入のときには試算をしておりますけれ

ども、これは、あくまでも、どのくらいの値段で受託して加工ができるか、そして、その価格が生産者に受け入れられるものかということも昨年は検討して入れております。

費用対効果なんですけれども、生産だけでなく、現在、カキが、特に産地の下伊那のほうもそうですけれども、担い手ができなくなってしまって、それが引き継がれていないカキの木、こういったものが増えてきております。中川村も、そういう傾向にあるかなということで、まず、1つは、カキの木の遊休荒廃化の防止、これが1つございますし、それから鳥獣被害が増えている中、とられずに木についたままのカキが鳥獣のえさになる、そういったことを防ぐためには収穫していただく、そういうことまで含んで考えておりますので、農産加工施設へ皮むき機を導入して、安い値段で皮をむくという、これについては、経済だけでなく、大きな効果があるというふう判断をしております。

それから、希望農家の取りまとめについてもお話ございましたけれども、実は、昨年、1台導入して、ある一定の量で打ち切りましたけれども、それ以降も、かなり依頼が来たと、しかし、機械の能力等で受け入れることができなかったというふうに報告がございましたし、それと、実は、昨年、1台だけでは処理し切れなくて、もう1台、機械を借りて賄ったということがございます。そういう状況の中、加工組合のほうからも、私どものほうへ、村のほうへ要望が出てきておりますけれども、加工組合としては、新たに2台を導入しても十分賄っていくだけの量が期待できるというふうにお話がされております。

過剰投資にならない配慮をということですが、実は、高森町には、JAが農業試験場の跡地へ大規模なカキの、干しガキづくりの一貫施設をつくっておりますけれども、中川村においては、高森ほどの規模はございませんけれども、市田ガキの産地の一番北側ということで、結構、生産者も、まだまだ多いわけでありまして。そんな中では、この皮むきをするだけじゃなく、将来的にはカキを使った6次産業、そういう方向も、一応、模索していきたいという考えがございまして、今回、施設整備をする運びとなっておりますので、よろしくお願いたします。

○教育次長

補正予算書の30ページ、31ページの東西小学校、中学校の職員駐車場、校内の舗装についてのご質問であります。各学校からの要望でありますけれども、東小学校につきましては2年前に要望として教育委員会のほうへ上ってまいっております。中学校と西小学校につきましては、学校側からは要望は上がっておりませんが、事務局の判断として舗装が必要ということで、今回の予算に計上させていただいたところでございます。

それから、2番の、当初予算に計上が、なぜ、できなかったかという部分ですが、12月ごろに見積もりとしては作成をいたしました、ご承知のように村長選を控えていて骨格予算ということでありまして、当初予算からは、骨格予算ということで先送りになりまして、今回、補正として計上させていただいたものであります。

○5番

(村田 豊) 2点、再度、お聞きをしたいと思います。

1点は、その地域おこしの関係ですが、総務課長のほうから話がありましたけれども、具体的なことでなくて、こういったことをしてほしいというような考え方を持っているということですが、もう少し、やはり、採用する時点までに具体的な実践項目等の、こちら側からは、こんな点のある程度の配慮をした活動をしてほしいんだというようなことは、当然、検討をして、人選をして、採用をしていくというのが一番大事なことじゃないかと思しますので、そのことを進めてもらいたいと思いますが、その点はいかがかという点。

それから、先ほど、4番目の備品購入費、農林水産費の関係で、カキむき機を2台、選別機を3台、入れられるということですが、具体的には、加工組合から十分対応できるようにしていきたいということだけで2台と3台の選別機を入れるってことじゃなくて、もう少し積み上げをした数字の中で、予算は、こういうふうに盛ってみただけど、要するに2台で、今あるものと、もう1台で対応できると、選別機を、それほどまでに、3台まで入れなくてもいいよなというような十分な検討をしながら最終的な予算執行をしていっていただきたいと思いますが、この点については、細かい点の、そういった希望をとったり、ただ、希望がありそうだということだけで予算を執行するんでなくて、具体的な内容を加味した中で予算執行をしていっていただきたいと思いますが、この点、いかがでしょうか。

○総務課長

1点目のご質問の地域おこし協力隊の募集に当たりましては、先ほど申し上げておりますとおり、獣肉の活用のところでは、この部分で携わっていただきたいというものがああります。それは、何度も申し上げますとおり、猟友会の皆さんに大部分のところまで解体をいただいて、あと、それを使える肉に、今度は部位に分けるという大事な仕事がありますので、1つは、このこと、それと、もう1つは、都会ばかりではございませんが、それなりの販路を、1つは、拡大をする、開拓をするということが重要な柱になっておりますので、そういう大きなところで働いていただきたいということは申し上げるつもりでございますし、あと、私が申し上げたのは、もう1名につきましても、いろんな方向で、6次産業化といいますか、農産加工品を開発する中で、具体的にこれということは、まだ言えませんので、本人っていうか、隊員の方との面接の中で、こんなことをしたいというような希望が出てくるかもしれません。これは、ある程度、こちらのほうで申し上げた上で、本人に納得の上、採用という形になるわけですが、私が申し上げたのは、その後の展開は、いろいろ、どうも、聞いてみますと、いろんな隊員自身の持っている、その私たちが気がつかないこの地域の潜在力とか、こういういいところを、これを何とかできないかというようなアイデアというか、提案もあるようですので、そういった部分で生かしていきたいということです。

議員がおっしゃったとおり、はっきりこういう仕事をしていただきたいんだよっていうことは、申し上げた上で、納得をしていただいて応募していただくということになるかと思います。

○振興課長

まず、選別機については、去年は選別機がなかったために、機械でむいた後、大中

小にほうり出された——ほうり出されたっていういい方はおかしいですが、皮むきが済んだものを大中小に選別するための本体へつける選別機であります。これは、去年はなかったということで、去年の機械にもつけるということで3台を計上しております。

それから、加工組合からの要望というふうですけれども、加工組合と我々のほう、連絡を密にしながら、それじゃあ、カキの取り組み、どうしていこうということを常日ごろ話をしている中で、これだけの設備をしても十分見込みがあるという、それと、逆に、これ以上置きますと、今の現有施設の中では配置ができないというような、逆に、そういう問題もございます。

それと、もう1つは、このカキむき機、受注生産のために、例えば、秋になって、それじゃあ、直前に、それじゃあ買いたいということで申し込んでも間に合わないということもございます。

それから、私たちのほうで考えてあるのは、もう、ある程度、規模の大きいカキの生産者については、当然、自分たちで機械を用意していただく、だけど、出荷量は小さいんですが、現在、カキをつくられている方っていうのは、かなり、その量の小さい人たちも相当数おります。こういった方に、それじゃあ、今、この脱針式の皮むき機っていうと、120万円とか、今回、入れるのも200万円近い機械なんですけれども、こういうものを買ってまでやっていくかということ、当然、機械頼りの部分もあって、やめていくおそれがあるということで、先ほども遊休荒廃の話をしましたけれども、防止のためには、まず、体制を整えて、実際、脱針式が完全に脱針式でないものが出荷できないのは来年からになるようですけれども、事前に、ある程度、体制整備し、そして、受け入れ態勢づくりをしていくっていうことも、カキの振興を図っていく上では必要なというふうに判断しております。

○5 番

(村田 豊) 1点だけ申し上げて終わりたいと思いますが、特に最初の加工品、6次産業を目指して加工品の開拓をということですけど、どうも考え方が、あの加工場に対する加工品の販売だけというような感覚を、あの美しい村連合の交流等を見ましても感じ取られますので、この際、申し上げていきますけれども、中川の生産者の中で加工品を生産をしている皆さんの、そういった加工品販売に幅広くつながるようなことを十分考えてもらうことも大事じゃないかなあと、底辺を大きくして幅広い対象者をつくることによって地域全体が潤うということもあると思いますので、それにも十分配慮してほしいと思いますし、今のような農林水産業のカキむき機については、この有木化っていうか、周辺の自宅といいますか、それぞれの自宅周辺に植わっている宅地内のものについては、非常に、豊丘あたりでは2,500本ほど村で補助金を出して切るという要請を出したところが、倍の5,000本の余、6,000本弱のものが希望が出てきたというようなこと等がありますので、宅地内に植わっているものについては、どうしても、これは、やらないという場合は、伐採というような意向にならざるを得ないと思いますけど、そういった点、十分、その生産農家の意向をつかんだ中で実施をしていっていただきたいと思いますが、その点、よろしくをお願いします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで質疑を終わります。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
 ここで暫時休憩といたします。再開を11時40分とします。
 [午前11時32分 休憩]
 [午前11時40分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
 日程第18 一般質問を行います。
 通告順に発言を許可します。
 1番 中塚礼次郎議員。

○1 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました曾我村政の3期目、さらによりよい村づくりを進めるための施策、村長の公約について質問をいたします。
 村政の3期目に対する村長の考え方については、さきの村長選の中でも村政運営への考えだとか政策、公約でも明らかにされてはきておりますが、開会のあいさつの中で3期目の取り組みに対しての村長の基本的な考えが聞けるというふうに考えておりましたが、後の一般質問の中に多くが触れているということで、その考え方については、特にあいさつの中で触れておりませんので、簡単でも結構でありますので、その一端を、ちょっと、まず、お聞きをいたしまして、3期目の公約の中から5つの公約について質問をしたいというふうに思いますので、お願いします。
 まず、3期目に対する村長の考え方について。
 それでは、すみません。5つの公約について質問をしたいと思います。
 当然、村長の考えがその中にあるということで、まず、1点でありますけれども、新規就農希望者がともに暮らせる研修センターの建設についてということで質問したいと思いますが、農業が基幹産業である中川村にとって、従事者の高齢化、それから農業を引き継ぐ者、担い手のいない、この問題は大変大きな課題となっております。後継者のいない農家、それから家の後継者にはなるが農業の後継者にはなれない、そういったことで、水田や果樹は遊休農地化されてきています。農業を守っていくためにも、地域の守り手としても、新規就農者を迎える対策は必要だというふうに思います。新規就農者がともに暮らせる研修センターの建設ということについて村長の考えをお聞きます。

○村 長 失礼をいたしました。ちょっと、大変大きなテーマについて通告にないお話がありましたので、ちょっと戸惑いましたけども、せっかくですので、その辺を、多少、今、お話を伺いながら思ったことを申し上げますと、やっぱり、中川村の、選挙中にも申し上げたんですけども、小っちゃい子どもさんから高齢者、おじいちゃん、おばあちゃんまで、一緒に暮らしながら、お互いを思いやりながら、いろいろ地域が成り立っている、そういう子どもから高齢者まで、それぞれができることをしながら地域をともに支えて、お互いに思いやりながら暮らしているという、そういうすごくすばらしい中川村のあり方というのが、その地域ごとのあり方というのが、これからも子どもや孫の世代まで引き継がれていくということが、イメージとしては、一番、そういうふうな形に持っていきたい、そういうふうになるようにしたいなというのが思いであります。そのために、2つ、そのための一番の課題というのは、今もお話にありました担い手がなかなか減少しているというのがありまして、どういうふうに担い手が、どんな担い手がいないのかっていうと、2つ、農業の担い手がいないという問題と、それから、地域の担い手、必ずしも農業者じゃなくても、地域で一緒に草刈りをしたり、あるいは地域の子どもたちを育てて、子ども会の面倒を一緒に見たりというふうな、そういうような形の地域の担い手がいないというのが、2つの担い手不足の——不足というか、減少しているところの課題かなというふうに思います。
 今、ご質問いただきました新規就農希望者とともに暮らせる研修センターっていうのは、言うまでもなく農業の担い手になっていただける方を育てていきたいなというふうな思いでございます。
 そこで、農業を希望したいなというふうな思いがありながら、なかなか、どこでどういうふうにやっていけばいいのかというふうなところでとっかかりが見つからなかったり、ぼんと飛び込んで、いろいろご近所とうまくいかなかったりとか、いろいろなことがあるかと思しますので、そういうふうなところも含めて、農業の技術のことも含めて学んでいただいて、これは、実際、わかりませんが、例えば2年間だったら2年間というような期間、しっかりと農業者としてやっていける技術、あるいは考え方を身につけていただいて、できれば中川村の中でですね、農業の担い手として育てていただきたいなというふうな、そういうような思いの場所というのが根本的な考え方でございます。

○1 番 (中塚礼次郎) 基本的な考えは、今、村長のほうから説明がありましたが、この就農希望者をどのように募っていくかというようなことや、希望者を受け入れの数、それから、施設的な規模っていうふうなものへの考え方については、今のところどんなように考えておりますか。

○村 長 すみません。別の方の通告にございまして、そちらで用意しちゃって申しわけないんですが、次の方にとっては。
 まだ、具体的などころはですね、これから、その指導に当たっていただける農家の方を、まず、その方を募って、その方とのお考え方を聞いて、そして、どういうような形でやっていくのかというふうなことも詰めていくというふうな形になるかと思

ますが、漠然と、個人、非常に個人的にというふうなことで、イメージしているのといけば、コースとしては、野菜関係のコースと、それから果樹というふうな2つぐらいの感じで、それぞれ2名ずつで2年間ぐらい勉強していただくのかなと、そうすると、2掛ける2掛ける2で8人ですか、いつときには8人の方が、1年生と2年生と、野菜コース、果樹コースみたいな形になるのかなという、それぐらいの規模かしらというふうに、私は、個人的には思っているんですけども、どうなるのか、2年もせんでも1年で十分だというお話になるのか、あるいは、なかなか果樹コースは大変だから、もう1年とか、あるいは2人も大変だから1人だとか、いろんなことがあるかと思しますので、あるいは、2つのコースは無理だとか、一本化でいいとか、もう1つ別のコースをとという話になるのかもしれませんが、いろんなことが考えられるし、今後の、じっくりと詰めていかなくてはいけないというふうに思っていますけど、今、何となく個人的にふわっと考えているのは、そんなふうなところでイメージしておいて、それについて、また、いろいろほかの皆さん方、ご指導いただけるのか、いろいろ予算のこととかも含めて、希望のどれぐらいあるのかというふうなことも含めながら、規模とかやり方とかは決まってくるんじゃないかと思えます。

○1 番 (中塚礼次郎) 私は、今、村長のほうで具体的な話がされたわけですがけれども、この施設の建設のことでもありますけれども、私は、最初の取り組みとしては、新たな施設を建設するのではなくて、空き民家を借り受けて、それを研修センターとして利用できないかというふうなことを、まず、ちょっと考えていただきたいというふうに思うわけでもありますけれども、その点についてはどうですか。

○村 長 今、申し上げたようなイメージのとおりになるかどうかわかりませんが、いずれにせよ、見ず知らずというかですね、そこで新しく仲間になった方々が、ともに24時間といいますか、夜も一緒に暮らすというふうなことですし、ひょっとすると女性の方もいるかもしれない、男女も混ざっているかもしれないというふうな中ですね、やっぱり、普通の民家の1つの家族が暮らすということを前提とした間取りでいいのかどうかのっていうふうなところは、ちょっと検討の余地があるのかなというふうに思います。2年間の間に、こうね、やっぱり気持ちもぎくしゃくみたいな形に余りなくても困るかなというふうにも思うし、そのご提言の空き民家ということでは、そういうふうなことにも適用できるような、民家じゃなくて、何か、こう、空き施設、空きアパートみたいなのとかね、そういうのでいいのがあるのかもしれませんが、その辺は、ご提言のところ、あれですけども、いずれにせよ、どういう運営になるか、先ほど申し上げたように、これから、わからないところがございしますので、そっちのほうの、どんなふうな形で進めていく、そのためにはどういう施設がいいというふうなことも、まず、考えて、それに合わせた形で、あそこに、そんなに一からつくらなくても適切な物があるんじゃないかというふうなことになればですね、そういうのも利用することはあるかと思えますし、いろいろコストのことなんかも考えながら検討することになるかと思えます。

○1 番 (中塚礼次郎) それでは、2つ目の公約であります、担い手定住住宅の建設につ

いてということで質問いたします。

各地で高齢化による地域の担い手が、先ほども村長の話にもありましたが、担い手不足というのは年々深刻な問題となってきております。担い手となるべき人も、勤め先など、さまざまな事由によって、村外で住居を構えて生活を営み、地域の担い手にはなれない状況も増えつつあるということで、担い手定住住宅については、前任期中の中で村長が言ってこられたことでもあります。村の課題として、ぜひ、今任期の公約として実現をしていただきたいというふうに考えます。

それで、まず、新たな担い手を迎え入れたい地域の掌握というのが、私は、まず必要だと——必要じゃないかというふうに思うわけでありまして、担い手を迎えるにつきましては、地域の人たちの心構えと、その態勢が大変重要だというふうに考えますので、この点について、いかがですか。

○村 長 今、お話のありましたとおり、この件については、今までも、いろんな機会です、ね、総代さん等々に、議会でも、こういう考え方はどうだということでお話しましたし、いろんな方に、いろんな機会、地域に新たな担い手を入れてもらうようなことを応援したけども、どうだろうかというふうなお話をしてきたところでございます。そのときは、皆さん、それはおもしろいというお話があるんですけども、なかなか具体的なお話というか、実際の希望という形にはなっていないというふうなところがあるのかなというふうに感じています。

昨年は、その空き民家を利用した移住者受け入れについて、地区ではどのようにお考えですかというふうなアンケートを、総代さんだっと思いましたが、お出しをしたかと思えます。その結果、それは検討したいという前向きなお返事というのは2地区だけでした。ただ、そのときにはですね、空き民家を利用して受け入れというふうなお話だったので、ひょっとすると、空き民家ということがですね、なかなか実際にはないから丸がつかなかったということもあるのかもしれませんが。総代さんのほうにですね、空き民家で利用可能なものを教えてほしいというふうなお話をしているんですけども、なかなか、空き民家あるけれども、やっぱり、ほかの人の私有財産であるし、勝手に、なかなか、ああしたほうがいい、こうしたほうがいいと言えないというふうなこともあって、実際には、なかなかリスト、利用可能なものというふうな形でも、利用、リストアップされてこないのが現状です。

また、もう1つとしては、総代さんというものが、1年間、無事に過ごすということが、いろいろ、それぞれお仕事を抱えておられる中での、やっぱりお気持ちとしてあるのかなというふうなことも思っています。

そういうところはあるんですけども、とは言え、担い手がだんだん少なくなって、地域の担い手が少なくなって、草刈り、道路の水路の泥上げ等々、地区作業が、ちょっと、なかなか続けていくのがつらいとか、お祭りなんかの持続が大変になってきているというような声はあるので、刻々と深刻の度は深まっているかというふうに思います。

おっしゃるとおりですね、とは言え、勝手にですね、この人が、今度、住むように

なったからよろしくというふうに押し込んででもですね、うまくいくはずはないので、まず、第一は、それぞれの地域の中でいい人がいれば受け入れて、地域の一員として面倒を見ながら育てていきたいと、ついては、その人には地域の新たな担い手として活躍する戦力となってほしいというような、そういう希望のある地域から取り組んでいくというふうな形になるかと思います。実際、どんな方に来てほしいのかっていうのは、地域の意見を聞きながら、条件設定なんかも、そこでしてですね、例えば、こうこういうおうちがあるっていうふうな、民家があるという場合もあるでしょうし、あるいは、できれば、こんな方に来てほしいっていうようなこともあるかもしれません。そういう条件をお聞きして、それに合わせた形で、今度は、その募集告知、世の中に広く中川村のこれこれ地区のところと一緒にやってくれる人を募集して、応援すると言っているから、一緒に住みたい衆はおらんかねというふうなことを村のほうで告知をして、そして、応募があったら、その人選についてはですね、この人がいいんじゃないか、こっちの人のほうがいいんじゃないかっていうふうなところについては、地域の皆さん方も一緒に入っていたら、地域でお祭りがこうだよとか、地区作業はこんなふうに行っているよとか、役員は、こういうふうにしてみんなでやっているから、あなたもやってほしいとか、こっちでどういう暮らし方をしていくつもりなのかとか、いろんなことをですね、地区のこともしてもらい、それから、その日とのことについても地区が知って、お互いに、こう、相互理解を深める中でですね、よし、この人だったらというふうな形で受け入れるっていうふうな形、それも、ひょっとするとお試的な、こう、入り期間みたいなものを置いたほうがいいのかもしいし、そういう、いろんなところをですね、地域の皆さん方と、希望する地域の皆さん方、それから、ひょっとすると、先ほど申し上げたように、総代さんじゃないような形のプロジェクトみたいなものを、ひょっとすると、私は、本当に、子どもがいるくらいの世代のほうが、例えば、子ども会が充実するような子ども世代に来てほしいというようなのが出てくるかもしれないし、総代さんよりも、そういう、もうちょっと若い年代の人が中心になって、このプロジェクトに取り組んでいただけた方が、将来的な担い手というふうなことだし、実際に来るのも、その世代の方が多くなるかと思うので、その辺のことは、こちらから言うことではなくて、それぞれの地区でのご判断というか、ご検討になってくると思いますけども、おっしゃるとおり、地域、地区のほうで、その気になっていただいて、手を挙げていただいて、あと、一緒に相談しながら進めていくというふうな形をとらないと、一方的に人を押し込んでもうまくいかないというふうに思っております。

○1 番 (中塚礼次郎) 次に、高齢低所得者向け住環境改善補助制度の創設ということで公約として挙げられておりますが、住宅リフォームの助成制度の創設ということについては、議会の一般質問の中でも取り上げてきました。住宅リフォーム助成制度を多くの自治体で地域経済の活性化策として取り組み、取り組まれてきているわけですが、この住環境改善に対する助成制度というのは、どちらかといえば福祉対策としての意味合いが強いということで、この助成制度創設についての考えをお聞きしたい

と思います。

○村 長 おっしゃるとおり、経済振興策ではなくて福祉政策とさせていただいたほうがいいかというふうに思います。

住宅リフォーム制度については、いろいろ何度も、いろんな方から議会の中でもご質問なりご意見なりいただいたところなんですけども、そのときの、なぜにそれをするのかというふうなところがですね、経済対策だというようなニュアンスのお話もありましたし、高齢者が住宅を直してというふうな福祉的な側面でおっしゃることもあったし、なかなか、どちらかはっきりしないというふうな感じも、私は受けていたんですけども、経済対策というふうな意味では、その前にも、きょうも、先ほどお話がありましたとおり、太陽光発電と同じような理由で、そこに公費をつぎ込むのはどうなのかなというふうなことを申し上げたわけです。

高齢者の皆さん方を敬老慰問をしたときに、やっぱり、中には、毎日、特に冬場なんか大変かなと思われるようなおうちもあつたりするので、そういう意味で、本当に福祉的な意味でのことで申し上げたというふうなことでございまして、基本的な考え方としては、そういうことです。

○1 番 (中塚礼次郎) 今度の選挙での公約ということで、まだ、具体的には検討が進められていないというふうに思いますが、高齢低所得世帯であることと住環境改善っていうのが条件となる助成制度というふうに思いますので、基準が、対象の基準となるのが大変難しい面もあるかというふうに思います。

続いて、高齢者移動弱者のためのタクシー代の助成制度についてということで質問したいというふうに思いますけれども、高齢化の進行によって、老人世帯が、今、増加して、村の巡回バスやダイヤモンドタクシーの利用による移動手段としてしかないお年寄りが増えてきております。バスの巡回コースでない目的地や、ダイヤモンドタクシーの場合には前もっての予約が必要であります。緊急時の場合の移動手段としてタクシーの利用がどうしても必要となるということで、安心して暮らせるためにはすばらしい助成制度だというふうに思います。この補助制度に対する村長の考えを聞きたいと思いますが、今の私の解釈で足りない部分があればお願いします。

○保健福祉課長 村長選挙の公約の、その事業化に向けたヒヤリングというのを5月に行いまして、考え方ですとか概略の部分突き合わせたところでありまして、細部については、これから制度設計をしていくわけでありまして、現時点での考え方ということで、よろしくお願いをしたいと思います。

高齢移動弱者のためのタクシー代補助制度であります、この補助の対象となる方については、75歳以上の方で、ご自身ですとかご家族による、その移動手段のない方というのを対象として考えております。

それから、所得による制限については、そこら辺の必要性も含めて、これからの検討課題かというふうに思っております。

補助につきましては、タクシー券というような方法が1つあるわけですが、それでどうかというところでありますけれども、年間で初乗り分を12枚のチケットに

したらどうかということ考えているわけでありますが、どのくらい利用ということで、最初から多く枚数をしても、金額的に増えてしまってもということがありますので、12枚チケットということでもあります。

タクシーの普通車の初乗りといたしますと700円でありますけれども、12枚分ついていますと8,400円になるわけでありますけれども、そこら辺からということであるわけであります。

使う用途については制限をしない方向で、何に使ってもらってもいいわけでありませけれども、例えば、自宅から駅まで巡回バスを利用して、JRで目的地まで行って、そこからタクシーを使うというようなことも1つの方法としてはあるかと思えますけれども、工夫した使い方をしていただければというふうに考えております。

今の時点での考え方につきましては以上であります。

○1 番 (中塚礼次郎) 5月に既に具体的な検討が始まっているということで、お年寄りが安心して暮らせる中川村ということで、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、地区やグループでの地域資源を活用したエネルギーづくり実施に対する支援ということで、選挙中の村長の公約として出されたものですが、福島原発の事故の終息もほど遠く、いまだに多くの人たちが住み慣れたふるさとを追われて苦境の中で生活を強いられているという現状であります。

安倍内閣は、原発の再稼働、新たな建設、また、外国への輸出を堂々と打ち出しているわけであります。

私たちが安心して暮らしていくためには、原発依存から脱原発を目指し、小さくてもできることから取り組むことが重要です。

多くの自治体で自然エネルギーに対する取り組みへの助成制度が創設されておりますが、地域が自前のエネルギーをつくり出す地区やグループでの計画による実施に対する支援という内容であります。この考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 もう、何度か、きょうも話題になっております太陽光パネルの設置補助について、なぜ補助しないのかというようなご意見、もう再三、ご説明しているとおり、個人が設置して、ゆとりのある世帯が設置をして、自分のうちの屋根の乗せて、そこに補助を受けて、そして、それから出た売電収入を個人のところに入るとするのは、公費の使い方としてはどうかなというようなところで、そんなに乗り気ではなかったというところがございますけれども、今回、考えているのは、太陽光パネルなのかもしれませんが、個人ではなくて、グループとしてですね、中川村に適した物、そしてまた、個人じゃなくて、地域に何かメリットが生まれるような形での自然エネルギーの取り組みっていうふうなものがあれば、そういうものをバックアップをしていきたいなというような、そういう考え方でございます。

先ほどの脱原発首長会議の中で、ヨーロッパのいろんな方々のお話なんかを聞いてみると、太陽光パネルっていうのは、ぽんと置いて、その最初の設備投資というところではお金が必要で、そのお金というものは、その地域から外に、パネルメーカーなのか、そういうシステムメーカーなのか、そちらのほうに流れていって、それを何年間

かの間で回収できて、そこから先がお金がそこに入ってくるということで、でも、その何年間の回収するまでの間のお金っていうのは、全部、その村外の、あるいは国外の仕組みのほうにお金が出ていくばかりだ、そうじゃなくて、もう少し地域の中でやっていけるような、お金も回っていくような、そういう仕組みがあるのではないかというようなお話があって、それが中川村で可能なのかなのはわかりませんが、そんなふうなことも、ちょっと頭の隅に置きながら、おもしろい取り組みができればうれしいなというふうに思っているところです。

ただ、これはですね、いろんな取り組みが来たとしても、役場の中ですね、これはすばらしいとか、これはいまいちだとかって判断をすることができませんので、専門家の方のアドバイスみたいなものをいただきながら、これは、着眼点はおもしろいけども、ここに問題箇所があるから、ここをこう改善するには、こんなふうなことも考えたかどうかとか、そういうようなアドバイスもいただきながら、実現できるようなものが出てきたらうれしいなというふうに思っています。

なかなか、本当に志の高い話なので、どんどんどんどんたくさんプランが出てくるというふうには思えないわけなんですけども、幾つかでも、そういうユニークな取り組みができてきて、実際、うまくいかなかったとしても、いろんな、そういうことを考えるっていうことだけでもすばらしいことではないかなというふうなことを思っています。

まず、専門家を、ちょっと見つけてきて、その方のアドバイスも聞きながら、全体の、その募集要項といいますか、そういうプランの部分についてもご意見を聞きながら進めていきたいなというふうなことを思っています。

○1 番 (中塚礼次郎) 地域の資源をとということになると、小水力とかバイオマスというふうに考えられるわけですが、先ほどの村長の発言の中で、太陽光発電も地域やグループの中では、当然、地域資源として考えられるということでもいいですかね。ちょっと、その点。

○村 長 伊那谷は、日照時間が、晴れている日が多い、日本の中でも、そういう所だと思いますので、それを利用した形のいい提案、そこ、それを材料にしながら何らかの工夫とか、いろいろあるといいなというふうに思っているところがございます。

○1 番 (中塚礼次郎) それでは、最後にですが、村長が村長選の中で明らかにした3期目の公約は、私がお聞きした5つの公約のほかにもあるわけでありまして、どれをとっても重要な公約であり、また、課題だというふうに思うわけでありまして。

今年度、まず、優先して取り組む公約について村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 今年度ということを決まった、もう、先ほど予算をご承認をいただきましたところですね、獣肉の商品化について施設を許可の取れる物に改修をしていくということとか、あるいは、その獣肉の販売の面について取り組んでいく地域おこし協力隊というものもご承認をいただいたところですし、また、中川村の農作物について付加価値

をつけて販売していくというところについての地域おこし協力隊についてもご承認いただきました。

それから、消防団員に商工会商品券を発行するというのも公約に入れておりましたけども、それもご承認をいただきました。

それから、飯舘村との交流の継続というふうなことも申し上げて、公約でしたけども、それもお認めをいただいたというところでございます。

あと、その、そういう予算措置ということとは、以外にですね、ことし取り組んでいくものとしましては、公約の中でも申し上げた美しい村連合同士の連携、特に大鹿村というふうなことなんですけども、今度、観光連盟の視察というふうなことで大鹿村に視察に行った大鹿村の取り組みですとか、大鹿村の魅力みたいなのところを見てですね、中川に来たお客さんに大鹿村の宣伝をする、大鹿村の方も、また、次のときには、ぜひ中川に来ていただいて、大鹿村に行ったら、帰りは陣馬形を登って、美里に降りて、アンフォルメルに行つてとかですね、そういうふうな形で、お互いに、こう、お客さんが広域で回ってもらえるような体制づくりみたいなことを取り組んでいくようなことの第一歩として、その観光協会の視察というふうなことを、まずは、やっつけていくことにしています。

それから、これも予算で認めていただいたのかな。村営バスとかダイヤモンドタクシーなんかの交通の利用の状況について調査をするというふうなことをやっていくんですけども、その辺のところですね、見えてきたときにはですね、お年寄りにとってもですね、お年寄りの立場からしても使いやすい公共交通機関ができるのかなというふうに思っております、バスの、タクシー補助というふうなことを公約にしたかと思っておりますけども、もうちょっと広くとらえていただいて、高齢者の方々への足の確保の使いやすいようにしていくというふうなことについては、これも、そういう一環のかなというふうに思います。

それから、ほかにはですね、景観保全の合意形成というものをやっつけていかなければいけない、今年中に。これは、最も美しい村連合の再審査がことし秋に予定されておつて、その再審査の1つの、何ていうんですか、基準、ジャッジする基準として、そういうものがあるかどうかというのが1つのポイントになるっていうふうなこともあるし、さらに住民の皆さん方に意識を高めていただいて、誇りを持っていただいて、きれいにしていただくというふうなことも大事なことだかと思っておりますので、そういうことにも取り組んでいきます。

それから、創業に向けたきめ細かな支援というふうなことも申し上げてきたところですけども、これも、振興課を中心に、予算化とか関係なく頑張っていきたいなというふうに思っています。

それから、リニア新幹線の工事について、いろんな悪影響がないようにするというふうなことも申し上げましたけども、それについても、いろいろ県等々との、その辺のことについては、常日ごろからお話をしておつて、すり合わせというか、こちらの気持ちを伝えているところでございます。

それから、世田谷区との連携強化ということも公約の中にあつたかと思っておりますけども、今月、世田谷区長さん、保坂さんのところにアポをいただいておまして、どんな連携になるかというのとはわかりませんが、とりあえず表敬訪問をして、いい関係づくりの第一歩、第二歩ぐらいかもしれないけども、していきたいなというふうに思っているところでございます。

きょう、先ほどから、一般質問の中でですね、農業者の合宿所といいますか、研修施設のこととか、いろいろご質問をいただいておりますけども、そういった大きな、もう少しいろいろ工夫してつくり込んでいかなければいけないものの案件についてもですね、それは、ことしというわけにはいきませんが、今任期中に実現できるように頑張っていきたいなというふうに思っているところです。

○1 番 (中塚礼次郎) 3期目に対する村民の期待は非常に大きいというふうに思っていますので、力を合わせて、とにかく、すばらしい村づくりのために私も頑張る決意でありますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

以上をもちまして質問を終わります。

○議 長 ここで暫時休憩といたします。再開を1時10分とします。

[午後12時20分 休憩]

[午後 1時10分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

7番 湯澤賢一議員。

○7 番 (湯澤 賢一) 私は、曾我村政3期目の公約のうちから5点について一般質問の通告をいたしました。村長選挙直後の定例会ということもありまして、一般質問の通告では、ほかの方も公約に関することが多くて、私の場合、もう、1番議員と大部分の質問が重複しております。できるだけ視点を変えて、また、提案もあわせて質問したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1点目として、やはり1番議員が質問されておりましたので、大筋は大体わかっておりますが、新規就農希望者がともに暮らせる研修センターの建設を検討するという公約についてであります。

田舎暮らしに夢を持って中川村に住居を求める、その中で農業を志向する若者は意外に多いのかもしれない。特に現代は食に対する関心が高くて、価格よりも、より安全を求める消費者の傾向が以前に比べて格段に強くなっております。そうした中で、新規に就農を希望する若者たちは、基本的には有機栽培とか無農薬、減農薬による農業に夢をかけて来るのは当然かと思っております。

私自身では、農業はほとんどを経験がありませんので、だからこそ、農業の難しさ、プロとして農業に取り組んでいる人たちの技術や知識の習得に対する学習意欲、品目や品種による育て方の違いなどの知識、害虫や病気への対応、さらに高品質での出荷に対する追及の仕方など、横から見て本当に驚嘆する思いであります。

田舎の田園生活にあこがれ、ただ夢や理想だけでいきなり農業に取り組むなどは、言うまでもなく、まさに無謀であるとしか言いようがないと思っております。

新規就農者が定住し、ともに村づくりに頑張ってくれるとしたら、その願いは本当にいい形でかなえてあげたいと常々思い、励ましの声かけだけはしてきました。

しかし、農業に取り組む、その入り口で壁にぶつかり、地元の人たちともうまくいかず、トラブルだけを残して挫折する姿も幾つか見ております。

農業の知識を習得する、その初歩的な基礎学習の過程は、どうしても必要である。さらに農業の知識や技術の習得ばかりではなく、農村の集落における人々の考え方や人間関係などのあり方を含めて学習する新規就農者がともに暮らせる研修センターが建設されれば、農村の活性化では本当に画期的なことだと思います。いい形で、ぜひ、実現をしていただきたいと思います。

新規就農希望者がともに暮らせる研修センターに対しては、私は、勝手に、ちょっと夢を膨らませて、提案したり質問したりしてみますが、村長のこの公約の基本的な考え方をお聞きします。

また、構想として、先ほど若干出ましたが、募集する人数や研修の形態や規模など、どの程度のことを考えていらっしゃるのか、1番議員への、本当に答弁とかち合いますが、再度、質問いたします。

○村長 ちょっと広いところから申し上げますと、なかなか、今、経済状況も厳しい中、世界的に新自由主義経済とかいうような形で規制緩和をして、自己責任で働けるだけ働いてみたい、よくブラック企業という言われ方をしますが、そういうものも、そういう企業も、いろいろ、いろんな物議を醸しているというような状況がございます。ブラック企業とまでは行かなくても、なかなか、やっぱり、この世の中の流れの中です、仕事、生活のために仕事をすることと、その自分の、こう、何か社会貢献みたいな手ごたえを感じられるような形での仕事というのと、その辺が、こう、意義を感じられる仕事というのはですね、なかなか若い人が持ちにくくなっていて、意義の感じられないまま、ただ生存のためにこき使われているというような、そういうような世の中の雰囲気があるのかなと、金のために働いて、空いた時間でそのお金を使って、憂さ晴らしとか、楽しみをやるというような、その仕事と、労働と、その楽しみとってというのが、こう、別々に分断されたような世の中の仕組みになってきているのかなというふうなことを思います。そういうような現代社会のあり方みたいなものに対して、これでいいんだろうかと、もう少し地に足をつけた暮らしをしたいとか、手ごたえ、自分のやりたい、やりがいの感じられることで暮らしたいというような思いの若い人は増えていると思います。特に、福島第一原発の事故の後ですね、やっぱり文明のあり方、ともかくたくさんつくって、たくさん消費して、そういうことが経済成長であると、無駄であろうが何であろうが、それは、もう、数字としては経済成長というふうな形であらわれてくるんだというような世の中の仕組みというものについても、いろいろ、いかがな、どうなんだろう、これでいいのんだろうかというふうなことを考えている若い人が増えているのではないかなというふうな、それは、数は、絶対数は少なくとも、着実に増えているように思っています。そういう方の中で、また、その中の一部の人が、農業に1つの活路を見出そうという人もい

らっしゃるのではないかなというふうに思います。

お話があったとおり、そういう考えがあっても、じゃあ、どこからどこに、どこから手をつけて、どこにそういう場所を、農業をやる場所を求められるのかとか、何とか取り組んでみたけども、自分の頭の中の地に足のついていない農業への思い込み等々によって、なかなかうまくいかなかったというようなケースも多いのではないかなというふうに思っています。

そしてまた、一方で、その迎え入れる農家のほうにも、農村のほうにも、若い皆さん方の考えについて、なかなか理解しづらかったり、誤解があったりというふうなこともあるかと思えます。

そういう意味で、おっしゃったとおり、いろいろ志を持った若い人にしっかりと勉強してもらって、農村の、こう、昔からの伝統、歴史に培われたあり方みたいなものも学んでもらい、それから、いろんな農家の皆さん方のいろんなご苦労とか工夫とかって、地に足のついたところも見てもらい、そこに、また、自分の今までの経験で思っているところをつけ加えてもらったりというふうなことができれば、お互いにすばらしい刺激が得られるのではないかなというふうなことは思っています。

そういう意味で、さっき申し上げたような形で、そんなに多い人数じゃなくても、その橋わたしてみたいな形で頑張ってもらえる、将来の種になるような若い人たちに頑張ってもらえたらうれしいのかなというふうなことを考えています。

先ほど申し上げたように、指導する体制ということ、まず、つくっていかなくてはいけないと思いますので、その中で、どういう形で、じゃあ、どういうふうな規模で、どれぐらいの、どういうような、こう、カリキュラムで、どれぐらいの期間、教えて勉強してもらおうのかっていうふうなところをしっかりと詰めてから考えていかなくてはいけないなと思っているところですけども、私が、そういうことをする前に勝手に思い描いてイメージしたのは、先ほど申し上げたような、野菜と果樹、2つのコースで2人ずつで2年間ぐらいのかしらと思ったわけですけども、それも、私も、実際、農家として頑張っているわけではありませぬので、漠然としたイメージというふうなことで、詰めていった上で、いい形でできるようにしていかななくてはいけないのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○7番 (湯澤 賢一) 自分の無知な部分で恥をさらすようですが、この前、ネギを植えてみまして、「ネギは水をどうするの？」って聞いたら、「水は、ネギは嫌いなんだよ。」と、そういうふうなこと、あるいは、そんなの本当に初歩的なことかもしれないけど、品目によって、いっぱい、みんな、それぞれ育て方も違う、あるいは、本当にベテランの方々は、土を見て、この土地は何に向いているってということまで、ちゃんとわかってしまうような、やはり、そこに、そこまで行かないと本当にプロになれないのかなと、農業についても、それは、やっぱり、1人で来て、やはり、今、おっしゃられたように、1人でやるのではなくて、同じ場所で4人くらいが一緒に、あるいは4人なり5人が一緒に自分たちでいろんな悩みを打ち明けながら何年か過ごす、2年なら2

年過ぎて、とりあえず農業の世界に飛び出していくというふうな形の、この構想というのは、とても、本当にすばらしいことだと私は思っております。ぜひ実現させてほしいと思いますが、この問題は2点目として挙げてあります担い手住宅の建設についてについても非常に深い関連があるように思います。担い手住宅の建設では、以前から定住促進と集落の担い手対策としての村長の構想は聞いておまして、一度、一般質問でも取り上げたことがあったかと思えます。地域住民の高齢化などにより集落の共同作業ができにくくなっている、それへの対応として、担い手住宅、いわば若者住宅を、集合住宅でなくて、希望地区に2単位くらいで建設する計画と思います。この問題でも、私は勝手に夢を広げているのかもしれませんが、また、1番議員への答弁と重複するかもしれませんが、この部分について村長の構想を、再度、お願いしたいと思えます。

○村長 もう何度もお話をしていることですので、大方の方はご理解いただいているかと思うんですけども、高齢化等々によって、地域の地区作業、あるいはお祭りとか、いろんな文化的な活動についても持続していくのが難しくなっているのではないかなというふうに感じています。私の住んでいる柳沢のほうでも、おばさんとか、農作業を一緒に来てくださるんだけど、やっぱり、やっていただく分担というところでは、それ、当然、なかなか配慮しながら、一緒に休憩時間とかお話をしたりしながらやるわけなんですけども、ぶんぶんビーバーを振り回してやっていけるという方については減ってきているなどというのは、もう、はっきりしているところでございます。そんな中で、なかなか空き民家の利用というふうなところで、そういうことを初めは考えていたわけなんですけど、なかなか、そちらの方向が具体的に、ぼつぼつと出てきて、そこには移り住んでくださっている方が増えて、そういう意味で、移住した人口——移住っていうか、社会的人口の増加というふうなことが起こっているわけですけども、本当に人が、だれか戦力が来てほしいという地区に、最初から、もう、お互い、結果的に人が増えたっていうんじゃないくて、人を増やしたい、どういう人に来てほしいんだ、あるいは、どういうふうな地区活動をしているから、それも理解して、最初からきちっと入ってもらえるような、こう、もう組織的に、こう、起承転結のついた形で、最初から、そのつもりで、しっかりと入ってもらえるような形にすれば、そして、また、地区として、新しい人を地区を挙げて応援してやるから、しっかりやってくれよというような、そういう合意形成なんかもあればですね、いろんなことがスムーズに行くのかなというふうな思いでございます。ですので、お話のとおり、その便利などところにまとまって住んでもらうっていうよりも、その担い手の新たな戦力が需要だという地区で手を挙げてもらって、その中で、じゃあ、ここに空き民家があるから、ここをちょっと貸してもらえんか、ちょっと家主さんに——東京に行っている家主さんに、もう一度、交渉してみようっていうことになるのか、あるいは、この場所に住んでもらうと、結構、子どもが学校に行くのにもいいっていうふうな形で新たな家を建てることになるのか、その辺は、その地区とのお話の中ででしょうし、その家をですね、賃貸にするのか、分譲にするのかとか、その辺のところもですね、いろいろ

考えていかななくてはいけないことだと思うし、ひよっとすると、1～2年、お試的な期間があって、その上で、両者ともに、こいつだったらいいやつだ、あるいは、この地区だったら住みたいっていうふうになったときに本格的に始まるっていうふうな形にするのかとか、いろいろ考えられることっていうか、いろんなことを考えて、いい形のものをつくっていかなくてはいけないなというふうに思っています。

先ほどの、まず、その地域の皆さん方の受け入れ態勢ということが肝要だというふうなことを申し上げてもいるわけなんですけども、実は、この家をですね、村のほうで何か有効利用してもらおう方法がありますかというような、そういう投げかけをいただいているのもあるし、村営住宅の中でですね、ちょっと、ほかと一緒にあってあるんじゃないくて、ちょっと離れた所にあるようなやつもありますので、そういったものを、例えば利用しながら、その仕組みづくりですよ、その先ほど申し上げた募集を地区と一緒にやっていくとか、面接を一緒にやっていくとか、そういった、どういふふうな形でやっていくのかというソフトの仕組みについて、まずは、そういうところで、最初から、その新規住宅を建てるっていうところまで大がかりに行く前にやってみることもできるかもしれないというふうなことは思っています。

ただ、それについても、その地区の皆さんと相談をしながら、合意していただけたら、そういうふうなこともできるのかなというふうに思っているところで、勝手に進めていくわけにはいかない、先ほど申し上げたとおり、地域の受け入れというふうなこと、応援してやるから、いいやつに来てほしいというような気持ちがまとまればというふうなことですけども、そんなふうな形で、何らかの形で、試行錯誤も、ちょっとしたりしながら、ぜひ、任期の間にですね、やり遂げていきたいなというふうに思っているところでございます。

○7番 (湯澤 賢一) この構想の1つのネックは、担い手住宅を希望する地区がなければ前へ進まないということでございます。地区の担い手ですから、軌道に乗るまでは、新たに定住する住人に対する気配りのような、地区から考えれば地区の負担が増えるっていうことが1つはあります。総代とか経験された方は、大体、そういうふうな思いがあるかと思いますが、何とか一年間、無事に過ぎてほしい、そうした中で、移住者を新たに、また、受け入れる、自分が総代をやっている間に受け入れる、そこでまた、うまくいけばいいけれども、トラブルが起こってしまったり、あるいは、その、何だっというふうなこともありますので、ときの地区の責任ある方々は、なかなか手を挙げにくい状況があるのではないかと、それが1つのネックになっているのではないかと想像できるわけであります。

先ごろ総務経済委員会の視察で広島県安芸太田町の川西地区の定住促進の住宅を視察いたしました。ここは、そういう中で集合住宅だったわけですが、一定期間、家賃を支払えば住宅が自分のものにできるという、ほかにもある政策で、若者も集めて地域活性化を一生懸命やっているところなんですけども、また、ちょっとおもしろいヒントは、定住が前提だから、その来た人たちが自分で設計をして、予算の範囲で自分のうちを建てるような感じができるというようなことが、とても1つのヒントになったん

ですが、また、そうした中で、1つヒント、こうした問題に当たってのヒントは、その、もう1つ、地区と別の受け皿が要るのではないかと、地区の総代が、いっぱい、いろんなんで、もう、あと何ヶ月で12月が来てかわれるというようなふうでなくて、ずっと、こう、地区の全体のことを眺めていく、こうしていきたいという、何か、そういうふうな組織が1ついると、非常にうまくいくのではないかと、これは、川西地区で、直接、そういうふうなことを実際にしていたわけじゃあなかったんですが、1人の人が非常に長いこと努力して、努力して、努力して積み重ねていくというふうな姿を見てきました。

私は、その受け皿、どういう受け皿がいいのかっていうことでは、例えば、最初の質問に戻りますが、研修センターの研修の中に、地域で快適に暮らすための、いわば田舎学的なカリキュラム、そうしたものをに入れて、それで、地域担い手住宅を希望する、される方には、行って一度はのカリキュラムを学んでいただく、あるいは履修した人を受け入れの条件とすることも地域の人々の安心につながる、手も挙がりやすくなるのではないかと思います。また、定住される方も、住んでみて、こんなはずじゃあなかったんだと、こんなつもりじゃあなかったんだっていうことも、かなり未然に防げるのではないかと思います。

担い手住宅の構想は、新規就農者の研修センターとともに大変有効な活性化、定住対策になるかと思っておりますので、ぜひ実現をさせていただきたいと思っておりますが、その今の、いわゆる新規就農研修センターと地区の定住促進住宅とのドッキングというか、一緒に建物を建てるっていう意味じゃなくて、そこにともに学ぶという意味でのドッキングというのは、村長の考えはいかがでしょうか。

○村長 年代的にも、恐らく、そう離れていない、多分、その中川村に移り住んで担い手住宅に住みたいっていうのは、村の役場に來られる、空き民家はありますかというふうに來られる方っていうのは、保育園児ぐらいの子どもがいる若夫婦みたいな方が多いので、それぐらいの年代の方だろうし、あるいは、農業の担い手の共同住宅に住みたい、住んで勉強したいっていう人も、ひょっとすると、会社勤めを数年したけども、これで一生は嫌だみたいな形の方が多いとすると、年代的にも近いのかなというふうな気を、思いますし、農業で生きていこうとする人と担い手住宅で中川で暮らしていこうとする人、また、その何で糧を得るかっていうところは、それぞれ違うところはあってもいいかもしれませんが、いろいろ共通点もあるだろうし、いろいろ、その中川で生まれ育った農家の人、あるいは中川で生まれ育った農家じゃない人なんか等も含めてですね、いろんな接点があればいいと思っておりますし、お話のとおり、その地域の地区作業がね、どんなふうに行っているかとか、役割分担をどんなふうに行っているかとか、極端に言えば、中川の組織は都会の組織とは全然違ってとかなですね、そういう、隣組でやるお葬式なんていうのも、私も、大変、初めは、わあ、すごい違うなというふうなことで、その辺の歴史というか、そういうふうなことも大変感じましたし、いろんなことを、やっぱり、勉強してもらってというか、接してもらって、それを頭ごなしにですね、いや、都会と違う、都会のほうのやり方とは違うとか、

おけているとかっていうふうには思っちゃうんじゃないかと、その地域、地域の歴史みたいなのところに共感していただいたり敬意を持ってもらったりっていうことは、おっしゃるとおり大事なことかというふうに思いますので、それを、そんなに時間をかけてっていうわけにはいかないかもしれませんが、そういう機会を設けるのはいいことではないかと思っております。

○7番 (湯澤 賢一) ぜひ、そうしたことを、Iターンの方とか、若い方とか、受け入れることは、とても地域の活性化につながる、あるいは、今まで、地域にとっても今まで自分たちがこういうことがいいんだと思ってやっていたことが、意外と不合理であったりするというようなことが見つかることもありますので、こうしたこと、ぜひ、前向きに、積極的に進めていっていただきたいと思っております。

3点目として、やはり、これも1番議員とかち合っております。高齢低所得者向け住環境改善補助制度と高齢移動弱者のためのタクシー代補助制度の内容と考え方についてということでお聞きしたいと思っておりますが、住宅リフォーム補助制度につきましては、議会の議決として要望書が出されておりますし、また、まだ、実現の方向には行っていません。私は、この住宅リフォーム制度が、必ずしもお金持ちを優遇しているか、住宅のリフォームができるゆとりのある方を税金で援助するという、ただそれだけの考えには、なるほどと思う反面、ちょっと、そうではないのではないかと、思うところもあります。個人が設置するソーラーシステムの助成については、確かに、本当に、そのとおり、私も、それについては賛成できませんが、こうした、そのリフォーム制度にかかわるものとして、この住環境改善補助制度、高齢低所得者向け住環境改善補助制度というのがあるのであるかどうか、少し関連があるのか、全く関連はないのか、その辺をお聞きします。

○村長 住宅リフォームのときにいろいろご意見をいただいた中でですね、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、経済波及効果というような視点のお話もありましたし、あるいは、一人親方の皆さんに仕事が行くような配慮っていうふうなこともありましたし、それから、厳しい住環境といいますか、なかなか不便の多そうな寒そうなどころにお住まいになっている方もいらっしゃるんだしというような、そういう幾つもの理由でリフォームをすべきだというような、ありました。その中で、最初の経済波及効果、例えば10の補助があれば、100やら150やらのお金が使われて、何倍にも膨らむから経済波及効果があるんだっていうのは、だから、お金持ちへの補助というようなものになるかと思っておりますけれども、それから、一人親方の方へのこととか、あるいは、不便なところに住んでいらっしゃる高齢者の方、昔からのおうちに、寒い、寒そうなところに住んでいらっしゃる方に、ちょっと、もう少し、普段いるところだけでも、ちょっと直したらどうですかというような、そういうようなところですね、基本的には、住宅リフォームで、皆さんからいろいろお話を伺ったわけですが、幾つかの——幾つか、私から見たら、ちょっと統一されていない理由があったわけなんです。そのうちの2番目と3番目のところを満たすのであれば、今回のような、どっちかという福祉的な経済対策とは言えないかもしれないけれども、地元の皆さんに発注をし

てほしいとか、あるいは一定の条件に合う方について支援をしようという、そういうふうなこと、そういうふうな経緯で考えついたというようなことでございます。

○7 番 (湯澤 賢一) 住宅リフォーム制度につきましては、助成制度につきましては、ずっと最初から自分が思っていたのは、一人親方っていうか、周りで仕事が、ちょっといろんな形で押されてなくなってしまった方々の仕事が増えて、しかも経済も活性化するというふうなことに力点の置かれた制度であるというふうに思っておりましたので、また、今でも、そういうふうにも思っているところもありますので、また、この今度の高齢低所得者向け住環境改善補助制度とあわせて、また、その辺も考えていただければと思います。

3点目としてのタクシー代補助制度の内容と考え方については、先ほど1番議員のあれでほぼ出尽くしているかと思えます。基本的には、まだ、これからの制度設計であるということでもあります。高齢者になって運転に自信がなくなって、免許証を手放した方、あるいは、公共の交通網が発達していないので、やむを得ず高齢になっても免許を持っている方、いろんな方もいらっしゃいます。タクシーの利用法等について、一番いい方法を、また、みんなで知恵を出し合って、できるだけ交通弱者のいないような村に、あるいは、少しでもそれが援助になるような制度ができればいいと思えます。

次に、世田谷区との、天白と世田谷区と並べて書いてありますが、天白は前からありますので世田谷区との交流を広めたいっていうふうな感じだったと思いますが、桐竹紋十郎の人形浄瑠璃の再現事業で横前地区が東京都の世田谷区の子玉川の小学生の疎開先であったことが縁で交流の可能性が出てきているわけでありまして。先ごろ行われました桐竹紋十郎人形浄瑠璃の復活の発の公演には、呼びかけにこたえて東京の世田谷区から関係者の方が駆けつけてくれました。その陰にはクライנגルデンの利用者から中川村の定住者になられた方の人脈があって、あっという間に大都会との交流の機運が盛り上がり、世田谷区との交流も前向きに取り組むという村長の公約になったのであろうと推察いたします。

公約では、天白区、世田谷区などの都市住民との交流を拡大しますとあります。

天白区は人口16万人で、中川村出身者が天白区にいたということとレクバレーの縁で交流が始まったと聞いております。

世田谷区は9,000万人近い大都会です。この大きな都会、あるいは一つの県に匹敵するような人口を抱えた区とどのような取り組みをしようとする考えが村長におありか、先ほど、近々、向こうの保坂区長さんとアポイントがとれて、ごあいさつに行つてこられるというふうなこともございましたけれども、何か構想がありましたら、あるいはお考えがありましたらお聞きしたいと思えます。

○村 長 いきさつについては、そのとおりで、疎開のところから、そのお礼で人形浄瑠璃をいただいて、人形をいただいて、横前の皆さんが復活させるというふうなところで、新たに中川村に来た、見えた方が、世田谷区とそんなにいい話があるんならというふうなことで話をつないで、それで一気につながりができてきたというようなことが今

までの経緯でございます。

この間の発表会のときにも副区長さんが二子玉川学区の皆さん方とかと一緒に見えました。

世田谷区というのは、今、お話のとおり、世田谷区よりも人口の少ない県が3つあるというふうなことを確かおっしゃっておられたと思いますので、県クラスの大きさが、規模がある自治体かなというふうに思います。そういう意味で、中川村とためを張っておつき合いするには、ちょっと、なかなか大き過ぎるような感じもしておりますし、もともとが、そういう疎開のときからの縁という、お礼で人形浄瑠璃の人形をいただいてというような、大変いい、美しいお話で来ているので、その辺のところをね、大事にしながら、それと、また、その二子玉川にはハナミズキフェスティバルっていうような、それ、ちょっと、今度、また、行って聞いてこようと思うんですけども、商店街でなさっているのか、地域でなさっているのかわかりませんが、学区でやっていらっしゃるのか、そういうお祭りがある、この間も、この人形浄瑠璃に対してお誘いがあったというふうなことも聞いておりますので、世田谷区全部と、こう、がっつり四つに組んでおつき合いするっていうのも、ちょっと違う、大きさが、ちょっと、バランスがあれかなというふうに思うので、二子玉川だけでもね、中川よりももっと大きいと思えますけれども、それにしても、二子玉川という、世田谷区の中でも、すごく住宅地として、また、商業地域として発展をしているところなんで、そこ文化的な、あるいは子ども同士のおつき合いだとか、スポーツだとか、あるいは、そこからだんだんと、さらには、中川村の物をあちらで喜んでもらえるような販売とか、そういうふうなこととか、あるいは、向こうの方にこちらに来ていただいて、夏休み、過ごしてもらおうとか、いろんなことが、これから広がってほしいなと思えますけれども、その辺も、最初から、そういうふうな持っていこうと思ってやるようなおつき合いでもないでしょうし、徐々に、それこそ民間同士の交流が繋がっていく中で、だんだん、その広い広がりが出てくればほしいなというふうなことを思っています。これから、自然に、どんなふうな交流が広がっていくか楽しみだなというふうな、まだ、そういう段階ではないかなというふうに思います。

○7 番 (湯澤 賢一) 世田谷区の人口は2011年で84万人で、世田谷区より人口の少ない県は8つあります。ありました。鳥取とか島根とか、結構あります。人口だけで考えれば、例えば、一つの県と中川村が対等な立場で交流するっていうのは、ちょっと無理があるのかなあということは想像がつきますが、一方、さまざまな形で世田谷区と交流してくれるところはたくさんあります。物産、特産品の共同開発をやっている村もあります。また、そこでかなり成功している例もあるので、しかし、そこにかけていくエネルギーっていうのは、ものすごく大きなエネルギーが必要で、余り今から現実味はないのではないかなというふうな気がいたします。

世田谷区を調べてみると、世田谷区は、本当にここが東京の特別区なのかなという、思われるほど農業が盛んで、農の風景育成地区なんていう指定もしたり、あるいは、農産物の品評会や農産物直売所なども地元の農家の人たちが盛んに経営してやってい

る、農業が、また、大変大事にされている地区でもあるかと思えます。

先ほど村長の言われた二子玉川に限って調べてみますと、人口は2万2,000人くらい、二子玉川というのは、世田谷区の小学校区を中心とした町内会の1つであるというふうなふうにもお聞きしました。

今、世田谷区が最も頭を悩ましている問題は、多分、防災だと思います。防災は、世田谷ばかりではなく、東京全体が、もう、本当に、防災で頭を悩ませているんだと思いますが、議会における保坂区長の所信表明は、半分くらいが防災で占めている。東京都の抱える災害の危険性は、地震や津波ばかりではなくて、富士山の噴火まで加わって、本当に手の打ちようがないのではないかというふうにも言われております。

世田谷区の二子玉川と中川村の交流のきっかけは、もとは疎開です。戦争という最も悲惨な人災からの疎開がきっかけですので、最も、今、実現性のある二子玉川との交流は災害時相互応援協定ではないか、こんなふうに思えます。この災害時相互応援協定の構想は、実は、飯島町が三重県の鳥羽市と結んでいる協定を、そっくりそのまま、今、お借りして、私はお話ししました。それも、ほんのちょっとしたきっかけで、知り合いがいる、向こうにいた、あるいは、こっちにというふうな形で始まっております。

例えば、二子玉川と、その東京の本当に心配な、災害の心配な都会の方々が、例えば中川村という、いざというときには中川村という避難先があるということが一つの協定としてできれば、どうなんだろうと、そのようなことを、私、知り合いの二子玉川に縁のある方がおりましたので、ちょっと聞いてみたら、それは、もう大歓迎だろうというふうなことでありました。もちろん、相互応援ですから、相互に応援するんですから、中川村が災害に見舞われた場合、二子玉川の場合も、場合によっては世田谷区の応援も得られることも協定に盛り込まれたらいいのかなと思ったりしております。そこが入り口になって、例えば、人形浄瑠璃だと非常に限られた人しか、今の段階では、向こうも知らない、だけど、それを起源として文化まで進み、リンゴオーナーやおいしい農産物の購入にと広がれば、本当に理想的なんではないかと思えます。

村長の公約の1つ、都市住民との交流の拡大では、災害時相互応援協定的なことから始めたらどうかと提案いたしますが、あるいは、そんなお話も、今度、行かれたときに、保坂区長さんとも話をされてくるかと思えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 いいご提案といいますか、そういうお話というのも、いろんなお話をさせていただくことになるかと思えますけども、当然、そういうお話もさせていただき、そんなことがあってはいけないんですけども、災害時に受け入れるっていうことだけではなくて、普段からですね、そういうお付き合いのあるところだというふうな形で下見がてら来ていただいて、夏にはどんちゃん祭りに行こうとか、普段から、そういうお付き合いができていくというふうなことになるれば、ありがたいのかなというふうなことも思えますし、いろいろお互いメリットのある、いいお付き合いができるようなお話をしていきたいなというふうに思えます。

○7 番 (湯澤 賢一) 世田谷区のこと、あるいは二子玉川との交流などというふうなことは、この人形劇が始まらなければ生まれてこなかったような交流の可能性だと思います。ぜひ、こうしたことを1つのチャンスととらえて、また、前向きに取り組んでいただきたいと、公約にもありますので、そのようにされると思いますが、よろしく願いいたします。

5点目として、村を象徴する景観建築物の保全の具体策について質問します。

村を象徴する景観建築物として今すぐ思い浮かぶのは、カヤぶきの家であります。西丸尾の桜とともにカメラスポットとしての多くの人々が訪れ、まさに中川村を象徴とする景観建築物として広く知られております。このカヤぶきの家は、単に保存するだけではなくて、カヤを何年かごとふきかえなければならず、個人の、しかも、今、現実に住んでいる住居であり、結局、費用は持ち主の負担だと思います。個人の所有物としての建築物に行政がどうかかわり合いを持っていくのか、あるいは、いけるのか、住民感情としては、残してほしいし、しかし、個人の所有物であれば余り無理なこととも言えない状況かと考えたりしますが、景観建造物として指定するなどの方法で行政が保存を応援する方法があるかどうか、あるいは、何らかの方策を考えているか質問いたします。

○村 長 今、お話のとおり、個人の方の財産ということなので、例えば文化財登録みたいなことをしてしまうと、いろいろご不自由というか、束縛みたいなことも発生してくるというようなことで、余り無理なこともできないと思います。何よりも、まず、そのご本人、所有者の方のお考えをお聞きしながら、どういうふうな形が一番いいのかという、村としてできること、できないことあるでしょうから、その中で、ちょっと、どんなふうなことをするのが一番いいのかっていうようなことを、まず、所有者の方とお話をするっていうことが1つかなというふうに思えます。その上でですね、じゃあ、こういうふうな形がいいんじゃないのかっていうふうな形ができたときに、次には、今も中川村の景観のいいところなんかは、やっぱりカメラの写真家の方が大勢見えたりして、車をとめておられたりというふうなことで、いろいろ、そのあたり、日常生活に多少の差し障りが出るような状況も聞いておりますので、そういったことも含めてですね、どういうふうにしていけば、周辺もうまく満足できるような環境整備ができるのかというふうなこととか、あるいは、中川村の中でも、あちこち、いろんな取り組みがされているし、せっかくだから、その地域で、例えば何か新しいサービスというか、お店をつくらうとか、いわゆる、こう、中川村の環境を喜んでもらってお金が落ちるようなことも地域として取り組めないかとかですね、そういうふうなことなんか、いかがですかというふうな形で、ピンポイントのお話じゃなくて、もう少しエリア全体の魅力アップみたいなところまで踏み込めたら、もっといいのかもしれないというふうなことを思っていて、だから、最初は、この、当然、所有者の方とのお話っていうふうなことがあると思えますけども、その次は、その周り、どこまでの範囲っていうのは、また、あるかもしれませんが、その中での、いろいろお考えとか構想があったりとか、ご意見のある方なんかの意見もお聞きしながら、もう少し、こ

う、やや広い範囲でどういうふうにしていくかっていうようなことを考えたほうが、そこだけ、こう、何か整備してもね、周りが、まだ、道路とか、トイレとか、駐車場とか、いろんなところが整備されていないと、かえって差し障りが増えるってということもあるかもしれませんので、そんなふうなこと、逆にプラスになるような形をつくっていければいいなと思っています。

○7 番 (湯澤 賢一) 京都の伊根町、やはり美しい村連合の会員の町ですが、天橋立のほうにあるところですけども、舟屋って建物で、これは、伝統的建造物群としての指定を受けて、これは、何か国の補助もあってやっているようではありますが、中川村では、そういうことはちょっと考えられないかと思いますが、例えば、今、ここには、今、ちょっと通告とは離れますけれども、このカヤぶきのおうちは、景観の中の一つの建物、あるいは、別に、例えばアンフォルメル美術館のような、日がたつにつれて、あの建物そのものが一つの芸術作品であるような建物だとか、あるいは、桑原のほうに何軒かある非常に歴史的な価値のある建物だとか、やがて、それらはどこかに消えていっちゃうのかなってようなもの、そういうものも、今、景観とともに保存していく必要性っていうのを私自身は感じておりますが、また、その辺につきましても、いろいろとご検討いただければと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長 これで湯澤賢一議員の一般質問を終わります。

次に、5番 村田豊議員。

○5 番 (村田 豊) 私は、さきに通告をいたしました3点についてお聞きをしたいと思います。

中には質問の内容が余り細部には触れられないような問題もありますので、かいつまんで概況だけの説明という部分も出てくるかと思いますが、よろしくお聞きしたいと思います。

最初に、自然エネルギーへの取り組みがなぜ進まないのかという点についてお聞きをいたします。

特に、村長、原発を反対をして、自然エネルギーへの主張をしておられますけれども、なかなか中川として、諸施策を講じないために進んできていないというようなことが現実ではないかというふうに思います。

私は、金持ち主義云々でなくて、やはり、自然エネルギーへの普及を拡大するには、各家庭での取り組みということについては、経費はかかります。かかりますけれども、普及率が上がるのが太陽光発電への取り組みではないかというふうに思うわけですし、多くの参加ができて、自然エネルギーの大きな村としての取り組みの力となるというふうに感じております。この点では、どうも村長の主張が、だめだ、だめだという言葉が強過ぎるために、私は、庁内で十分検討がされていないんじゃないかなあというふうに村民の中でも声も出ておりますので、その点は、住民の声を本当に聞いた中で助成施策を生かしていけるような方策を講じていただきたいと、行政目線だけでないようなことを最初にお聞きをしながら質問に入りたいと思います。

特に南信地区で、あるいは県内で、相当な、このクリーンエネルギーへの取り組みが、あるいは自然エネルギーへの取り組みが行われてきております。そういう点では、中川の場合も、多くの皆さんが参加できるような自然エネルギー、クリーンエネルギーへの拡大ということが必要ではないかというふうに思います。

例えば、他町村の普及状況等を見ますと、私、1回、質問したときに申し上げました。23年度中にどのくらいの設置が進んでいるかということをお願いしましたけれども、24年度の年度末、そして、それまでの累計という中では、飯田では単年度で474件という設置が進んでいるわけですし、累計が2,700件余になっております。駒ヶ根の場合は209件、861件というような累計の数字になっております。松川については80件で450件弱、豊丘が30件で150件弱です。飯島の場合は56件で268件というようなことで、一番高い町村は、豊丘がキロ当たり5万円、国の3万5,000円のプラス、行政として5万円と上限30万円というような助成を組んでいるところがあります。住民の皆さんは、親戚が特にここはありますので、松川や豊丘へ行って、そんな話を聞いてくる中で、なぜ中川は助成施策を講じてくれないのかという言葉が出てきております。

そういう点では、まず、1点目として、公共施設への設置が、なぜ、設置も、なぜ進まないのか、この点を、まず、第1点目の質問とします。

○村長 私の考えはですね、脱原発、原発は、ちょっと、いろいろ——ちょっとじゃない、随分いろいろと問題があるので、もう、やめるべきだというのが私の考えの基本でありまして、そのことは、即ですね、即、イコール、全くそのまま自然エネルギーというわけではないです。だから、先ほどの、その予算のところ、自然エネルギー、脱原発で自然エネルギーを推進しているのに、そっちのほうはというような、予算のところでご質問がありましたけれども、脱原発の中でですね、一番大事なことは、私たちの今の暮らし方、先ほども、ちょっと、大量生産、大量消費で、ともかく贅沢でも、無駄でも、たくさん消費すれば経済成長なんだというような、そういう今の文明のあり方、私たちの贅沢をしたい、便利をしたいというような、そっちの方に流れていきがち私たちの暮らし方、そのことを見直していくということが、大変、一番大事なことはないかなというふうに思っています。つまり、エネルギーを過度に使わないこと、だから、省エネルギーかもしれないし、単に、こう、節約するだけではなくて、自分たちの暮らし方、何を、やっぱり人生の楽しみとするのかというふうなところからですね、本当はゆっくり考えていかなければいけないんじゃないかなというふうなことを思っています。

そうは言ってもですね、原発のとまっている分、結局、エネルギーを増産しなくてはいけないのかというふうなことになったときに、もう、盛んに言われましたけれども、ピーク時のエネルギー消費、電力消費量を抑えればいい、ピークのときだけが問題なんで、言ってみれば、夏の、真夏のお昼過ぎの時間を、いかに乗り越えるかということができれば、原発がとまっても問題はないというような、基本的なエネルギー自給のことでいけば、そういうふうなことでございました。

原発がとまっている分だけ天然ガス等々に頼っていかざるを得ないということがあるんで、その辺は、それを利用しながら、時間をかけてですね、自然エネルギーのほうに移行していくというふうなことが、人類全体の課題としては、そういうことかというふうに思います。

人類全体としての方向性ということは、そういうわけでありませうけども、じゃあ、今、この今の時点ですら、自然エネルギーを増産していくということが基礎自治体の優先任務なのかというふうなことを考えていただきたいというふうに思います。基礎自治体の仕事はいろいろありますけども、当然、上下水道ですとか、そういう、医療ですとか、福祉とか、教育ですとか、いろいろ、そういう基礎的なですね、暮らしのためのインフラ、皆さん、住民の暮らしが心配なくやっていけるというようなところを、まず、第一にするのが基礎自治体の第一優先のお仕事だというふうに思っています。

それで、自然エネルギーというふうなことで、特に、どこかの自治体がですね、地熱ガスがあるとか、何とかだとか、その特に海流に面していて水の流れがあるんだとかっていうふうな、そういうようなことで、どこかの共同研究みたいなものを持ち込まれたのでないということであれば、ここの基礎自治体のレベルですら、その自治体の公費の大きな部分を費やしたり、あるいはマンパワーを費やしたりして、そのことに優先的に取り組むべきというふうには考えないところであります。

基本的に、そういう新しい新自然エネルギーをつくり出していくというのは、国だとか大学等の研究機関、あるいは、そのことによって新しいビジネスモデルをつくらうという企業等々が取り組んでいることだし、取り組むべきことだというふうに思います。

そして、その中から、いろいろな成果が生まれてくるでしょうし、そこで中川村の適するものが、そして、中川村の公費を出して、それによるリターンっていいですか、そのメリットというものが適切だなどというものについては取り組んでいくというのが本来のあり方だろうというふうに思います。

最近でも、稲わらを利用して、そこから比較的安価にアルコールをつくるという、そういう技術が開発されつつあるというふうなお話もありましたし、藻類、単細胞の藻ですよ、それが大変効率よく油を光合成でつくるんだというふうなお話があって、そこから、その油を搾り出すというふうな構想を大学の先生が提案しているというふうなこともございました。それなりの設備投資も必要になってくることでしょうし、研究の中身についても、これから、さらに実用化に向けて詰めていかなくてはならないことがあるかと思えます。

それから、特にですね、今、その脱原発の首長会議のほうで聞いているところでは、ヨーロッパでは、そのバイオエネルギーというのが大変注目を集めていると、それは、どうなのかという、発酵ガスを利用して、発酵ガスを各家庭のほうに配分をするってということと、発酵ガスによる発電というふうなことが行われているんだそうです。

そういう、いろんな取り組み、試行錯誤というのがありますので、そういったもの

の実用性がきちっと確立されてきたもので、中川村のものに適用しているものを採用していきたいなど、採用していくというのがいいことではないかなというふうに思います。

特に、ヨーロッパの事例でいきますと、先ほどもちょっと触れましたけども、太陽光パネルってというのが、設置のときに、それを買ってきて置くということで、そこで設備投資のお金が、随分、外の地域に出ていく、それに比べてですね、バイオの発酵ガスっていうふうなことでいけば、地元の建設業者さんが、その発酵槽というものを、こう、手で作ることができる、設計図さえあれば、実際の制作のほうは、地域の中でお金が回っていく、そしてまた、発酵に使う材料についても、それを集めてくることについては、地域の中の雇用が生まれてくるというふうなことで、お金も地域の中で流れていくと、外に出ていく比率が大変少ないというふうなことが、ヨーロッパでそれが取り組まれているという1つの大きな理由だというふうに聞いているところで

す。だから、せっかくつくったとしても、電気はつくれても、お金がどんどん出ていくというふうなことでは、本当にいいのか、どうなのかっていうふうなことは、検討してみる必要があるのかなというふうに思います。

それは、とりあえず、今まで、今、申し上げたことは、大変大きな視野の中で申し上げたことなんですけども、そうは言っても、いろんな制度もあるわけですから、そういったものを利用しながら、公共施設に、お話のとおり、発電の設備等々を設置していくというふうなことは、やるべきことだというふうに思います。

公共施設ということでは、今、片桐診療所や村の集合住宅等々に太陽光発電装置をつけているところで、あと、自然エネルギーではないですけども、災害時の避難拠点となる施設に非常用の発電装置を設置しているところでございます。

あと、中学校とか文化センター、東西の小学校、役場、基幹集落センター等々に、発電施設と、それから充電施設というものを置きたいということで、グリーンニューディール基金のほうで申請をしたわけなんですけども、県の判断としては、さらに大きな構想のほうに集中的に投資をしたいというふうなことで、これについては、残念ながら採用をされませんでした。

今後も、いろんな有利な制度を利用しながらですね、公共施設のほうには自然エネルギーの導入を図っていきたいなというふうに考えています。

○5 番 (村田 豊) 考え方はわかりました。

村長、私の質問に対して、10分近くで、今、30秒くらい、公共施設の設置が進まないかということに対しては30秒くらいの答えでしたので、今後は、一問一答の方式でするので、一問一答の、これだけの内容の時間を費やされたら、私は、恐らく、この太陽、自然エネルギーのことで終わっちゃうと思います。具体的に簡略に説明を、要を得て説明をいただきたいと思います。その点を、まず、最初をお願いをしておきます。

考え方は、何回も聞いておりますのでは、わかっております。

2番目として、地区や家庭での自然エネルギーの普及の必要性はっていうことで、

この点については、各課長の皆さんの中でどんな検討が、課長会で具体的にされているのかお聞きしたいと思います。

○村 長 初めに、今、冒頭でおっしゃったことですが、私が自然エネルギーの転換を主張しているというふうにおっしゃったので、必ずしもそうではございませんということの説明したほうが誤解がなく有意義なあれができるのかなというふうなことで、そういうことを申し上げました。

それから、地区や各家庭への自然エネルギーの普及の必要性というようなことで通告をいただいているのは、集会施設への設置というふうなことでは、集会所に設置していただくことも、そういうことでよろしいでしょうか。

○5 番 (村田 豊) これは、課長の皆さんに、ちょっと答えていただきたいと思います。

○副 村 長 課長一人一人というもなので、課長会の中で検討したかどうかということについて申し上げますと、検討はしていません。といたしますのは、していませんという言い方はないんですけど、地区の中で、有利な国の制度とか、そういったものがあれば、それは導入をしていくけれども、具体的に課長会の中で、どこがどういったものというの検討していないということでございます。

○5 番 (村田 豊) わかりました。具体的に検討していないということは、他地区のことも聞いていないということだと思います。飯島・宮田地区では、集会施設で具体的な区の備蓄金を使って自然エネルギーの太陽光の対応をしていこうということが検討がどんどん進められております。そのことだけ申し上げておきたいと思いますので、よく他村の状況も把握をしていただきたいと思います。

それから、この2番の中で、農業施設への設置普及は、やはり考えていないということですか。いるか、いないか。

○村 長 集会施設への太陽光発電の設置ということに関しましては、集会施設は、基本的には、普段、人がいないことのほうが多い施設ということになります。ですので、発電した分ってというのが、大抵は売電のほうに回っていくのかなというふうに思いますので、売電のためにそれを置くのがいいのか、どうなのかというふうなことでございます。だから、そういう意味でいくと、災害拠点になるような集会施設につきましては、先ほど申し上げたとおり、太陽光ではございませんけれども、夜間でも使える、必要なときにいつでも使える非常用の発電装置を設置したところでございます。

それから、農業施設に、その自然エネルギー発電装置の設置を検討したかどうか、イエスかノーかで答えろというふうなお話でございましたけれども、村として農業施設に設置することは、検討はしていません。ただし、先ほど申し上げたように、グループで、いろんな自然エネルギーの活用について提案をしてほしいという中でですね、そういうような提案があって、実現性が、意義があるものだというふうなことになれば、それについての支援をしていこうというふうに思いますので、村田議員からも、もし、そういう自然、農業施設への自然エネルギーというふうな形でいい提案が、もし、ございましたら、ぜひ提案していただきたいなど、ご提案をいただきたいなどというふうに思うところでございます。

○振興課長 集会施設への設置につきましては、ご承知のとおり、24年度に非常用電源を設置しましたけれども、この事業によって、太陽光発電及び蓄電設備が該当にならないかということをお照会しましたけれども、現段階では、まだ、対象にならないということで、一応、こちらとしては、市町村の補助事業上の調査は行っております。

○5 番 (村田 豊) 今、話がありましたように、これは、災害時の対応だとか、あるいはまた、費用が、そういう場合は、非常にかさむということ等もありますし、備蓄金を、できたら、今のこういう金融情勢の中では、言ってみれば、回転をして膨らんでこないということ等があるために、そういう部分への利益を生むという部分での活用ということも考えておられる地域がたくさん出てきているということだけは、飯島、宮田等が出てきているようです。

農業施設の場合には、国からの補助金が1円も来ないんです。例えば、そういった施設へ設置をした場合は、そういった場合、例えば、農業施設で、夜、作業をするとか、いろいろな機械の充電をするとか、そういった費用で、費用はかかりますけれども、太陽光を設置することによって経費の削減ができるということは、所得の増大を生むということですので、そういう点は、ぜひ、頭の隅へ置いてもらって、ぜひ、生かしてもらって、設置助成をすることを考えていってほしいと思います。

それから、3番目として中川地区の動向はどうかということですが、中川は、24年度に39件の設置があったようで、現状までの中では129件の太陽光の設置がされているようです。そういう点では、特に中川の場合は、やはり、まだまだ、他町村へ行っていいなという話を聞いてくるけど、中川は何で助成をしてくれないんだと、決して金持ちで、どうのこうのじゃないんだと、個人の利益に、確かに、それはつながるかもしれないけど、なぜ、中川だけ、そういった配慮をしてもらえないんだという不満の声が上がっていることは事実です。

そこでお聞きしたいのが、メガソーラーについても、中川の場合、3カ所の、現在、希望が上がっておりますが、全部、他企業が入ってきますので、中川の企業で実施するという場合は税金があると思いますけど、上がってこないということ等ですので、これは、ぜひ、そういう点での啓蒙を図ってもらうことが必要だと思いますが、その点については、メガソーラー、あるいは、中川の普及という部分での、どんな考えなのかお聞きしたいと思います。考え方がないようでしたら次の質問に移りたいと思いますが。

○村 長 補助金制度が使えるとなればですね、どなた、大方の方は、それがいいのはどうかというふうにご不満の気持ちになられると思いますが、その制度がいいことなのか、どうなのか、よそがやっているからとか、補助金制度があったら、それが使えるのに、使えないのは残念だというような方にこたえるかどうかというふうなことで判断をするっていうのは、ちょっと違うんじゃないかなというふうに思うところでございます。

メガソーラーについては、現在、2カ所、お話があって、1つは南田島の平田製作所の工場跡の所、もう1つは中通りの中川コンクリート跡という所でメガソーラーを

したいというなお話をお聞きしているところでございます。

○5 番 (村田 豊) どうも話がかみ合わないんで、先ほど議長に許可を得まして、この喬木でやっております遊休農地利用の太陽光設置の写真のものと、表に、これ、私の名前、ちょっと載せてなかったんですが、提案2件ということで、太陽光の助成で、こんな考え方を、ぜひ検討してもらえないかということをお聞きしたので、説明をさせていただきます。

1つ目として、太陽光助成ということですが、特に、村としての独自の助成施策を講じていただきたいということで、太陽光から何でもいっていいことじゃなくて、4点くらい、私が考えた中では、例えば、こんなことがどうですかということをお聞きしたのは、国から減免措置を受けていたり、太陽光等々の二重の助成を受けている場合は対象としないとか、それから、各家庭での交付の下限、上限、キロ当たりの金額と上限、農業施設については、1円も、助成金、出ないんで、キロ3万円くらいで15万円くらいの上限ということをお聞きしていただけたらどうかと、これは、他町村等々の実施要項や助成施策等を見ますと、参考で検討できると思いますので、こんな提案をさせていただきますので、ぜひ検討に加えていただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○村 長 せっかくご提案をいただきましたので、お預かりをして研究をさせていただきます。いろんなね、先ほどから申し上げているような、いろんな多角的な検討をさせていただいて、ユーザーの利用者をされる方、それからまた、どういう形の補助のあり方がいいのかっていうようなことも含めて研究をさせていただきたいと思っております。

○5 番 (村田 豊) それでは、2番目の公共下水道の受益者負担金についてという点についてお聞きをしたいと思います。

下水道関係につきましては、平成5年から14年間ということで88億円の巨額の投資がされて、完成をして、スタートをしております。この点の中で、何回か監査指摘から等からも挙がっておりますけれども、負担金の未納、加入未納金があるということで、どうも、数字を、毎回、見ておられますと、ことしの24年度の決算修正を見ますと、1件だけ70万円入ったのかなあというふうに感じますが、そうすると、28件から27件になったのかなあというふうに感じますが、これがどうして進まないのかということについてお聞きをしたいと思います。

そこで、最初に回収率の向上対策は進んでいますかということをお聞きをしたいと思います。

○建設水道課長 公共下水道の受益者負担の未納に関するご質問にお答えをいたします。

負担未収者の改善が、なぜ進まないのかということに対してでございますが、まず、今までの経緯を含めてお答えをしたいと思います。

ご承知のことと思いますが、中川村公共下水道の受益者負担金は単位制度をとっております。1土地1建築物を1単位として、建物の所有者に70万円を負担していただいております。

負担金の賦課徴収についてですが、供用開始の予定年度当初に賦課を行い、供用開

始の年度末までに一括徴収することとされてきました。

大草処理区については平成9・10・11年度に、片桐処理区については平成15・16・17年度に、それぞれ供用開始となっております。それにあわせて、順次、賦課をして、事務的には、役場より負担金通知書及び納付書を発送し、金融機関にて納付してもらう方法として、ほとんどが年度末を納期限として進めてきたところでもあります。

受益者の都合によりましては、納期限までに納入ができないというときには、徴収猶予の基準として、おおむね3年以内の猶予期間を設定して対応してきたところでもあります。

初回の納期を過ぎた者に対しては、督促状を発送をしまして、納付の依頼を行ってきております。以降、毎年2回、未納者に対して督促状の発送による納付依頼を行ってきているところでもあります。それに付帯して、電話でのお願い、あるいは、直接お会いしてのお願いも進めてきたというのが経過でございます。

○5 番 (村田 豊) わかりました。

それじゃあ、次の2番、括弧2、括弧3って書いてありますが、これ、1つに絞って、要因分析をしながら、改善策をどう講じてきているか、また、進めているかということをお聞きしたいと思います。

改善策がどういうふうにとられて、今、答えの中に入っている部分もあると思っております。この部分は、いいかと思えますけど、この中で、助成施策等を具体的に検討されて、改善策を図ろうということが行われたと、あるいは検討されたかどうかお聞きしたいと思います。

○建設水道課長 要因分析と改善策についてですが、時間が経過してきますと、ただ事務的に督促状を送付しても、なかなか納入してもらえないっていう場合も、現実問題としては出てきております。

納入が進まない要因としましては、いろいろとあろうかと思いますが、一番多いと思われるのは経済的要因かと推測しております。

納入不可能者には、理由を聴取し、お話を伺う中では、納入の意思はそれぞれお持ちになっているという中で、分納の誓約書を取るなどして、時間がかかっても徐々に未収金額を減らしていく努力を引き続き進めていかなければならないというふうに進んでいるところでもあります。

それから、助成対策についてですが、受益者負担金についての助成制度はありません。事情がある場合には、先ほど申しましたように、徴収猶予、あるいは減免の規定が設けてありますので、相談に乗りながら無理のない納付をお願いしているところでございます。

○5 番 (村田 豊) それでは、2番の現状28件の内容を含めて、その3番の欠損金の発生のことに対してお聞きをしたいと思います。この28件については、今、言ったように、1、答えがありました。1土地1事業物ということですので、場合によれば、2件、2カ所を持っているという場合があると思えますけれども、そんなような、どんな内訳なのかということと、それから、5年たつと欠損金が発生するというような

ことが、前課長からも話が、前回、あったわけですが、その辺の発生予想は、ここで答えられる範囲で結構ですが、お聞かせをいただき、具体的に欠損金処理というものが生まれそうなのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○建設水道課長

現状の滞納件数の年度ごとの内訳等について申し上げます。

冒頭から28件というふうに言われておりますけれども、正確には27件であります。どうも昨年の決算審査の際に28件というふうに申し上げたようですが、昨年11月の全員協議会で、前 鈴木課長のほうでは27件というふうに報告したというふうに聞いておりますので、27件ということになります。お願いしておきます。

それで、23年度末と24年度末の滞納状況の比較でご説明をしたいと思えます。

23年度末の滞納状況を大草処理区と片桐処理区に分けてみますと、大草処理区については、平成9年度供用開始分で4件、160万4,000円、片桐処理区については、14年度供用開始分が18件、1,224万円、15年度～18年度供用開始分が5件、286万円となっておりまして、合計で27件、1,670万4,000円という金額であります。

そして、24年度の収納状況を見ますと、まだ、確定前でありまして、12件、320万4,000円の納入があったところです。そのうち、先ほど1件が完納というふうに言われましたが、4件が完納になっております。その結果、24年度末の滞納額は、23件、1,350万円となる見込みであります。

続いて欠損金の発生に関してであります。下水道の受益者負担金は、いわゆる公債権でありますので、時効は5年となっております。5年経過して時効が成立したところによる欠損については、過去の公証記録を見たところ、文書での督促ばかりでなく、分納誓約書等をもらうなどしてきておりますので、その時点で本人が債務のあることを認めている、いわゆる承認の状態にあるということで、時効の中断と認められると思えます。したがって、現在も時効は成立していない状況にあると判断しております。

昨年度について見ましても、滞納者全員に納入の依頼をするとともに、それぞれ事情をお聞きし、今後の納入の見通し、あるいは納入計画等についてご相談してきておりますので、その時点で時効は中断していると判断しております。

しかし、明らかに納入が見込めない状況になった場合には、時効とは関係なく不納欠損の処理をするケースも出てきます。

個々の状況につきましては、個人情報に当たる部分もありますので、言及は控えさせていただきますけれども、あくまで見込みとして、今年度末の段階で数件の不納欠損処理をせざるを得ないかもしれません。金額としますと70万円掛ける件数分ということになろうかと思えます。

また、来年度以降につきましては、場合によってはあり得ますけれども、現段階では、はっきりしたことは申し上げられない状況ですので、この点はご理解をいただきたいと考えております。

それから、最後に、今後の対応についてであります。滞納額は、まだ、大きいものがありまして、一気に解消することは難しい状況ではありますが、そうした中でも、

金額の多い、少ないはあっても、ほとんどの方が納入を続けてくれているという状況もありますので、今後も督促状の送付にとどまらず、納入計画書に基づいた納付をしてもらえるように引き続き努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○5 番

(村田 豊) つぶさに内容を説明をいただきまして、ありがとうございます。

助成施策については、ちょっとリフォームと関連がありますので、このところで申し上げて、これは村長の考え方を聞きたいと思えます。

松川町の事例がありますので、その辺を説明させてもらって、ぜひ、配慮を、考慮をいただけたらというふうに思えます。

それでは、次のリフォーム、住宅リフォーム助成ということについては、再三、何回も各議員から要望が出され、議員提案で発議がされて、意見書が村長のほうへ上っております。この点については、ことしの3月の折に、私も、ちょっと、質問でなくて、予算説明等々の中でお聞きした中では、25年度については取り組むということがありました。これが、先ほどから、1番議員、6番議員ですか、6番議員に答えられている内容の部分がリフォーム助成ということに議員提案のものが変わったのかどうか、まず、最初に、その点をお聞きしたいと思います。

○村 長

いつのやりとりだったかということは、ちょっと定かに覚えておりませんが、リフォームについてというふうなことの中で、先ほど再三の、リフォーム補助の目的、何のためにというようなところの中でですね、納得できるところと、そうじゃないところというふうなお話の中で、一部分、それにのっとった形のものをするというふうに申し上げたかと思えますけれども、それが今回のものというふうにお考えになっていただければいいと思えます。

○5 番

(村田 豊) そうすると、これ以外のリフォームについては、具体的に考えておられないということでしょうか。

○村 長

再三、そういうお金持ち、ゆとりのある方がなさるようなリフォームについて公費を入れてやるという考えはないというふうに申し上げてきたとおりでございます。

○5 番

(村田 豊) そうしますと、私がここに出してある質問の中で1番から3番までは、ここで質問をする意味がありませんので、先ほど出しました私としては、こういう先ほどの2番目のリフォーム助成についての提案をさせていただいて、そして、あと、近々の一番近い情報として、新しい松川町で、どんな考え方で、どんな取り組みがされているか、また、取り組みをした効果の概要を紹介をさせてもらいながら、考えについてお聞きしたいと思います。

(1)から基本方針だとか採択の条件だとか、2番の工事用の金額条件、3番ですか、このことについては、考えていないということであれば質問をする意味がありませんので、私が簡単に考えた、この、先ほど配らせてもらったリフォーム助成の案、例えばの、これ、一部分のことだと思えますが、発想の足がかりとしていただきたいということで提案をさせていただきます。

リフォームなら何でもいいということじゃなくて、4点なり5点に絞って採択条件をハードルを決めながら、条件を整えてリフォーム助成をしていくことがいいんじゃないかというふうに思います。

先ほど挙がっているような高齢者だとか介護だとか障害者に対しては、松川町では一切出しておりません。それは、ほかの補助金を使うということで、そういうことでやっておりますけれども、まず、1点目として、施工工事の要件や種類は、ある程度、考えていったらどうかあとということで、私が考えたのは、このくらいですが、松川も場合には、もっと幅広い内容のものが出されております。

そして、それから、2番目としては、工事費用額と助成額の上限設定をしながら具体的な助成施策をしていったらどうかということです。これは、例えば工事費50万円以上、助成額10万円を上限と、あるいはまた、工事費を30万円くらいにして10万円くらいにするかと、このことは、いろいろあるかと思えます。

それから、3番目としては、施工工事業者は村内業者を優先とすると、これは、どうしても村内で賄えない場合があると思えますので、優先するということ。

それから、4点目としては、新規の実施者として、以前に国や、これ、新規の場合でなきゃだめだということで、ほかの町村でもやっておりますが、国や村の助成補助対象になっている場合、これは重複しますので、こういう場合には助成対象とならないというような、これは、本の概略の、私の考えた素案ですので、これに肉盛りをして、ぜひ検討をしていただきたいと思えます。

それから、松川町の例を説明、紹介をさせていただきますと、松川の場合には、23年度から取り組んでおりまして、23年度が1,000万円、24年度が2,000万円、ことし、25年度が1,000万円で、既に25年度については、5月の、スタートして5月の20日ごろで、もう、1,000万円がいっぱいになったということで、今回、この6月で、再度、1,000万円の追加補正を組むということをおっしゃられます。

特に、この中で何戸くらいが実施をしたかということですが、23年度が83戸、24年度が143戸、25年度が、1,000万円の中では、既に62戸が申し込みをされているというようなことで、特徴的なものは、そうですね、高齢者とか障害者に、ある程度、長寿命化、住宅の長寿命化のものが113戸、それから、手すりだとかサッシの改造だとか、そういうものが43件、そして、どうも一番多かったのが台所、ふろ、トイレ、水回り関係、一部耐震強化部分へ、水洗化、下水道のつなぎ込み等も含めていくと132戸と、この部分が一番多かったということをお聞きしております。

松川の場合には、具体的には、対象事業に対して30%の助成で、最高限度額、対象事業費の15%ということで20万円を上限にしてあるようですが、そのうち商品券で3割、3割のものが4,000万円のうち1,170万円くらいが商品券として回っているということで、商業者の皆さんに非常に喜ばれているということもお聞きしております。

そういう点では、先ほど下水道の関係がありましたけれども、下水道を設置する時点で下水道敷設区域に決定したところは合併処理浄化槽が1円も補助されなくて設置

されている皆さんがあるわけです。先ほど28件、27件という中には、相当、その人たちが対象としているわけです。

例えば、私の集落は5軒あったんですけれども、そのうちで4軒まで入れましたが、1軒は1円ももらっていないのだから、つなぎ込みは、すぐしませんよ、あるいは将来までしませんよという言葉が必ず頑強に返ってきます。恐らく、役場の職員の中にも、私、聞いてみると、そういう対象の職員の家があるということも、入らない中で聞いております。

このリフォームの中で、そういうものを含めて、もっと幅広くリフォームのことを考えて助成施策を講じていけば、そういった松川のような下水道部分、あるいはトイレの改修という部分へも十分活用をしてもらえると、下水道の、さっきのような未収金の負担の改善策にもなってくるということですので、先ほど提案した内容について、この点、どのように検討をしてもらえるか、もらえないのか、村長に考えをお聞きをしたいと思います。

○村 長

耐震化とか、あるいは高齢者のバリアフリー化については、普通の制度がございまして、それで、その有効性といいますかね、その辺のところの検討は、別途、必要かと思えますけれども、それについては別に制度があるというふうにご理解いただけたらいいかなというふうに思います。

省エネとか断熱性とか、その辺のことについてはですね、今回、申し上げているものについても、何か、大変、冬、寒いんじゃないかなというようなおうちがあるというふうなことを申し上げました。それが気になっているところがございますので、そういった形の手直しというものが出てくるんじゃないかなというふうに思いますし、そういう活用の仕方は、していただきたいなというふうに思います。

下水道につきましては、先ほどから課長のほうで説明いたしましたように、お支払いいただくことが目標であって、まだ、未払件数を減らすこと自体ではなくて、お支払いいただくことが大事なことだというふうに思いますので、公費で補助をして、その今まで一生懸命ちゃんとやってきた人と、それから、その未収物件を減らすために誘い水でお金を出して、ダンプングをして、払ってもらって未収物件を減らすというのは、ちょっと違うのかなと、それぞれの皆さん方に説得をして、お話をいただいて、少しずつでも払っていただけるというふうな、手間暇かかるわけですが、そちらのほうが、何というか、みんなの納得性が、お支払いいただいた方の納得性もいただけるのではないかなというふうに感じるところでございます。

○5 番

(村田 豊) それじゃあ、最後に、松川の交付を、先ほど松川のリフォームの交付をしない工事例というのを説明を、紹介をさせていただきます。

例えば、松川の場合には、国・県または町の他の補助制度の対象となる工事に対しては、重複しておりますので交付対象としないということ、それから、造園だとか、門扉だとか、舗装等にも、あるいは物置、車庫等の設置工事についても補助しないと、当然、家電製品の購入だとか、器具、あるいはまた、太陽光の設置工事等々についても対象補助、助成対象としないということがうたわれておりますので、このリフォー

ム補助制度の要綱がホームページの中から見ますと確認できますので、ぜひ、他町村等の事例等も、よく職員の皆さんも検討をいただきながら、ぜひ進めたいと思います。村長は、具体的には、提案について検討するか、しないかということについては、まだ、お答えをいただいておりませんので、私の最後のお願いの中で含めて、終わった時点でお願いしたいと思っておりますけれども、この要望については、もう、何回も要望を村民の皆さんから言われておりますので、議員が代弁をして言っているわけですので、実現されないということに対して、これを言われた皆さんは、本当、残念だということをおっしゃいます。村長、3期目の公約の中で住民の皆さんの声を十分お聞きしますということをおっしゃいます。それから、決断と実行をするということをおっしゃいますが、私は、決断をするということは、すべて公約を実行することじゃないと思います。住民の皆さんから言われたら、修正をして、そして実施をする、一番住民の皆さんからベターとして喜ばれる方法で決断をしてもらうのも、これも1つだし、場合によっては、幾ら、村長、公約しても、これは、どうしてもだめなら中断、よさなくちゃならないというような部分もあるかと思っておりますので、ぜひ、公約は、即、実行というふうにとつてはいいと思いますけれども、その辺をお願いをして、もう一度、お聞きをしますが、具体的に、この提案に対して検討をしていただけるか、そして、住民の皆さんの要望にこたえていただけるかどうかお聞きをして、私の質問を終わりたいと思います。

○村長 先ほどもちょっと申し上げましたけど、住民の皆さん方の要望というのはですね、例えば車の買いかえ補助で車を買いかえる人には20万円出しますとかっていうふうな制度があったら、それは、みんな、それは、やるべきだ、隣の町もやっているのに、うちは何でないんだと一緒のことで、お金がもらえる、何か、そういうのに対しては、それは、必ず出てくることだと思うし、それを、そういう声があるからといってやるっていうのが本当にいいことなのか、だから、それだからこそ、これをやる目的な何かという、このねらいは何かというようなお話をしているわけなんで、ずっと一貫してこのことを申し上げておいて、それが、その経済対策で需要喚起なのか、一人親方の皆さんなのか、あるいは住環境の大変苦しうなところを直していくことなのかというふうなところで、3つの目的がそれぞれ出されてきた中で、じゃあ、あとの、後ろの2つについては意義があるかなというふうなことで考えたのが、今、お出ししたものなわけです。これ、最初からずっと一貫して同じで、なぜ、やらのや、みんなから、みんながほしがっているぞ、ほかもやっているぞっていう話があって、それに対して、私は、ゆとりにある人に公費で補助するのはちょっと変なんじゃないですかというふうなことで、もう、同じキャッチボールをしているので、そこを、何か、こう、深掘りの、何か、ああ、なるほどっていうようなお話が来たら、なるほどと思うわけなんですけども、同じ繰り返しなので、同じお答えを返すしかないのかなというふうな、こういう考えを持っております。

それから、決断と実行というふうなことでおっしゃいましたけども、余り、その言葉を、議会中、私、議会じゃない、選挙中、強調して言った覚えは余りないんですけ

ども、いずれにせよ、公約で言ったことは4年間の中でやらなくてはいけないというのは、当然、考えているところで、その実現に向かって努力をしていくつもりでございます。

○5番 (村田 豊) 終わりたいと思いましたが、どうしても歯がゆさを感じて、再度、立ちました。

これで終わりますけど、特に、どうしてもかみ合わないところがあるんですね。村長の言っていること、住民の皆さんの、住民目線で、もうちょっと考えていただきたい。松川の皆さんは、この4,000万円を投じることによって4億円余の事業費が動いたと、そして、まーくんカードが1,100万円、1,200万円くらいのもので動いているという点では、非常に幅広い部分への受益供与ができたかなあということをおっしゃいますし、さきの30日の郡の一般質問で、私、リニアのことについて質問をいたしました。白鳥市長は、具体的に答弁の中では言われませんでしたけど、終わった後のときに、いっぱい飲む中では「いやあ、村田さん、言われた中には重要なことがあったから、すぐ担当部署に具体的な、チームをつくって具体的な検討を始めるように指示をした。」という答え方をしてくれました。やはり、私は、かみ合わないままで進んでいるのではなくて、少しでも理解をしてもらって、今後、進めていっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長 これで村田豊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時10分とします。

[午後12時20分 休憩]

[午後 3時10分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで5番議員より発言についての発言があります。

5番議員、どうぞ。

○5番 (村田 豊) 先ほど公共下水道の負担金の中で、2番目の27件の現状の未納されている皆さんに対する質問の中で、それぞれ役場職員の世帯の中にも、そういう該当者があるんじゃないですかという質問を申し上げました。近隣からそういった話があったもんですから、そういった言葉を発したわけですが、実態、確認をした中では、そういうところはないということですので、その部分の取り消しをさせていただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 次に、4番 山崎啓造議員。

○4番 (山崎 啓造) お願いします。

昨年末の政権交代から6ヶ月、アベノミクスの3本の矢のうち金融緩和と機動的な財政出動という2本の矢は、市場の期待を高め、円安、株高の流れをつくりました。ところが、5月下旬の株価大暴落で状況が変わっています。6月5日の株価急落も心配を増幅させたのではないかと思います。3本目の矢となる成長戦略、民間活力の爆発こそが成長戦略のキーワードだと言っています。国民総所得を10年後に150万円

以上増加させるとしてありますが、国民総生産、いわゆるGDP成長率が、10年間、平均で名目3%、実質2%が目標であり、それが実現できたときの話であるわけであり、経済の成長が不可欠であるわけですが、そうなることに期待をしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

さて、中川村におきましては、4月の21日、村長選挙が行われました。曾我村長が3選をされ、スタートをしております。

そこでお聞きをしたいと思います。今回の選挙結果をどのように検証、分析し、今後の村政運営に反映させていくのかをお聞きいたします。

○村長 最初、国民総所得っていうか、所得、1人当たり百何十万円っていうお話がありましたけど、本当に、それ、国民総所得を平均で国民の数で割ったというだけのことでございまして、今、言わずと知れた格差社会でございまして、企業内留保であるとか、あるいは一部のところにお金がかた集まるというふうなことになった場合に、本当に一人一人がそれだけ増えるかどうか、さっきおっしゃった総生産が増えたとしても、実際、総所得が増えたとしても、例えば中川村の住民の所得がそれだけ増えるかという、大変、この格差社会の中では疑問だなというふうに思います。

それから、ご質問のほうに移りますけれども、選挙結果の検証、分析というふうなことでございますが、投票率と得票数以上の詳しい情報、データというものはございませんので、なかなか客観的に身のある分析をするのは難しいかなというふうに思います。天候の加減もあって、得票率は少し高かったのかなというふうに思いますけれども、そういう意味で、主観的な印象のお話になるかもしれませんけれども、やっぱり一番は、国旗のこととか、なかなか、しっかりとご説明をしたとしても理解していただきにくい、随分、時間をかけなくてはいけないような、そういうテーマが、そういう話題が、かなりひとり歩きをしてしまったのかな、そういう結果として大変難しい選挙だったというふうに思っております。そういう状況であったにもかかわらずですね、たくさんの方々のご支援をいただいて、応援をいただいて、それで何とか、ぎりぎり、自由な自治を守ろうというふうなことでやってきましたけども、そういう結果が得られたのかなと、大変ありがたかったなというふうに思っております。そのこと以外にも、幾つか、なかなか、ご説明したつもりのことが、なかなか伝わってなくて、そういうことが誤解のままひとり歩きをしているというふうなこともあるんだなあというふうなことを感じましたので、今後は、さっきのあれじゃないですけども、水かけ論になることを恐れずですね、繰り返し考えるところを述べていく必要があるのかなというふうなことを感じました。

以上です。

○4番 (山崎 啓造) ええとですね、そのくらいだと思います。確かに細かいことまではわからなかったんじゃないかと思いますが、この結果はですね、実は、私なりにといえますか、自分が、選挙後、あちこち、いろいろ聞いて歩いたりしまして、私なりの分析をしましたんで、ちょっと聞いていただきたいと思いますが、さまざまな人に聞く中でですね、村長の国旗に対するのはけしからん、これは容認できないと、しかし

ながら、村長になってから、この国の財政状況が低迷している中で、村の借金を減らして貯金もしたと、これは評価するよ、こういう人が大変いました。それが、借金を減らしたというか、減ったんだと、自分では、分析では、減った、減らしたんじゃないと減ったんだという分析をしていたわけですが、初めて、何だったかな、実質公債費比率ですか、が、この予算審議のとき、何年か前に、そちらから言われて、あのとき、私は、実質公債費比率の、じゃあ、これから先の数値の改善はどんなふうにするんですかという質問をしたことがあったんですが、そのときに、償還のピークも過ぎたし、これからは、もう、減る一方ですと、だから、特別なことは考えていませんという答えをもらった覚えがあるんですよ。それが頭にあったもんですから、ちょっと、それじゃあ、まあ、借金を減らした部分については、減ったということかなというふうに理解をしました。その16年がピークでしたか、その後、17年からですかね、村政がスタートしたと、村長が村長になって村政運営を始めたということだと思います。それでね、例えば、その間に、じゃあ、歳出の、じゃあ、大幅な削減をしたりとか、歳入の増大を図ったとか、そういうことではなくて、その流れの中で減ったと、こういうふうには私は理解をしていたわけでありまして。自分は、そういうふうには、ちょっと感じちゃったんですが、その選挙のときに出されましたグラフがありました。あれを見ると、確かに、こう、こうになっていて、ああ、村長すごいなと、みんな、そう思ったと思うんですが、自分の、今、感じたことを言わせてもらいましたが、自分の、今、言わせてもらったことってというのは、どうなんですかね、それは違うよということですか、いや、確かにそうかなっていうことだけ、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますが。

○村長 ちょっと、今おっしゃった借金を減らすために特別なことはしないという発言が余り記憶にありませんので、そうだったのかなあというふうに思ったところですけども、もし、でも、そういう質問をいただいたとしたら、こういうふうには答えただろうなというふうなところは、今も思うところがあって、それが、そういうふうな特別なことはしないというふうな集約になるかもしれないなと思ったのは、借金を減らすことが村の目的ではないので、村民生活をよくしていくっていうことが大事なことですから、そのために必要なことはするし、そのために必要なことのために使える有利ないろんなものを活用しながら、その目標を実現していくと、もちろん、無駄なことにもお金を使わないようにする、目標のことを、村民の暮らしのためにっていうことをやりながら、有利なものを使い、村のお金を減らしながら、それをやった結果、村の財政が健全化されたんだろうなというふうに思いますので、そういう意味では、特別なことをしないという集約もあるかもしれないなというふうには思ったところですけども、そんなふうな、振り返れば、そういうことかなというふうに思います。

○4番 (山崎 啓造) それでですね、その選挙のことに、ちょっと、また、戻らせてもらいますが、けしからん、国旗に欠礼、けしからん、いや、いや、それでもいいって、こういう議論みたいなものがあつたように思いますが、中間にね、国旗は、そのことは、まあ、いいじゃないか、さっきも言ったように、こういう、一生懸命やっている

ようだからいいでしょうという人がいて、その方たちが結構多くいたってということが、自分の、その、いろいろの情報を集める中ではあったってことです。ですんでね、その国旗に礼をしないということは、これで認められたと思われる、私としては心外なわけですよ。だから、その辺のところは、きちんと身に受けてもらって、今までのようなことがいいのか悪いのかは、また、別として、私は、それをお願いしたいというか、望むんですが、いかがですか。ちょっとわからないですか、言い方が、言っていることが。

○村 長 私のほうからは、もちろん、国旗に礼をするのはけしからんなんていうことは言っていないし、だれもがみんな礼をすべきじゃないというふうに申し上げているわけでもなくて、ですので、こう、無理強いといえますか、そういうふうにせんのはけしからんと言われているのは、まあ、まあ、私が一方的に言われているだけですので、そのことに対して、いろんな対応の仕方があっていいのではないかと、かえって、日本の国をみんなでよい国にしていくためには、日本についてのあり方について自由に考え、日本を誇らしい国にしていくためには、そういうような形、無理強いをすること自体が、そういう目で国をよくしていこうという姿勢の芽を摘むことになるから、それはよくないのではないのではないかというふうなことを申し上げているつもりなんです。繰り返す、です、その考えについては、やっぱり今も変わっていないところがあるので、けしからんから礼をせいということだけで、わかりましたという形には、なかなかならないのかなというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造) あのですね、そのけしからんってというのは、それは思う人も、それは自由であるし、礼をしないの、私も自由だと思うんですよ。国旗に対して礼をしようが、しまいが、先般のですね、戦没者、戦争犠牲者の慰霊祭がありましたよね。式典。あのときに、そこに国旗が掲揚されていなんだんですね。これ、自分としてはですよ、自分はこちらよりですから、これは、何か、ちょっと変だなと、気がしたわけですよ。追悼する式で、多分、戦場へ行って散った人たちは、それは、お国のためだとか、国ために、おれはやるんだなんていう人は、ほとんどいなかったと思うし、そんな気持ちは、多分、あったとしても、ちょこっとこら辺にあっただけで、親だとか肉親だとか兄弟だとか、多分、子どもなら親を思ったり、親なら子どもを思ったり、ふるさと思ったり、そんな中で、まあ、あきらめの気持ちというかなあ、何とも言えない虚しい気持ちで散っていったと思うんですね。送り出した遺族も、この間、出席をしておりましたが、ただ、そうしてみたときに、遺族の気持ちってというのは、ちょっと、これは、また、違うんじゃないかなあという気がしたんですよ。戦場で散った人たち、それで犠牲になった人たちの気持ちとは違って、遺族会長も言っていますが、今は平和、日本のこの平和があって、経済の発展があって、これには、そういうところで犠牲になった人たちの、すごい気持ちというか、何ていうんだか、そこに何か日本のために働いてくれたんじゃないかなという思いがあると思うんですね。そんなときに、その遺族の皆さんの気持ちってものを考えると、あそこに国旗があってもいいんじゃないかなっていう気がしたんですね。です、それ、村長が、それに礼

をする、しないは別として、国旗がほしかったなあとは自分は思ったしだいでありませう。

中川村のホームページを見ますとね、国旗が書いてある。載っているんだよね。あれはどういうことなのか、ちょっと、こっちと、それ、整合性がとれんのじゃあないのかなあ、国旗があつて、村旗が入っていて、それで、いろいろのホームページの内容が載っていますが、それ、自分の考えって変ですかね。どう思います？ちょっと聞かせてください。

○村 長 お考えが変ですかというふうなご質問をいただきましたけども、いろいろ幾つものポイントでお話があったので、どの点に絞っていいか、ちょっと難しいなというふうなことになりますけども、確かに、戦争で亡くなられた方々のほとんどの方々は、非常に、さっき、あのときにも、慰霊祭でも申し上げましたけども、ずさんな計画で、実質的に意味もなく、亡くなられた方、例えばニューギニアでどんな作戦が行われて、どれだけの人が亡くなったかっていうと、本当に全くいい加減な計画のもとに、食料も薬品も全部失うような形でほうり出しているというふうなの、ネパールもそうですし、例えば、爆撃機の下にぶら下げられて、桜花っていう特攻ロケット兵器がありましたけども、あれも、結局は、その戦場に行くまでにですね、高いところまで登らないと発射できないから、高いところへ登ったらレーダーにつかまって、ぶら下げているから、もう、よたよたの状態の爆撃機をですね、もう、簡単に餌食になって落とされているわけですよ。桜花のパイロットなんて、その特攻機の新しい飛行機をどういうふうに乗るかっていうことで必死の訓練をしていたけども、母機の爆撃機の下につるされたまま、何一つできないまま、爆撃機もろともですね、はるか手前のところで落とされて死んでいくという、その優秀なパイロットが選ばれて特訓をしたのに、自分の力で飛ぶ前にですね、もう、それが、基本設計が合わないんですよ、ばかばかしい設計に基づいてつくっているから、そういうふうには本当に精神論だけでですね、人間の命の大事さなんていうことは何も考えずにほうり出しているというような、そういうようなことなんで、兵隊さんの方々、亡くなったときに、本当に憤りの気持ち、虚しさとおっしゃいましたけど、虚しさで憤りがいっぱいだったろうなあというふうに思います。それに対して、おっしゃったとおり、ご遺族の皆さん方は、その自分たちの家族が亡くなったことに、やっぱり、それが役に立った、有意義だったというふうに思いたい気持ちは、すごく理解できるんですよ。だから、そういう思いの発露が、その犠牲があつて今の日本の繁栄があるというようなレトリックになってくるとは思いますけども、何年か前の慰霊祭でも申し上げましたけども、それは、全く、単にレトリックであつて、うそであつて、そこで、戦争で亡くなった方々が戦争に行かずに、例えば、農家として、農夫として、この中川村で農業に打ち込んでおられたら、中川村の農業はもっとすばらしいものに、今よりもね、いろんな力の、底力のある農業になっていたに違いないし、学校の先生だって、子どもたちを戦争に行かずに教えていたら、もっと優秀な子どもたちがたくさんできていたと思うし、だから、あの戦争がなくてですね、その人たちが無駄に命を落とすことがなければですね、もっともっとすばらしい繁栄した国になっていたと思うのに、それを、そんなふうな形で、

大分、もう、国をペしゃんこにしてしまったっていうのは、全く愚かなことだったろうなというふうに思うところであります。ちょっと返答になったかどうかわかりませんが、

○4 番 (山崎 啓造) 確かにね、それは、村長は、そういう持論で言ってくれますが、私、もっとすばらしい国になっているかもしれない、それはそれでいいんだけど、私が遺族の気持ちになったときに、私もおじさんとかを亡くしていますよ。だからね、思うんですよ。そこに国旗ぐらいあってもいいんじゃないかあねえのかいって、こういうことを聞きたいんですよ。1999年ですか、国旗国歌法って公布されて、日章旗は国旗で、国家は君が代だって、それ、公布されているんだよね。だから、そういうことを考えたときに、礼をする、しないは別として、人の心情とか、その人の気持ちとか心とかを思ったときに、だから、掲げたから礼をしなさいっていうことを言っているんじゃないですよ。国旗ぐらいあってもいいんじゃないでしょうかねっていうことをお聞きしているんです。そこだけ、ちょっとお聞かせください。

○村 長 いろんな立場の方がおられるでしょうから、あってほしいと思う方もいらっしゃるけど、そうじゃない方もいらっしゃるだろうし、いろんなお考えの方がいらっしゃるだろうし、だからこそ、その中でですね、こういう形でディスカッションできる、意見を述べられるっていうのは、意義のあることだと思うし、それを、みんながしているからとかね、同じようにして、特に、表面化しなくて流れていくということばかりがいいのか、どうなのかっていうふうなことは、違うのかなというふうに思います。だから、その中で何で国旗だけ出てくるのか、例えば国連旗があって国旗があって県の旗があって中川村の旗があってというのもね、1つの流れとしては、そういう、全部あってもいいかもしれないし、あるいは村の旗だけっていうふうなこともあってもいいのかもしれないし、そういういろんな可能性はあるじゃないですか、理論的なオプションとしては、そういうふうなこともいろいろ考えてみて、なぜ、なぜ、大抵のところでは、それが国旗になっているのかなっていうこととかも考えてみたら、いろいろおもしろい思考実験ができるかもしれないなと思います。思いました。今、お話を聞いて。

○4 番 (山崎 啓造) あのね、何でこんなことを言うかって、もう言いませんよ。これ、もう1回だけ、私は日本人だから言うんですよ。日本の国に住んでいるから、ここに国旗があってもいいんじゃないのっていうことなんです。それだけの話です。だから、頭を下げようが、下げまいが、おもしろくないけど、それはいいです。

それでは、次に行きますんで、中川村の基幹産業である農業の今後を見据えた政策、これについてお尋ねをしたいと思います。

これへ入る前に、ちょっとお聞きをしておきたいんですが、4月の22、23日ですね、発生した上伊那の凍霜害、あした、何か、その状況説明があるようですけどもね、全協のほうで、上伊那地方の被害額が、日報さんの報道なんで確かでしょう。2億8,400万円だと、ここ10年で最大の被害額だということ。上伊那に、品質の低下であるとか、実際の被害は、もっとさらに広がるんじゃないかなっていうことも書いてあ

りました。そんな中でですね、中川村での被害額9,130万円余っているということで、上伊那中の3分の1が中川でやられちゃった。中川村で。ね。品目はナシとかリンゴが多い。ということは、中川村のほとんどはリンゴとか果樹栽培農家が多いわけですが、JAによりますと、この深刻な状況を、対策本部を設置して災害支援対策の検討を行っているって、こんなことを書いてありましたが、これは、本当、緊急を要する問題だと思うんですね。出鼻をくじかれちゃっているからね、農家の人は、もう、本当、がっかりしちゃっている。

そこで、中川村としてですね、緊急にどういう対策をしなきゃいけないと思うのか、何かしようとするのか、早急な対策が望まれると思いますが、ちょっとお聞かせください。

○村 長 そういう自然災害といいますか、農業被害に関しては農済という制度があつて、ですが、なかなか使い勝手が悪いのかな、一部の方は加入をしていただけますけども、余り加入が進んでいないというような状況があります。あと、凍霜害用の対策の、何ていいますか、燃やす、そういう資材なんかというふうなことについても補助はしているかと思えますけども、今回、起こってしまった災害についてはですね、一番、具体的にこれからだろうというふうに思いますが、ご存じのとおり、商工業のほうについてはつなぎ融資というようなことがございます。これから実際に商品が、ナシは早いし、リンゴは秋から冬のあたりぐらいになるのかもしれないかもしれませんが、ほかにもいろんな作物がありますし、被害を受けておりますし、そういうものの当てにしていたものが入ってこないということについての、いろんな、それで、やっぱり必要なもの、仕入れた物は払わなくてはいけないしというふうなことで、つなぎ融資的なもの、商工会、商工業向けの、みたいなものは、例えば、農家に向けては、いろんな何とかかんとかの資金の貸し付けみたいなことはあるんですけども、そういう経営上のつなぎ融資っていうのも必要なというふうなことで、その辺については研究をし始めてくれていると思えますけども、まだ、ちょっとお話ができる状況かどうかはわかりませんが、そういうふうなことでしのいでいただくっていうことがあるのかなというふうに思っているところです。

また、こういう方法もあるんじゃないかというふうなこと、ぜひ、いいのがあればご提案をいただければうれしかなというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造) いろいろ考えていただく、当然、考えていただかなきゃいけないと思うんですが、まず、農家さんに聞いてみてね、本当、今、何が、どういうふうに、こうなんだっていうものを把握して、それに、まず、手を打つ、これから考えます、やりますって、それはだれでも言うんだよね、どこの行政でも言うし、一番、それが言いやすいし、楽なんだね、けれども、これはね、喫緊の課題だというふうに思っていますんで、ぜひ、早急に、その対策をお願いしたいと思います。

それでですね、国ではですね、農業所得を10年後に倍にすると言っていますが、日本列島っていうのは、南から北まで長くて、それぞれの地理的な条件も違うし、気象条件も、全部、違います。

それで、特に、この中川村っていうところは、中山間で、非常に苛酷な農業を強いられていると、簡単に、そんなうまいわけに行くのかなという気もしますが、村長、今度の選挙のときに、村の課題とされている農業問題については、積極的な施策にも乗り出す、こう言っていました。その辺は、どんなことをどうされるのかお聞かせいただけるとありがたいと思います。

○村 長 株式会社の参入ですとか、いろいろ、そういう集約化というふうなことが農業の再生方針として言われておって、それが農業生産高を上げるとかいうようなことには、ひょっとしたら、それについても、やっぱり、この地形を考えると難しい点はあると思いますけども、そういうことが取り組まれたことによって、条件に合ったところでは、そういうふうな形になるやもしれません。でも、しかし、なったとしても、きょうも申し上げたとおり、中川村がどんなふうな将来像をイメージするかっていうふうなことを考えていくと、各地区、地区に、今とそう変わらない人たちが、お年寄りから小っちゃい子どもまでバランスよくいて、そのみんながお互いに思いやり合いながら、自分のできることで地域に貢献をして、支え合って暮らしていく、そういう地域、伝統の食べ物でみんなでお祭りをしたりっていうふうなことが受け継がれていくようなことを理想としたい。そう思うと、例えば株式会社の参入だとかですね、一部の担い手が大型機械を使って集約化していく、オーストラリアやアメリカみたいなわけにはいかないの、所詮、そんなことは難しいと思いますけども、そんなことができたとしても、それで農業生産高の数字の上ではできたとしても、その地域のコミュニティが、地域社会が、今までと同じような、中川村のいい、その地域社会として受け継がれていかないというふうに思うんですよ。だから、そういうことは、ちょっと私が考えていることとは違うのかなというふうなことを思っています。だから、先ほども、きょうも、再三、申し上げている担い手をどうやってつくっていくのかというようなことが一番の課題だと、担い手の減少に対してどう対処するかが一番の課題であって、その担い手には2種類があると、1つは農業をやっていく担い手と、もう1つは地域の社会、地域のまとまりというのを維持していく、そういう人たちと、2種類の担い手というのを何とか確保していかなくてはならないと、農業の担い手については、先ほど申し上げたように、新規就農者がともに暮らせるところをというのが1つあるかも、あるでしょうし、それから、もう1つは、農業をいかに、何だ、所得の取れるものにしていくか、それは、よく、しょっちゅう6次産業化というふうに言われますけども、宿泊と組み合わせるとか、鳥のレストランを開くとかですね、いろんな方法があるかと思えます。そのことによって、ある程度のなりわいできてきて、そうすると、その中川村を離れた子どもにも、それを引き継いでいってもらえるようななりわいをつくっていくというような、そういう形の農業の内発的発展というふうなこと、それから、もう1つは、地域の中で、必ずしも農業をしなくても、自分なりの何か生活の糧があって、最近では工芸作家みたいな人も増えていますが、インターネットで何かするとかですね、違う形の生活の糧の得られる人でも構わないから、地域に入って、一緒にこの地域を支えてもらえるというような、そういう人に入って

きてもらう、そういうふうなことをやっていかなくてはいけないのかなというふうに思っています。

おっしゃった、何ておっしゃったか忘れちゃったけど、とにかく、生活、農業の付加価値をつけていくということに関してはですね、いろんなレストランだとか、観光農園だとか、新しい直売だとか、今もやっている贈答用とか、いろんな形の販売ルートの開発とか、あるいは加工だとか、いろんなことがあるかと思えますので、そういう取り組み、自分の得意な分野でチャレンジしたいという方を、寄り添いながら応援していくというような、そういう個別の取り組みに寄り添うような形のサポートをしていかなくてはいけないのかなというふうに思っているところです。

○4 番 (山崎 啓造) 村長の言うね、その、私も、それ、よく同感できるところもあります。例えば、工場で作った野菜をね、いっぱい、工場で野菜、いっぱいつくって、金もうけで、わあわあって行ってやるって、それも確かに農業かもしませんが、自分はね、やっぱり、この地球の上に生かされているというか、生かしてもらっているというかですね、動植物、すべて、その中で、土の恵み、土からいただいたものを自分たちも食して、それで生かしてもらっているという考え方ですんで、いわゆる身土不二ですよ、身は土にあらずですよ、身土不二、そういう言葉があると思います。私は、この言葉、好きなんです、とにかく土、土から物をつくる、それには中川村ではどうするか、その辺のところをじっくりと考えてもらう、そういう施策を進めていただきたいなあと、本当は、そういう答えがくるかなあと思ったんですが、残念ながら、そういうことを要望しておきたいと思えます。

それからですね、3番目、移住者が増える流れができたっていうことを言っていました。増えればいいっていうもんでもないよね。これは先ほども言っていましたんで、増えりゃあいいっていうもんでもないと、確かに、そのとおりで思いますが、村の魅力を高めて、滞在してお金を落としてもらえらるような、そういうふうにしたい、これは1期目から言っていますね。このことは1期目から聞いています。実現のためにですね、もう、今度、3期目ですんで、実現のためにはこうするんだっていうものがあると思うんですが、その辺をお聞かせください。

○村 長 移住者が増えればよいのかというふうなお話でしたけども、と言って減ればよいのかっていう話にもなりますしね、移住者等、先ほどちょっと交流人口と移住人口とごっちゃにしてお話をされたような気がしますが、幾つもの、その考え方はあって、例えば中川村という場所に近隣から、それは、飯島、松川とか大鹿とか、もうちょっと離れたところでもいい、そういう方が来てくださって、何か楽しんでいただいたり食べていただいたり買い物をして帰っていただいたりっていうふうなことも1つのことだし、それから、都会から観光で、その交流人口として見えて、やっぱり食べたり飲んだり泊まったりして帰られるっていうことも1つだろうし、それから、もう1つは、本当の定住、移住というふうな形で中川村に居を構えてくださるというふうな、そういう幾つかの段階があるかというふうに思えます。その近隣の方々っていうのは、私的には、8年前の状況を思い返すとですね、チャオ周辺でも、かなり車の数は増えだし、

あそこにも余りお見かけしない顔の方、多分、村外の方だろうと思われる方を、結構、比率が高いように思いますので、それは、本当に、あのチャオ周辺のお店の皆さん方の頑張りによって、そういう人を呼び寄せる力を発揮していただいているのかなというふうに思います。

それから、いろいろ、その交流人口っていう形で来ていただけるのも、例えば、観光農園だとか、いろんなイベントだとか、この間も、そのアトリエ解放展なんかも回ってみるとね、名古屋あたりから女の子のグループが、全部、ぐるぐると回っているというふうな人なんかもいたし、いろんな形、ハーフマラソンでも大勢来ていたりもするし、いろんな方が、見えている方は、多分、余りきちっと統計はとっていませんけれども、増えているのかなというふうに思いますし、それから、移住者っていうことでいえば、社会的人口の増減ということで、一昨年は、自然減を上回る社会的増減がありましたし、昨年度は、そこまでは行かなかったけど、やっぱり転出よりも転入のほうが多かったと、ただ、転入って言っちゃうと、全然よそから違う人が帰ってくるみたいと思われるかもしれませんが、その中にはですね、Uターンとかも入っている、例えば、中川村の若い人が、学校で、学校に出て住民票を移したというふうな人、あるいは、都会とか、どこか違うところで就職をした人、そういう人たちが、また、中川村に戻ってくるっていうのも、それもまた社会的増加というふうなことで、それもまた転入の中には入ってくるわけですね。だから、そういうふうな、中川にもともと縁の持っている若い人たちが、やっぱり中川はいいわっていうふうに帰ってくる人と、それから、中川に縁のなかった人が中川っていうところはすごくすてきだから住みたいわというふうに移ってくる、両方のことがあるだろうし、それは、自然減をカバーできるほど、毎年、多いというわけではありませんけれども、増えつつあるのではないのかなというふうに感じているところです。だから、目を凝らして見れば、チャオのあたりを見ても、それから、例えば望岳荘のお客さんというのも、若干は、経営的にも何とかとんとんぐらいのところまで戻ってきたというふうなこともありますし、こう、よく見ていただくと、その兆候はあらわれているのかなというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造) あのね、最近、目が悪くなってね、よく見えなくなっちゃっているんですよ。実は老眼が進んじゃって。今、4番目のチャオ周辺のことも言っていたんですが、何か、その3番目に戻りますが、中川村に人がいっぱい来てもらって、お金が落ちて、それで、ここへも住んでもらえるようにしたい、それは、そのとおりだと思います。だから、それには、村長、どういうことをどうするんですかって、そこを、ちょっと、もう少し詳しく聞いたかったんですよ。実は、チャオ周辺がにぎわってきている、大分増えてきているって言うけど、自分は、本当に、それを全然感じないわけ、全く、何か前よりにぎやかさがなくなったんじゃないのっていう気さえしちゃいます。特にですね、加工施設、あのものが、全く、何か、閑散としちゃって、村もいろいろ考えて管理体制を整えるとかいっておりますが、そんなふう感じちゃっているんですが、本当ににぎやかになったと思いますか。

○村 長

それと、こういう、こういうことで、こうして、人が来て、こういうふう金に落ちるようになるんだ、それを、もうちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

チャオ周辺のことで申し上げますと、例えば、今、バンビーニになっているところも、当時を思い出していただくと、上に上られたことがあるかどうかわかりませんが、全くとぬけの殻、クモの巣が張っていたかどうか、クモの巣が張っていてもおかしくないような、どこに電気があるのかなみたいな、そういう状況で、敗れたカーテンがぶら下がっているというような、そういう状況でした。それから、あのお店もですね、私が来たころには、おもちゃ屋さんとかがあったり、まあね、お菓子屋さんとかもあったり、八百屋さんとかもあったりしましたが、それがどんどん撤退をして、Aコープさんまで出ていくというような、もうからんから出ていくというような、そういうような状況でした。空き店舗が、空きスペースがあちこちにいっぱいあったというような、真ん中のところには森林組合さんがあって、ちょっと遅い時間に行くと、緑のネットで囲われているというような、そういうような状況だったかと思います。それは、7年前だったか、8年前だったぐらいまでは、かなりそういう状況になっていたかと思うんですけども、その中で、いろんな新しいお店が入ってきて、粗ぞれの魅力を発信してくれたり、もともとあったお店も、自分たちの底力を発揮してくださったりというふうなことで、当時に比べると、本当に、そのチャオそのものが、なかなか継続するのが難しい、その制度資金も借りているのも返さないかんのも、歯が、くしの歯が抜けるような状態で、なかなかしんどいというようなお話があって、そういう中ですね、本当に経営していらっしゃる方々も頑張っていたいただのおかげで、こちらも、そのバスの集積をしたりとか、診療所をなるべく1カ所に集めたりとか、いろんな、あそこをハブ化していこうというふうなことをして、にぎわいをつくっていくようなことを考えているところです。つくっチャオについては、組合のほうで、いろいろ試行錯誤をさせていただいている中で、これからどういうふうないい形が出てくるのかっていうところは期待するところですけども、これからにさらなる取り組みに期待をしているということを申し上げるところでございます。

○4 番

(山崎 啓造) チャオ周辺のことを言いますと、必ずバンビーニが出てきますが、これは1期目から同じことを言われていますが、多分、そうなんでしょう。それは、確かに人が来ていますし、私も行って見て、視察もさせてもらっていますので、よくわかっています。

ただ、そのにぎわい、にぎわいっていう、にぎわいのとらえ方、自分のとらえているにぎわいっていうのと、村長のとらえているにぎわいって、ちょっと違うのかなあっていう気もします。もっと何か、いっぱい人が、人ががやがやいてっていうのがにぎわいのような気がしているもんですから、時間的には、そういったこともあるんですけど、それをずっと、例えば、とげぬき地蔵へおばあちゃんやおじいちゃんたちがいっぱい来るような、ああいうにぎわいというものを、自分は、ちょっと想像しちゃうもんですから、中川村じゃあ無理かもしれませんが、そういったことに向かっていけるような、何か方法を考えてみてはどうでしょうかねと、こういうことを提案

をしたいわけでありまして。ですんで、提案をしますんで、これから、また、考えていただく、こういうことでいいですかね。どうですか。

○村 長 提案がいただけるそうなので期待しております。ありがとうございます。

○4 番 (山崎 啓造) じゃあ、次に行きますが、日本で最も美しい村を生かした村づくりを目指す、これも、村長、選挙後に言っていました。今年、何か審査の年ですか、いろいろ考えなきゃいけないってさっきも言っていました、そんな中でですね、いわゆる景観の保全、これは随分大事なことだと思います。景色を守って、美しい村を持続させるんだと、それもうんと大事なことだと思いますが、要するに、やっぱり、もう何回も言っているんですけど、私、言わせてもらっていますが、村民のね、根っこの部分から、川の美しい村なんだ、おれたちの村は美しい村なんだぞ、こうして、ああして、こうするんだっていう、そういうね、その力強さっていうのかなあ、思っているのかが、なかなか伝わってこないような気がするんですよ。何回も言わせてもらっていますが、何か上のほうだけで上滑りをしていて、草の根的なものが芽生えてこないっていうのかな、そんな気がしてならんわけですが、生かした村づくりをするんだということですから、じゃあ、こうだっていうところを聞かせてほしいと思います。

○村 長 日本で最も美しい村連合、これも何度も申し上げていることでございますけども、単なる美化運動でもなければ、景観保全運動でもないということでございます。もう既に耳だこで、また言うのかというふうに思っているかもしれないけれども、中川村にある自然的な条件、あるいは文化的な条件、歴史、そういったものの魅力的なところを大切に、残しながら、それを生かすことによって子や孫に引き継いでいけるようななりわいをつくって、そのことによって子や孫が、この中川村の大切さをさらに大事に受け継いでいかなければいけないなというふうに思ってもらって、そのことによって、しんどい思いをして掃除をするだけではなくて、きちっと、その生活の糧みたいなものも得ながら、そのための材料というふうな形というふうにつちやうと、ちょっと、随分、生々しくなっちゃいますけども、そういうふうなことも含めながら、暮らしがここで成り立つことによって、村の、地域の文化、あるいは景観等々も守られ、受け継がれていくと、そういうことでございます。だから、本当を言うと、地域の中で、今も、観光農園ですとか、鳥のレストランを初めとしてですね、いろんな飲食業が新しく、この春にも1つ、美里でできているというふうなお話もありますし、いろんな動きがあるし、いろんな農家の方々も、いろんな形でやっておられると、パッケージに美しい村連合のマークを入れていただいているっていうのも、ついこの間、見せていただいたりもしておりますので、そういうふうな形でうまく利用していただきながら、美しい村のブルベリーなんだとか、美しい村のリンゴ狩りだとか、そんなふうなことをですね、使っていただきながら、そのためには、美しい村連合そのもののブランド価値というものが上がっていかないと、ああ、あそこ、そういうすばらしい村がたくさんある、そうだね、そううちの1つなんだ中川村はってすぐに思っていたらいいかな、ぴんと来てもらえるようなものに、美しい村連合そのものも、こ

れからさらにやっていないといけないし、そうなるように我々も美しい村連合のブランド価値を高めていかなくてはならないし、ただ単に美しい村という、さっきおっしゃった上のほうの何かイメージだけのことではなくて、それとあわせて、村の中で、いろんな農家レストランとか民宿がもっと増えてほしいし、観光農園も増えていただいたり、先ほどのつくっちゃオでも村の新しい名産品とかお土産になるような物をあそこにつくって、開発していただいて、農家への波及効果も生んでいただけるような、そういう取り組みもしていただきたいし、いろんな取り組みをしてもらいたいし、そういうふうな形になるべく——なるべくというか、なるように、先ほど申し上げたような自分の得意な部分を生かしたい方に寄り添った形の個々のサポートなんかも取り組んでいかなければいけないなというふうに思っています。

○4 番 (山崎 啓造) ええとね、何回も同じことを聞きましたし、何回も聞きました。それで、言いたいのはですね、要するに、じゃあ、君たち——君たちっていうか、村民の皆さん、自分で自発的に、こう、考えて、この村は美しい村だよってやってよって、多分、言いたいと思いますが、それを言っちゃうといけないんで、言えないと思いますが、そういうふうになるような体制づくりっていうのかな、それは皆さんで考えることだかもしれませんが、役場もね、その辺のところを、その、何ていうか、この中川村の昔からの流れているにおいて、中川村らしさ、人と人とのつながり、そういうものを、どんどん、この村民に言ってもらって、村長は、特にね、そういうこと、よくわかると思うんですよ。それは、ここで生まれた人間じゃないから。そういうことをどんどんアピールして、村民に、これを手を伸ばそうよ、これ、いいことなんだよ、これはいいよ、そういうことをね、言ってほしいわけですよ。そうすれば、何かね、根元から、わっと、こう、力が結集してくるような気がしますので、希望します。

それではですね、6番目に行きます。

内発的発展の村づくり、それには役場のあり方を変えていく必要がある、村長、この間、言ったんですよ。具体的には、どういうことを言っておられるのかお聞かせください。書いたものがありますんで。

○村 長 役場のあり方も変えていく必要があるっていうところはですね、どういう趣旨だったのかなっていうふうなところを振り返ってみると、ごめんなさい、それも、ちょっと、すぐにぴんとこないところがあるんですけども、思っているところはですね、先ほど申し上げているように、その前、そのご活躍する舞台をつくるから、あとは、どこで踊ってほしいっていうのじゃだめだっていうふうなことを申し上げたかと思うんですけども、舞台というか、スケートリンクがあつて、ここで華麗にスケートをしてほしいと言っても、それは、簡単には、なかなかいかんかもしれんから、靴のひもの結び方とか、靴の選び方っていうところからやる必要もあるのかもしれないけれども、そういう、あとは、もう好きにやってみようっていうのじゃない、一人一人っていうか、個々の取り組みに、もう少し、じゃあ、ここは、こうなんだっていうふうなところをですね、こういう手続を、まず、することによって行けるんだとか、こうい

う創業資金も制度もあるんだよとか、そういうところですね、あれを、アドバイスなりバックアップをですね、していくことが必要なというふうなことを思っていて、それが一步踏み込んだサービスということで、それを、それについて役場のあり方を変えていくというふうに集約をしていただいたのかもしれませんが、そんなふうなことは感じております。

振興課長から、何か補足を。

○4 番 (山崎 啓造) ええとね、役場のあり方を変えるっていうんで、これは、まあ、すごいことが始まるんだなあと、すごい期待しちゃったんです。実は、そういうことですか。でもね、発想の転換っていうことも大事なんで、さっき言ったように、役場の職員からもどんどん提案してもらって、これは、こうしよう、ああしよう、そういう組織づくりというか、役場の中身のあり方にしていただいただけだと、大変にありがたいと思います。

以上で終わります。

○議長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

次に、8番 柳生仁議員。

○8 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました2問、かむことの大切さについてと住民からより親しまれる役場についての2問を質問いたします。

初めにかむことの大切さについて質問いたします。

去る5月11日でありますけれども、伊那市かんてんぱぱホールで長野県栄養士会福祉事業部会の公開講座で飯田女子短大家政学科准教授 安富和子先生の講演がございましたっていうことを質問いたします。このことは、住民の方から子どもの健康をどのように思っているかという質問がございました。その方は、食べ物をよくかむことが体の健康になると話してくださいました。そして、中川村でも子どもの健康について大変熱心に研究している方がいると安富先生の話をしてくださいました。講演では、安富先生は「食べ物をよくかむことで健康な体ができる。」と、話をパワーポイントでわかりやすく話してくださいました。この講演は2時間の余あったわけでありますけれども、実に楽しくて、眠くならない、大変いい講演でありました。こんな中で、物をしっかりかむことで脳に大変よい刺激が加わり、脳を活性化させると説明がありまして、簡単な記憶力ゲームがありました。初めにパワーポイントで15枚の写真を見ながら10秒間ずつ見て、続いて同じように15枚の写真を見るわけですが、前回の写真と違っていたらバツ、合っていたら丸というゲームでございました。それから、ガムを2分間かみまして、同じようなゲームをしたわけですが、最初のガムをかむ前のゲームは全問正解者がいなかったわけですが、ガムをかんでからというもの、約半数の方が全問正解だったということで、ガムをかむことによって、要するに咬合力によって、いかに脳が活性化されるかっていうことがわかってまいりました。これは、完璧な医学的な証明ではないかもしれませんが、体験いい結果かなあと、自分自身もこのゲームに挑戦し、初めは、余り記憶力がよくないんで心配したわけですが、思いのほか成績もよく、お隣におった方が「おお、すご

いね。」と褒めてくれたわけであります。この結果から、脳の活性化が、かむことでよくなるなあということでございます。このかむことについては、日本かみかみクラブっていうのを立ち上げたようでありますので、もし、時間がありましたら、インターネットを開いていただければ結構でございます。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、1として、中川村の子どもたちの咬合力はっていうことで質問したいわけでありますけれども、現在の子どもたちはかむ力が弱っていると聞きます。人の奥歯でかむ力は、自分の体重と同等の力があると聞きます。中川村の子どもたちは、かむ力は大丈夫ですかっていうことでございますけれども、村では、子どもたちのかむ力の測定をされておりますか。また、その結果の対策はされておりますかというところで聞きます。

かむ力の弱い子どもは、マラソンなんかの持久力も弱いし、ボール投げなんかにも平均的に差に大きな差があると聞きますので、まず、かむことの測定がされているかどうか、そして、リンゴなんかかじれない子がいないかどうか、そんなことを伺います。

よろしく申し上げます。

○教育長 かむことにつきましてご質問いただきましたが、かむことは食べることであり、食べることは生きることの基本であると思っておりますので、その重要性っていうものは十分承知しております。

また、飯田女子短大の安富先生の講演も内容が濃く、立派な内容だったというふうに思っております。

お尋ねの中川村の子どもたちのかむ力、いわゆる咀嚼力についてでありますけれども、各学校の様子等をお聞きしますと、おおむねかむ力はあるというふうに考えられるというふうに思います。ただ、数的な、統計的にずっと、こう、数字を分析してきて、また、そういったものの数値があつて、比較してどうのこうのっていうことではありませんので、そういった面からでは明確なことは申し上げられませんが、学校の、今、出ましたようなリンゴを丸かじりできるかどうかというような、そういったような点から見ますと、個人差はあると思っておりますが、大丈夫とは言えない部分もあるかもしれませんが、おおむねよいというふうに思っております。

また、そのかむ力とマラソンの持久力の話も出ましたけれども、そういった面は、一般的には、運動なりスポーツをする人、あるいは子どもたちと、歯をかみ、何ていうか、しっかり口をかみしめる関係で、そういうものの関係はあるというふうに言われてはおりますけれども、特に、運動部の子どもたちと、そういった入っていない子どもたちと分類して、クロス集計のような、そういった相関関係を出したことはありませんので、そういった数字的な面からのお答えは、ちょっとできませんけれども、全体的には、そういうふうにとらえております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 今、伺うと、特に測定はされていないっていう解釈でよろしいかと思っておりますけれども、測定されておりますか。

○教育長 咀嚼力の測定っていうものは、もうちょっと説明しますと、咀嚼って、かむことは、やはり、上下の垂直の運動と、もう1つはすりつぶすと、両方が合わさって咀嚼ということになりますので、それを測定するっていうのは、実は、現在、できていないっていうか、これは、日本では、それはないんだというふうに思いますので、もちろん、中川村では、やっております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 私は咬合力のことを言っております。かむ方です。測定で、咀嚼力じゃなくて、最初書いてあるように、中川村の子どもたちの咬合力はどうですかっていうことを書いてありますので、かむ力はどうかと、つぶす力じゃなくて、そこを伺っているんですが、特に、その測定する機械はあるようではありますが、中川村ではやっておりますか。

○教育長 そういう意味合いで申し上げますと、咬合力はあるというふうに、おおむねあるというふうに考えております。その測定につきましては、先ほどもお話のありました安富先生の開発されたかみかみセンサーという測定器がありまして、それでもって測定することはできるっていうことはわかっておりますけれども、現在、村内の3校では、その機械を使っている測定はしていません。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) かむことの力って非常に大事なんで、ぜひとも測定をしてもらって、みんなが一定の力が出るような施策もほしいものだと、こんなように思っているわけがあります。

ただいま答弁の中でかむことが大事っていうことを言っておられましたんで、かむことを意識したような献立なんかは考えておられますか。

○教育長 現在、6月は食育月間というふうになっておりまして、給食センターのほうでも特に食育に力を、特に、日ごろ力を入れているわけですが、特に、そういった面で、焦点的に力を入れてやろうと、強調していこうという月間になっているわけですが、その中でも、かみごたえのある食物、いわゆる豆類とかキノコとか、いわゆる繊維関係の多い食べ物だと思うんですけど、そういったものを取り入れた献立を工夫して取り組んでいるということがありますので、日ごろから給食のほうでも、かむことについては十分配慮して行われております。

○8 番 (柳生 仁) この安富先生の資料の中で、かむことの弱い子どものために、親に相談をして、それから、豆いりを食べてもらって、クラス全体の咬合力を上げたという資料があります。多分、教育長も持っておられると思いますけども、こんな中で、豆いりを、大豆でありますけれども、1ヶ月間、1回10粒ずつ食べてもらったということで、これは2年生の33人が対象でございますが、10日ごとに食べてもらって測定したそうであります。最初に34.3kg あった咬合力でありますけども、10日後に36.7kg、20日後には42.8kg、それから1ヶ月後には44.2kgと、非常に成果が出ているようであります。

これからの学校の給食なんかでも、ぜひとも、こうした咬合力に注意を向けてもらっ

て、かむ回数のほうですが、注意を向けてもらって、それから、かむ力を測定する機械もあるようであります。この間のパワーポイントの資料にありまして、子どもたちがかんでいる絵もあったわけであります。

それから、固い物をかむと歯並びがよくなると、こんなふうに言われているわけがあります。このかむことを、ぜひとも村の課題として、学校の課題として、今後、もう一步踏み込んだあごづくりをしていただけるような方法を考えていただけますか。

○教育長 いり豆の話が出ましたけれども、ある学校では——ある学校といいますか、具体的に申し上げてもいいと思うんですが、東小学校では、豆ではなくて、するめを使いまして、2cmぐらいで、これを5本セットになっていて、これをかんで、そのかんで飲み込むまでの回数を調査して、かむことの大切さっていうか、そういうものに意識づけたという例もあります。大体、子どもによっても差はあるんですけども、100回～110回、多い子はもつとなるんですが、平均すると大体そのあたりかなあというような報告をもらっておりますし、西小学校では、歯科医の指導によりまして、かみかみガムというのがありまして、ある一定の時間の中をかみますと、かんで出したときに、よくかんだ子は、うんと濃い紫、青に近いような、そういう色になって、紫から、余りかまない子は、まだ赤いままだというような、そういうようなデータでかむことの意識づけ、あるいは、中学のほうでは、定期的に健康のアンケートをとりまして、自分の生活を振り返るような機会があるわけですが、そういう項目の中に、毎日の食事のかむ意識をつけるために、そういう1項目を入れておくと、以前に比べて気をつけて、かむことに気をつけているというパーセンテージが上がってきていると、そんなような報告もありますので、かむことについては、いろんな面から迫っていくことができますので、今、それぞれの学校で取り組んでいることをもとにしながら、そういう中でかみかみセンサーのような測定の機械を使っていることが出てきますれば、安富先生から平成20年のときに、わずかな台数でしたけれども寄附もいただいておりますので、そういうものを利用しながら、そういった測定を考えていくことも、全体の中で、子どもたちの歯の衛生だけではなくて、食生活、あるいは子どもたちの健康全体を考える中で、また、保健福祉課等とも相談をしながら、そういったものについて考えて検討していきたいと思っておりますので、以上であります。

○8 番 (柳生 仁) 今、次の質問の2番のほうへ入っておりましたけど、安富先生から機械が寄贈されているということでもありますけども、ぜひとも、毎食とも1,000回もかむのも大変でありますけども、やっぱり自分で体験をしてみるとよくわかるわけがありますけども、私も、実際、この機械を借りてきてですね、自分で体験をして、かんでおります。1,000回かむということは大変なことでもあります。しかし、以前に伺ったときに、教育長、「セットが大変なんだよなあ。」っていうことを言われました。いや、そうかなあと思って、私は自分でもやってみて、最初を1回覚えるんですけど、簡単にセットできてですね、子どもたちも意外と簡単に使えるかなあ、こんなように思っているわけがあります。そして、ここに、こういった金魚のような機械があつて、ここへカウントが出てきまして、30回ごとに音が鳴りまして、1,000回かむとボーナ

スの音楽が流れます。子どもたちは、これによって非常に楽しくやるそうでありま
す。ぜひとも、かむ回数を多くしてもらえよう運動に持っていければありがたいと
思っているわけでありま。今も、そういったことで、このかむ回数を多くする運動
をしっかりと取り組んでもらいたいということでございますけども、これによって虫
歯が大変減るそうでありま。そして、ここに西岡一っていう同志社大学の教授の本
がありますけども、これには、本当に「かめば体が強くなる」と書いてありますけど
も、かむことによって、いかに自分が健康になるかっていうことがわかると書いてあ
ります。ぜひとも、学校でも、まず、保育園の年長さんから始まって、かむことをし
っかりと教えてもらいたいなど、こんなように思っているわけでありま。

この2番目に書いてありますが、実証実験でございますが、これも教育長のところ
にも資料がありますけども、肥満の子どもさんにしっかいかむことを練習してもら
って、この機械を家庭に持って行ってもらって、しっか訓練した結果、3杯飯を食
べていた子どもさんが1杯になったと言っておられました。それで、「どうして食べない
の？」って言ったら、「食べられなくなった。」と、回数かむことによって満腹中枢が
発生してきて、食べられなくなって、コンディションがよくなったと、その子ども
さんは、従来、マラソンが完走できなかったけれども、こうしてかみかみセンサーで
もってかんでいるうちに、マラソンが完走できるようになったと、そして体重も減
ってきたと、こんな実証がありますので、ぜひとも、かむ回数を多くする取り組み
をしてもらいたいわけでありま。今、先ほど、なかなか取り組めていないって
言いましたけども、ぜひとも取り組むようお願いしたいわけでありま。

3番目に行きますけども、かむことを村民運動にできないかっていうこと
でお伺いしますけども、中川村は、日本で最も美しい村でありますけれども、
そこから、かむことを村民運動にし、健康な体の村ということでやってい
けばどうかと思っているわけでありま。

そして、学校で一定の数の、このかむ機械を導入して、そして、子ども
たちに、しょっちゅうじゃなくていいわけですが、年に何回かかんでもら
って、そして、自分の体の中からかむことを覚えてもらって、健康な体
をつくってもらおうと、そんな取り組みをお願いしたいわけでありま。

そうした中で、長野県は日本一の長寿県でありますけども、健康長
寿ってなりますと、男性は上から6番目と、女性が上から17番目と、
これは新聞に載っておりましたけども、坂口 元厚労大臣が伊那文化
会館で、これは公明党の自局講演があったそうでありま。5月23
日に講演があったと報道されておりました。

今、言いました「かめば体が強くなる」、これは同志社大学の西岡一
教授の本でありますけども、これによりますと、現代の生活習慣病の
原因は、かまなくなったことが大きな要因であろうと、こんなよ
うに言っているわけでありま。そして、なぜか日本人は、戦後、
この40～50年で本当にかまなくなって、いろんな病気が発生して
きたと言っているわけでありま。

古い話でありますけども、昭和56年で、国会で、やはり、これ、
公明党の議員であ

りますが、竹内勝彦議員が「人はかむことで自然の中にある発がん
性物質を抑制するんだ。」と、こんなことを一般質問しており、
当時の厚労大臣のほうも理解した答弁をしております。

中川村では、県下の長寿でありますけれども、男性のほう
が上から5番目くらいですかね、女性も5番目くらいという
ことで、いい線を行っているわけでありま。でも、これが、
健康長寿であることが非常に望ましいわけでありま。

ぜひとも、中川村の医療費の抑制、これ、ひいては国の
医療費の抑制になる大事なプロジェクトと思っ
ているわけでありま。

駒ヶ根の教育長さんも、このかむことによっ
て医療費が抑制されるんじゃないかと、
こんなことをコメントしておたようでありま。

それから、もう1点、村で出した子育て5カ条
があります。この中に、5カ条の中
がいいのか、6カ条がいいのか、よくかむ
ことを盛り込んだ文言を入れてもらえない
かということをお願いしたいわけでありま
。でも、あえて言うならば、楽しい食事は
一口30回、1食1,400回かみましよう
とか、そんな文言が入らないかなあと、
そんなふうに思っているわけでありま。

そこで、長くなりましたけども、中川村から、
かむことを村民運動にできないかお伺
いします。

○教育長

ただいまのお話は、教育委員会だけにと
どまることではありませんので、先ほど
もちょっと申し上げましたけれども、保
健福祉課等々、村の食育の計画の中にも
8020運動とか、いろんなものが入っ
ておまして、歯にかかわることもありま
。ので、そういった関係部署、ある
いは関係機関等とのいろんな話し合
いによって、また検討させていただ
きたいというふうに思っ
ております。

なお、今、議員のおっしゃられた
いろんなことの、肥満のことだとか、
あるいは脳の発達等、あるいは病
気、がん、いろんなことがまとめて
「卑弥呼の歯はいいぜ」という
合い言葉とか、そのかむことの
大事さを一言であらわす言葉にも
なっているようですので、そんな
ことも1つのキャッチフレーズ
とか、言葉として、また、
村民にもPRしたり、いろいろ
していきたいというふう
に思っています。

以上です。

○8番

(柳生 仁) ぜひとも村民運動
にしたいんでもらって、中川村
から日本一健康長寿な村になる
ような施策をお願いしたい
わけでありま。でも、そこで、
今、言いましたように、ぜひ
とも機械の台数をもう少し
増やして、子どもたちが
楽しんでできるよ
うなことを考えてもら
えるかどうか、いま一度、
お伺いします。今は9台
ほどでございますけども、
その台数だと本当に小
人数しかできないんで、
できることなら1クラス
が1回できるか、それ
ともクラス半分の生徒
ができるか、そのくら
いの対応をしながら
やっていってもら
えると、子どもたち
も楽しくできるかな
あと、こう思っ
ておりますが、
台数の増はいか
がですか。

○教育長

かみかみセンサーの台数の
購入につきましては、現在、
新年度が始まりまして、
各学校、もう、今年
度の保健計画、ある
いは歯の衛生指導の
計画の中で進ん
できており

ますので、各学校の様子、あるいは意見等を聞きながら、来年度に向けて検討をさせていただきますたいというように思います。

○8 番 (柳生 仁) 先生方からの要望は難しいかもしれませんが、これは、一般村民、議員のほうからの要望でもありますので、ぜひとも、村の人たちの健康の原点であります。特に子どもたちの健康は、「三つ子の魂百までも」でありまして、今から健康をつくっていけば、立派な健康な大人が生まれるのかなあと、こんなふう期待しているわけでありまして、ぜひとも対応をお願いいたします。

それでは、次の2問目に入りますけれども、住民からより親しまれる役場ってということで質問してまいります。

1つ目は、総合受付の窓口の必要性はということでもありますけれども、役場の中がよくわからない方のためということ、わかっている方には必要ないわけでもありますけれども、私の言っている総合受付というのは、よくテレビに出てきますような大手企業でもって専門的に座っている方を申しあげているんじゃないで、カウンターの上に置いてあって、来た方が、受付って書いてあれば、そこへぽつと行って聞けるんだというくらい簡単なものでいいわけでもありますけれども、そういった総合受付窓口はできないかということ、質問したいわけでもあります。このことにつきましては、過日、住税課の方に伺ったら、専門的に置くわけにはいかないけれどもというような答弁もありましたけれども、いま一度、お伺いいたします。

○総務課長 ご質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

おっしゃるとおり、総合窓口の総合受付を行います窓口は開設はしておりませんが、現在ですと、玄関から入ってこられました村民の方に取り扱っている部門を説明する役は住民税務課の戸籍の窓口の2人の女性職員が担っております。

窓口にお客様、役場に用があつて来られた方を、以降、お客様というふう呼びたいと思いますけれども、こういった方が大勢来られて、窓口で案内を求められている場合につきましては、税務係が用件を聞きし、案内をしております。

お年寄りのお客様で建設水道課にご用の方は、担当者に1階まで下りてくるように連絡をしまして、1階で用が足りるように、私どもとしては対応をしております。

そのほかの課にも、カウンターに近いところに、男性、女性、問わず、職員がおります。こういった場合には、ご用件をお聞きをしまして、担当課を判断した上で、看板に、看板がカウンターの外、すぐ上につる下がっております。番号が振ってありまして、総務課ですとか保健福祉課というふう看板が出ておりますけれども、そちらのほうに看板の番号と課名をお教えして案内するようにしております。

確かに、案内に専門の職員は、今、おっしゃられたとおり、置く余裕がございませんので、現在の案内の方法をですね、より一層徹底することで十分ではないかというふう認識をしております。

○8 番 (柳生 仁) 以前も、住税課の担当も、そのような説明をされておりましたけれども、私が言うのは、ちょっと、そこに受付という看板があるだけでもって、わからない方がさつとわかるかなあと、そんなふう理解をしているわけでもありますけれども、

それにえらく金がかかるとか、そういう問題ではございませんので、ちょっとつけられればいいなあとと思っておりますが、その必要性もございませんか。

○総務課長 玄関から入って見えられたお客様については、ちょっと字が小さい、高齢の方に、ご高齢の方は、ちょっと字が小さいかなあとと思っておりますが、一覧表でお示しをさせていただいておりますし、大体、あそこに入って見えたお客様については、窓口の職員、手が空いてくれば「どちらにご用ですか。」というようなふうにお声をおかけするようにはしております。

また、目が合いますと、大体、お客さんで見えた方は、窓口のほうにどこどこへ行きたいんだけどというふう尋ねられる方がほとんどのようでもありますので、看板をあえて立てなくても何とかなるんじゃないかというふう理解をしております。

また、東のほうの玄関から入って見えるお客さんもいらっしゃるわけですが、こういった皆さんは、大体、行く方向がわかっているか、あるいは、最近ではね、村外から、こう、お見えになって、バスやなんかで、あるいは個人的に、ちょっと桜を見に来ただけだけどということ、入って見えるお客様もいらっしゃるんですが、これは、振興課のところには男性の職員がおりますので、具体的にお教えするようにしておりますから、まず、この小さい職場の中ですので、その必要は、聞いていただければ、わかるようにお答えし、また、ご案内をするというふうなことで努めておりますので、必要ないかというふうに思います。

○8 番 (柳生 仁) ぜひとも、お越しいただいた、わずかな方ですけど、わからないことのないように、しっかり丁寧な案内をお願いします。

次に2番目の質問でございますけれども、職員、新任職員の資質向上と、言い方はどうかわかりませんが、レベルアップ、わかりませんが、研修がどうかということでございます。

新任職員は、学生時代と違う環境の中で、職場の先輩の皆さん方から社会の礼儀作法とか仕組みとか、仕事を教えていただくわけでもありますけれども、職員の方の全般、また、新任職員の資質向上のために一般企業などで研修はされていますかということ、伺いたいわけでもありますけれども、ある中堅職員に伺ったら、おかげさまで研修に行かせてもらっていますということは聞いております。しかし、私は、このことで聞きたいのは、以前にかんてんばの、村長も親しい塚越会長さんから、役場の職員を研修に出せという話の中で、私は、消防とか自衛隊と思っておりましたら、「何を言っているんだ。」と「民間の企業に来て、ちょっと勉強していけ。」と、こんなお話でございました。その点については、研修はどうなっているかお伺いします。

○総務課長 研修でありますけれども、職員、特に新任職員はそうではありますが、地方公務員でありますので、地方公務員としての基本的な資質向上、これを目的に各種の研修を受講させております。これは、今、議員もおっしゃったとおりでございます。

ちょっと言わせていただきますと、長野県市町村職員研修センターというのがあります。これの主催で行います新規の採用職員の研修は、4月と9月の2回に、必ず職務命令として受講をさせております。

また、中堅職員の研修ですとか、これは2日間ございます。

それから、新任の係長の研修、これも2日間です。

あと、部課長研修、これは1日あるわけでありませけれども、こういったものは、必ず受講させるようにしております。

また、専門の研修としまして、税務職員の初任者研修、これは、税を徴収するというの一番大事な地方自治体の業務でございますので、こういったところでの基本的なものの研修、それから財務会計事務の研修、それから、もう1つ、法制執務の研修っていうのがあります。これは、役場、地方自治体は条例をつくって、これをもとにして自治事務を遂行していくという、政策のもとでは重要な形になるものでございますので、こういったものの基礎と応用編の研修と、ほか、水道技術の管理者資格講習、これは、基本的には水道協会のところで20日以上缶詰めになって学習をすることと、もう1つは、大きい施設に行って、同じくらいの20日程度でございますが、研修してくるということによって、初めて資格が得られる、水道課に規定されております研修でございますが、こういったものを受けさせて、専門知識が要求される研修には必ず行くということが、まず、第一かなというふうに思っております。

あと、特別研修としては、いろんなことを受けさせているわけですけど、最近では、非常の電子機器等を使った事務を抜きには仕事が行きませんので、一番、行政としては、こういった皆さんの――皆さんのというか、やはり情報を漏えいしない、正しく使う、こういったことを管理者としてきちんと理解させておく必要がありますので、こういうところにも、できるだけ受講させるように配慮をしております。

今、お尋ねになりました一般、伊那食品工業、かんでんぱの塚越会長のお話かと思えますけれども、製造業ですとかサービス業の労働形態と公務員労働の形態は異なります。そういう意味で、異業種の労働を体験するという事は非常に意義があることではあるというふうには考えるわけでありませけれども、何しろ、今、申し上げたような研修をですね、いろいろ、その都度やっていく、こういったことで非常に精いっぱい状態でございますが、現在では実施をしております。

かつては、桃澤村長の時代には、職場体験が必要だということで、ある程度の45歳以下の職員には、その時代は、豊信合成株式会社、それと村の社会福祉協議会、こちらのほうに1週間程度の研修をお願いをして、職場体験ということでやってきた経験がございます。

ただ、今、申し上げたように、意義は認めるところでございますが、何しろ、こういう中で、忙しい中でやっているとございまして、まず、第一に、地方公務員としての資質を高める、基本的なことを身につける、こういったことの研修を大事に考えていくということでございますので、よろしくお願ひします。

○8 番 (柳生 仁) 当然、行政マンとしての基本的な研修はもちろんと思いますが、私も、やっぱり、ときとして民間レベルの目線っていうことも大事なあと、今、聞きますと、そこまでのゆとりがないと言われますので、そうなってきますと、どうしようもないわけでありませけれども、もし、ゆとりがありましたら、そういったこと

も、今後、考えてもらいたいなあと思っております。

3番目の役場の業種は何か書いてありますが、これは、民間目線でもって、ときとして行政運営がされているかということでございます。ときとして、サービス業的感覚でもって仕事をいただいているかなあっていうことを伺いたいわけでございます。

村内、村を歩いてみますと、ときとして住民の方から、現場へ来た職員さんが何か態度悪かったって、非常に嫌な気分だったと言われることもあったりしますので、本当に、一生懸命、皆さんは働いているのに、ほんの一部の職員さんによって、皆さん全体がイメージ悪くされたら困るわけでございますので、そこにサービス業的感覚が生まれてくるわけでございます。

そうした中で、若い職員さん方がしっかり意見の言える環境、あるようでありませけれども、実は、赤城乳業のところでも聞いたことがありますけれども、ここでは、ガリガリ君っていうアイスクリームがヒット商品として売れているわけでありませけれども、これを発想したのは、入社5年目の社員だそうでありませ。先輩社員からは、そんな物は売れんぞと言われたそうでありませけれども、社長の判断でもって出したところ、ずっとロングヒットしているということで、若い知恵の職員の方々に、しっかり意見の言える環境があるかどうかといったことも伺いたいわけでございます。この赤城乳業でも、ちょっとしたことでございませけれども、ある商談で専務と入社5年目の社員とが一緒におって、ちょっと専務が、ちょっと違ったことを言ったときに、社員が「専務、それ違います。」と言ったそうでありませ。このくらい気楽に物が言える環境でありますけれども、中川村ではどうだろうかということをお伺ひいたします。

それからまた、電話の対応でありますけれども、できることなら、電話がかかってくる、何々課のただだれでありますと、こんな対応がされているかどうか、そこら辺もあわせて、若手職員が意見を、発案を出せるかどうか、また、電話対応もしっかりしているかどうかお伺ひします。

○総務課長

まず、民間会社、あるいは民間の会社と申しますか、民間の中では、1つ、サービスは、やはり、自分たちと申しますか、事を起こした皆さんの、最終的には利益につながる、そういったための1つの、失礼な言い方をすると手段かなあというふうにとらえることができるかと思ひます。そういうサービスがあるとしたら、私たちっていうか、役場の職員は何をすべきかということでありませけれども、まず、村民に対しては、平等にわかりやすく、村が政策として掲げているいろんな制度、例えば、住民福祉の制度を該当すると思われる村民の方に、何ていいますか、お聞き、聞かれたら、利用していただくことを、制度の説明から始めて、利用手続から、実際に個々の実施、こういったことを行っていくのも、例えば、住民サービスというふうに言えるかと思ひますので、今、申し上げたとおり、平等、わかりやすく、こういった手段を最初から講じていくっていうことが行政サービスの基本であるというふうに思っておりますので、常に心がけて実施していくようにしたいというふうに考えております。

それから、若い職員が職務を行う上で改善したほうがいいというふうに思ひすることが

なかなか言えないという雰囲気があるんじゃないかというようなことかと思えますけれども、もし、そういったことがあるとしましたらですね、直接の上司は係長になります。あるいは同僚もいるわけでありますので、係長を通じて議論して、直していく、こういうことが基本かと思えます。もし、こういったことができにくい、上意下達でもって若い者が何を言っているんだと、従来踏襲で、仕事はこうであるというふうなことがあって、その者が何も言えなくなってしまうようなことがあるとしたら、これは、課を統括していく上での管理職の責任でもありますので、この点は、そういうことがあるようでしたら、課長会なんかでの議論の対象にしていくというふうに、今後、考えてまいりたいと思っております。

それから、電話の対応です。このことにつきましては、村長への手紙、その他、直接、住民の方から電話でおしかりを受けることもございます。村長への手紙等に苦情が述べられて、おわびと対策を返信をしておりますので、ごらんをいただいているかというふうに思うところであります。

電話対応とあいさつにつきましては、もう、お客様に対応する接客の基本だと思っております。

過日でありますけれども、財団法人長野経済研究所の講師の先生をお招きしまして、5時、ちょうど時間、終わるか終わらないかくらいのときに2時間ほど研修を受けた機会があったわけであります。窓口の接客と、それから、お客様からのクレーム対応ということ等に題しまして研修をしたわけでありますけれども、職員42名が受講をいたしました。この中で感想はですね、非常に参考になったという感想とともにですね、もっと、こういった基本的な研修を早くやってほしかったっていう、それで、次はこんなことをやってほしいっていう、こちらで考えていたら、もう、こんなことはわかっているのではということではなくて、むしろ職員のほうから、ぜひ、こういうことを取り上げてほしいという、そういった声が出てまいりました。逆に言うと、やっぱり、基本的なことが、まだ身につけていないということの裏返しかとも思えますので、このことは、参考にしてですね、今後も機会をとらえて開催していくように考えてまいりたいと思えます。こういうふうにして、電話の対応については、少しずつ直しておりますけれども、課と課名と担当の名前を申し上げて、話があれでしたら、どちらにおかけですかというふうにお聞きをして、そちらに回す、これは基本かと思えますので、そのように、受講した職員も全員、基本的なことは勉強になったというふうに申しておりますので、少しずつ直ってきているかと思えますので、そのように、また、見ておっていただければと思います。

○8 番 (柳生 仁) 曾我村政、今、3期目、大変前向きに取り組んでいただいております、ありがとうございます。

そうした中で、職員の顔の見える職場にという表現をさせていただきますけれども、こうして、皆様方、首から名札を下げているわけでありますけれども、最近では、名札がごく普通になってきて、建設現場あたりは、むしろ看板のところに自分の顔写真を

張って、そして、そこに携帯番号も書いてございます。何かあったら私に電話してくださいって書いてあるわけであります。大きい病院なんかでも、各科ごとに看護婦さんの顔写真が張ってあって、私たちがやっておりますってあるわけですがけれども、村でも、名札もいいんですけども、もし、あれなら、職員の皆さん方がわかるような顔写真を、こう、課ごと壁に張ってあって、ああ、この方が、こうなんだなあってわかるような仕組みができないかっていうことをお伺いします。

○総務課長 昭和伊南総合病院に限らず、病院に行きますと、確かに、例えば、入ったところに医者のお医者さんの名前、それから看護師さんの担当の看護師さんの名前、それから放射線技師さんの名前とかいう形で、こう、1つのセクションのものが、全部、そここのところわかるようになっております。これは、恐らく、たくさん職員の方がいることと、もう1つは、行ったときに、その患者から見たときに、患者なり、その家族から見たときに、どの先生が対応してくれるかとか、どの看護師さんが係なのかというところで、非常に不安になることを、1つは、和らげるという大事な効果があるんじゃないかなあというふうに思います。

地方事務所のあたりでも、そんなようなことが確かに始まっているというふうに思っております。

私どもは、基本的には、その村外から見えるお客様もいるわけですけど、村民の皆さんが第一のお客様ということですから、最初はわからなくても、行っているうちに、大体、顔なじみになったりしてくるもんだと思っておりますし、カウンターの窓口のところ担当の名前だけは張ってありますし、そこから見わたしていただければ、下を向いたような仕事をしている者もおりますが、大体、ああ、この人だなというふうになるようになっておりますので、そのときに、あのか、どうだっていうことでお声をかけていただければ、できるだけすぐ飛んで行くように心がけておりますので、顔写真入りのものまで張るまでもないではないかというふうに考えております。

また、あれは、あれでいいんですけど、実は、役場の中っていうのは、背中のカウンターの反対側の、こう、いろんなチラシ、ポスター等が張ってあったりして、張る場所がないというか、非常に、掲示をする場所がですね、カウンターの下になってみたり、カウンターの上がいろんな物が置かれておったりして、ちょっと置くスペースがございませんので、いろいろ考えても、ちょっと中川村役場では現実的ではないのかなあというふうに思っておりますので、今のところの対応で十分ではないかというふうに思いますので、よろしく願います。

○8 番 (柳生 仁) 確かに、課長からすれば、だれがだれか、すぐわかるわけでありますけれども、やっぱり、村民の方々は5,000人からおって、その方たちが5,000人来るわけじゃないんですけども、職員の方が全部わかるわけじゃないので、今、言ったように、わかりやすい仕組みがいいなあというふうに思っているわけであります。だんだん検討して、もし、可能であるならば、そういったことも考えてもらって、むしろですね、私がかこの担当しておりますと自信を持って顔写真を出してもらいたいと、そして、村民と向かい合ってもらいたいと、こんなふう思うわけであります。

最後になりますけども、職員の得意分野を生かした適材適所の配置になっているかっていうことでありますけども、それぞれ、いろんな事情でもって配置がえがあるわけで、これは、村長が決めるわけでありまして、ときとして、1年か2年かわっていつてしまう場合もあるし、ある職員によっては、やあ、あの部分をやってみたいんだよとか、いろんな意見もあるわけでありまして。そういった部分について、職員の人事異動はどのようになっているか、多少、職員の意見を聞いて配置をしているのか、問答無用であっちへ行け、こっちへ行けと言っているのか、そこら辺は、ちょっと専権でありますので、伺います。

○副 村 長 人事につきましては、村長の専権事項ということで村長かと思っておりますけど、ちょっと、一緒にしておりますので、私のほうからお答えをしたいと思っております。

ご承知のとおり、庁内、各職場ございまして、職務の内容、また、現在のところの人員構成等々を含めまして、必要な人員を確保しながら配置をしていくということでもあります。

問答無用でということはどうかということでございますけれども、すべて配慮をしながらやっておりますと、これは、なかなか、人事の配置が難しいということもございます。ただ、ご本人の健康状態ですとか仕事の進め具合等々を見ながら、させていただいてはいるところであります。

ですので、問答無用というか、発令をすれば、それに従っていただくということかと思っておりますけれども、健康状態等については留意しながらやっているということでございます。

○8 番 (柳生 仁) 特に、職場っていうものは、やっぱり、皆さん得意分野がありますので、ときとして、大いに、その得意分野をしっかり伸ばして働いてもらうということが、やっぱり業務として大変大事なことかなと思っているわけでありまして。前段、言いましたように、1年、2年の配置がえでは、大変かなあと、幾ら庁内といえども、配置がかわれば、しばらく大変じゃないかと、こんなふうには思っているわけでありまして。せめて3年、4年ぐらいおって配置するとか、そんな配慮もあっていいのかなあと、こういうふうには思っております。ぜひとも、そういったことをお願いし、ますます、村政の3期目、ぜひとも、今、伺ったところ、非常にいい研修もしっかりしているし、職員の資質向上も努めているという話でございますので、そういったことをお願いしまして、質問を終わります。

○副 村 長 短期間の異動を避けるようにということのご意見をいただきまして、心がけとしては、そういうふうにはしているところでありますけど、ご承知のとおり、こここのところ、団塊の世代といいますか、定年、もしくは勸奨に応じて退職をする職員がいるということで、こここのところ数年は、ちょっと、異動のサイクルも短くなってくるのかなあというふうには思います。

また、ご指摘のありました適材適所ということにつきましては、小さな自治体でありますので、広く行政の仕事を経験していただくということも将来のご本人のためにとってでもありますし、自治体として、より多くの仕事を覚えてもらうということで

は、固定的に1カ所で10年、15年ということでありまして、固定化になってしまいますので、そうしたことも加味しながら配置をしていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○8 番 (柳生 仁) ありがとうございます。
○議 長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。
これで本日の日程は全部終了しました。
本日は、これをもって散会といたします。
ご苦労さまでした。
○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時56分 散会]